

別冊 1

供 給 約 款 変 更 認 可 申 請 補 正 書

中 部 電 力 株 式 会 社

別 紙

電 気 供 給 約 款

平成 2 6 年 5 月 1 日 実 施

中 部 電 力 株 式 会 社

電 気 供 給 約 款

目 次

I	総 則	1
1	適 用	1
2	供給約款の認可および変更	1
3	定 義	1
4	単位および端数処理	3
5	実 施 細 目	4
II	契約の申込み	5
6	需給契約の申込み	5
7	需給契約の成立および契約期間	6
8	需 要 場 所	6
9	需給契約の単位	7
10	供給の開始	8
11	供給の単位	8
12	承諾の限界	8
13	需給契約書の作成	9
III	契約種別および料金	10
14	契 約 種 別	10
15	定 額 電 灯	10
16	従 量 電 灯	13
17	臨 時 電 灯	20

18	公衆街路灯	25
19	低 圧 電 力	29
20	臨 時 電 力	33
21	農事用電力	35
IV	料金の算定および支払い	41
22	料金の適用開始の時期	41
23	検 針 日	41
24	料金の算定期間	42
25	使用電力量の計量	42
26	料金の算定	44
27	日 割 計 算	45
28	料金の支払義務および支払期日	45
29	料金その他の支払方法	47
30	延 滞 利 息	49
31	保 証 金	50
V	使用および供給	52
32	適正契約の保持	52
33	力率の保持	52
34	需要場所への立入りによる業務の実施	52
35	電気の使用にともなうお客さまの協力	53
36	供給の停止	54
37	供給停止の解除	55
38	供給停止期間中の料金	55
39	違 約 金	56

40	供給の中止または使用の制限もしくは中止	56
41	制限または中止の料金割引	57
42	損害賠償の免責	58
43	設備の賠償	58
VI 契約の変更および終了		59
44	需給契約の変更	59
45	名義の変更	59
46	需給契約の廃止	59
47	需給開始後の需給契約の廃止または変更に伴う料金および 工事費の精算	60
48	解 約 等	62
49	需給契約消滅後の債権債務関係	63
VII 供給方法および工事		64
50	需給地点および施設	64
51	架空引込線	65
52	地中引込線	66
53	接続引込線等	67
54	中高層集合住宅等への供給方法	68
55	引込線の接続	68
56	計量器等の取付け	68
57	電流制限器および契約用しゃ断器等の取付け	69
58	専用供給設備	70

VIII	工事費の負担	72
59	一般供給設備の工事費負担金	72
60	特別供給設備の工事費負担金	74
61	供給設備を変更する場合の工事費負担金	75
62	特別供給設備等の工事費の算定	76
63	工事費負担金の申受けおよび精算	77
64	臨時工事費	79
65	需給開始に至らないで需給契約を廃止または変更される場合の 費用の申受け	79
IX	保 安	80
66	保安の責任	80
67	調 査	80
68	調査等の委託	80
69	調査に対するお客さまの協力	81
70	保安に対するお客さまの協力	81
71	検査または工事の受託	81
72	自家用電気工作物	82

附	則
別	表

I 総 則

1 適 用

(1) 当社が、一般の需要（特定規模需要および特定電気事業が開始された供給地点における需要を除きます。）に応じて電気を供給するときの電気料金その他の供給条件は、この電気供給約款（以下「この供給約款」といいます。）によります。

(2) この供給約款は、当社の供給区域である次の地域に適用いたします。

愛知県、岐阜県（一部を除きます。）、三重県（一部を除きます。）、
静岡県（富士川以西）、長野県

2 供給約款の認可および変更

(1) この供給約款は、電気事業法第19条第1項の規定にもとづき、経済産業大臣の認可を受けたものです。

(2) 当社は、経済産業大臣の認可を受け、または経済産業大臣に届け出て、この供給約款を変更することがあります。この場合には、電気料金その他の供給条件は、変更後の電気供給約款によります。

3 定 義

次の言葉は、この供給約款においてそれぞれ次の意味で使用いたします。

(1) 低 圧

標準電圧100ボルトまたは200ボルトをいいます。

(2) 高 圧

標準電圧6,000ボルトをいいます。

(3) 電 灯

白熱電球、けい光灯、ネオン管灯、水銀灯等の照明用電気機器（付属装置を含みます。）をいいます。

(4) 小型機器

主として住宅、店舗、事務所等において単相で使用される、電灯以外の低圧の電気機器をいいます。ただし、急激な電圧の変動等により他のお客さまの電灯の使用を妨害し、または妨害するおそれがあり、電灯と併用できないものは除きます。

(5) 動力

電灯および小型機器以外の電気機器をいいます。

(6) 契約負荷設備

契約上使用できる負荷設備をいいます。

(7) 契約主開閉器

契約上設定されるしゃ断器であって、定格電流を上回る電流に対して電路をしゃ断し、お客さまにおいて使用する最大電流を制限するものをいいます。

(8) 契約電流

契約上使用できる最大電流（アンペア）をいい、交流単相2線式標準電圧100ボルトに換算した値といたします。

(9) 契約容量

契約上使用できる最大容量（キロボルトアンペア）をいいます。

(10) 契約電力

契約上使用できる最大電力（キロワット）をいいます。

(11) 夏季

毎年7月1日から9月30日までの期間をいいます。

(12) その他季

毎年10月1日から翌年の6月30日までの期間をいいます。

(13) 貿易統計

関税法にもとづき公表される統計をいいます。

(14) 平均燃料価格算定期間

貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき平均燃料価格を算定する場合の期間とし、毎年1月1日から3月31日までの期間、2月1日から4月30日までの期間、3月1日から5月31日までの期間、4月1日から6月30日までの期間、5月1日から7月31日までの期間、6月1日から8月31日までの期間、7月1日から9月30日までの期間、8月1日から10月31日までの期間、9月1日から11月30日までの期間、10月1日から12月31日までの期間、11月1日から翌年の1月31日までの期間または12月1日から翌年の2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間といたします。）をいいます。

(15) 再生可能エネルギー発電促進賦課金

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。）第16条第1項に定める賦課金をいいます。

4 単位および端数処理

この供給約款において料金その他を計算する場合の単位およびその端数処理は、次のとおりといたします。

- (1) 契約負荷設備の個々の容量の単位は、1ワットまたは1ボルトアンペアとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。
- (2) 契約容量の単位は、1キロボルトアンペアとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。
- (3) 契約電力の単位は、1キロワットとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。ただし、低圧電力、臨時電力または農事用電力Aについては、19（低圧電力）(4)を適用した場合に算定された値が0.5キロワット以下となるときは、契約電力を0.5キロワットといたします。また、農事用電力Bで契約負荷設備の総入力が0.5キロワット以下となる場

合の契約電力は、0.5キロワットといたします。

- (4) 使用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。
- (5) 力率の単位は、1パーセントとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。
- (6) 料金その他の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

5 実施細目

この供給約款の実施上必要な細目的事項は、この供給約款の趣旨に則り、そのつどお客さまと当社との協議によって定めます。

Ⅱ 契約の申込み

6 需給契約の申込み

- (1) お客さまが新たに電気の需給契約を希望される場合は、あらかじめこの供給約款を承認のうえ、次の事項を明らかにして、当社所定の様式によって申込みをしていただきます。ただし、軽易な内容のものについては、口頭、電話等による申込みを受け付けることがあります。

契約種別、供給電気方式、需給地点、需要場所、供給電圧、契約負荷設備、契約主開閉器、契約電流、契約容量、契約用しゃ断器の定格電流、契約電力、発電設備、業種、用途、使用開始希望日、使用期間および料金の支払方法

- (2) 契約負荷設備、契約電流、契約容量および契約電力については、1年間を通じての最大の負荷を基準として、お客さまから申し出ていただきます。この場合、1年間を通じての最大の負荷を確認するため、必要に応じて使用開始希望日以降1年間の電気の使用計画を文書により申し出ていただきます。
- (3) 供給設備の工事を要する場合は、用地事情等により供給開始までに長期間を要することがあるため、原則として、あらかじめ当社の供給設備の状況等について照会していただき、申込みをしていただきます。
- (4) 電圧または周波数の変動等によって損害を受けるおそれがある場合は、無停電電源装置の設置等必要な措置を講じていただきます。また、お客さまが保安等のために必要とされる電気については、その容量を明らかにしていただき、保安用の発電設備の設置、蓄電池装置の設置等必要な措置を講じていただきます。

7 需給契約の成立および契約期間

(1) 需給契約は、お客さまの需給契約の申込みに対して、当社が供給承諾の意思表示を行なったときに成立いたします。

(2) 契約期間は、次によります。

イ 契約期間は、臨時電灯および臨時電力の場合を除き、需給契約が成立した日から、料金適用開始の日以降1年目の日までといたします。

ロ 契約期間満了に先だって需給契約の消滅または変更がない場合は、需給契約は、契約期間満了後も1年ごとに同一条件で継続されるものといたします。

ハ 臨時電灯および臨時電力の契約期間は、需給契約が成立した日から、あらかじめ定めた契約使用期間（契約上電気を使用できる期間をいいます。）の満了の日までといたします。

8 需 要 場 所

(1) 当社は、原則として、1構内をなすものは1構内を1需要場所とし、これによりがたい場合には、(2)および(3)によります。

なお、1構内をなすものとは、さく、へい等によって区切られ公衆が自由に出入りできない区域であって、原則として区域内の各建物が同一会計主体に属するものをいいます。

(2) 当社は、1建物をなすものは1建物を1需要場所とし、これによりがたい場合には、(3)によります。

なお、1建物をなすものとは、独立した1建物をいいます。ただし、複数の建物であっても、それぞれが地上または地下において連結され、かつ、各建物の所有者および使用者が同一のとき等建物としての一体性を有していると認められる場合は、1建物をなすものとみなします。また、看板灯、庭園灯、門灯等建物に付属した屋外電灯は、建物と同一の需要場所といたします。

(3) 構内または建物の特殊な場合には、次によります。

イ 居住用の建物の場合

1 建物に会計主体の異なる部分がある場合で、次のいずれにも該当するときは、各部分をそれぞれ1 需要場所とすることができます。この場合には、共用する部分を原則として1 需要場所といたします。

(イ) 各部分の間が固定的な隔壁または扉で明確に区分されていること。

(ロ) 各部分の屋内配線設備が相互に分離して施設されていること。

(ハ) 各部分が世帯単位の居住に必要な機能（炊事のための設備等）を有すること。

ロ 居住用以外の建物の場合

1 建物に会計主体の異なる部分がある場合で、各部分の間が固定的な隔壁で明確に区分され、かつ、共用する部分がないときまたは各部分の所有者が異なるときは、各部分をそれぞれ1 需要場所とすることができます。この場合には、共用する部分を原則として1 需要場所といたします。

ハ 居住用部分と居住用以外の部分からなる建物の場合

1 建物に居住用部分と居住用以外の部分がある場合は、ロに準ずるものといたします。ただし、アパートと店舗からなる建物等居住用部分と居住用以外の部分の間が固定的な隔壁で明確に区分されている建物の場合は、居住用部分に限りイに準ずるものといたします。

ニ その他

構内に属さず、かつ、建物から独立して施設される街路灯等の場合は、施設場所を1 需要場所とすることができます。

9 需給契約の単位

当社は、次の場合を除き、1 需要場所について1 契約種別を適用して、1 需給契約を結びます。

- (1) 1 需要場所において、次の 2 以上の契約種別を契約する場合または次の契約種別とこれ以外の 1 契約種別 ((2) の場合は、2 契約種別といたします。) とをあわせて契約する場合

臨時電灯のうちの 1 契約種別、臨時電力、農事用電力

- (2) 電灯または小型機器と動力とをあわせて使用する需要で、定額電灯と低圧電力、または従量電灯のうちの 1 契約種別と低圧電力とをあわせて契約する場合

10 供給の開始

- (1) 当社は、お客さまの需給契約の申込みを承諾したときには、お客さまと協議のうえ需給開始日を定め、供給準備その他必要な手続きを経たのち、すみやかに電気を供給いたします。
- (2) 当社は、天候、用地交渉、停電交渉等の事情によるやむをえない理由によって、あらかじめ定めた需給開始日に電気を供給できないことが明らかになった場合には、その理由をお知らせし、あらためてお客さまと協議のうえ、需給開始日を定めて電気を供給いたします。

11 供給の単位

当社は、次の場合を除き、1 需給契約につき、1 供給電気方式、1 引込みおよび 1 計量をもって電気を供給いたします。

- (1) 共同引込線（2 以上の需給契約に対して 1 引込みにより電気を供給するための引込線をいいます。）による引込みで電気を供給する場合
- (2) その他技術上、経済上やむをえない場合

12 承諾の限界

当社は、法令、電気の需給状況、供給設備の状況、料金の支払状況（既に消滅しているものを含む他の需給契約の料金を支払期日を経過してなお支払われない場合を含みます。）その他によってやむをえない場合には、需給契約の申込みの全部または一部をお断りすることがあります。この場合

は、その理由をお知らせいたします。

13 需給契約書の作成

特別の事情がある場合で、お客さまが希望されるときまたは当社が必要とするときは、電気の需給に関する必要な事項について、需給契約書を作成いたします。

Ⅲ 契約種別および料金

14 契約種別

契約種別は、次のとおりといたします。

需 要 区 分	契 約 種 別	
電 灯 需 要	定 額 電 灯	
	従 量 電 灯	A
		B
		C
	臨 時 電 灯	A
		B
		C
	公 衆 街 路 灯	A
		B
電 力 需 要	低 圧 電 力	
	臨 時 電 力	
	農 事 用 電 力	A
		B

15 定 額 電 灯

(1) 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、その総容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに別表４〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）が400ボルトアンペア以下であるものに適用いたします。

(2) 供給電気方式，供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は，交流単相 2 線式標準電圧100ボルトまたは200ボルトとし，周波数は，標準周波数60ヘルツといたします。ただし，供給電気方式および供給電圧については，お客さまに特別の事情がある場合には，交流単相 3 線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとすることがあります。

(3) 契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

(4) 料 金

料金は，需要家料金，電灯料金，小型機器料金および別表 2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，電灯料金または小型機器料金は，別表 1（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が45,900円を下回る場合は，別表 1（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表 1（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が45,900円を上回る場合は，別表 1（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

イ 需要家料金

需要家料金は，1月につき次のとおりといたします。

1 契約につき	54円00銭
---------	--------

ロ 電灯料金

(イ) 電灯料金は，各契約負荷設備ごとに1月につき次のとおりといたします。

20ワットまでの1灯につき	137円38銭
20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	235円87銭
40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	334円37銭
60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	531円36銭
100ワットをこえる1灯につき100ワットまでごとに	531円36銭

(ロ) ネオン管灯、けい光灯、水銀灯等は、管灯および付属装置を一括して容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、別表4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）を算定し、その容量につき1ボルトアンペアを1ワットとみなして電灯料金を適用いたします。

(ハ) 多灯式けい光灯等は、その合計によって容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、別表4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）を算定し、その容量につき1ボルトアンペアを1ワットとみなして電灯料金を適用いたします。

ハ 小型機器料金

小型機器料金は、各契約負荷設備ごとにその容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、別表4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）に応じ1月につき次のとおりといたします。

50ボルトアンペアまでの1機器につき	230円04銭
50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき	380円16銭
100ボルトアンペアをこえる1機器につき100ボルトアンペアまでごとに	380円16銭

(5) そ の 他

当社は、必要に応じて電流制限器を取り付けます。

16 従 量 電 灯

(1) 従量電灯A

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

(イ) 使用する最大電流（交流単相2線式標準電圧100ボルトに換算した値といたします。）が5アンペア以下であること。

(ロ) 定額電灯を適用できないこと。

ロ 供給電気方式，供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。

ハ 契約電流

(イ) 契約電流は、5アンペアといたします。

(ロ) 当社は、契約電流に応じた電流制限器その他の適当な装置（以下「電流制限器等」といいます。）を取り付けます。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場

合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、当社は、電流制限器等を取り付けないことがあります。

ニ 料 金

料金は、その1月の使用電力量にもとづき次によって算定された金額および別表2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、別表1（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が45,900円を下回る場合は、別表1（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表1（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が45,900円を上回る場合は、別表1（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものいたします。

最 低 料 金	1 契約につき最初の8キロワット時まで	253円80銭
電力量料金	上記をこえる1キロワット時につき	20円68銭

(2) 従量電灯B

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

- (イ) 契約電流が10アンペア以上であり、かつ、60アンペア以下であること。
- (ロ) 1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約電流と契約電力との合計（この場合、10アンペアを1キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること。

ただし、1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お

客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当社の供給設備の状況等から当社が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(イ)に該当し、かつ、(ロ)の契約電流と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当社は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧200ボルトまたは交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

ハ 契約電流

(イ) 契約電流は、10アンペア、15アンペア、20アンペア、30アンペア、40アンペア、50アンペアまたは60アンペアのいずれかとし、お客さまの申出によって定めます。

(ロ) 当社は、契約電流に応じて電流制限器等を取り付けます。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、当社は、電流制限器等を取り付けないことがあります。

ニ 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）（3）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表1（燃料費調

整) (1)イによって算定された平均燃料価格が45,900円を下回る場合は、別表1 (燃料費調整) (1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表1 (燃料費調整) (1)イによって算定された平均燃料価格が45,900円を上回る場合は、別表1 (燃料費調整) (1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものいたします。

(イ) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりいたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額いたします。

契約電流10アンペア	280円80銭
契約電流15アンペア	421円20銭
契約電流20アンペア	561円60銭
契約電流30アンペア	842円40銭
契約電流40アンペア	1,123円20銭
契約電流50アンペア	1,404円00銭
契約電流60アンペア	1,684円80銭

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

最初の120キロワット時までの1キロワット時につき	20円68銭
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき	25円08銭
300キロワット時をこえる1キロワット時につき	27円97銭

(ハ) 最低月額料金

(イ)および(ロ)によって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の金額を下回る場合は、その1月の料金は、次の金額および別表2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

	最低月額料金
1 契約につき	253円80銭

(3) 従量電灯C

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

(イ) 契約容量が6キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として50キロボルトアンペア未満であること。

(ロ) 1需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約容量と契約電力との合計（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること。

ただし、1需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当社の供給設備の状況等から当社が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(イ)に該当し、かつ、(ロ)の契約容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当社は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

ロ 供給電気方式，供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は，交流単相 3 線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし，周波数は，標準周波数60ヘルツといたします。ただし，供給電気方式および供給電圧については，技術上または当社の供給設備の都合でやむをえない場合には，交流単相 2 線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流 3 相 3 線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

ハ 契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

ニ 契約容量

(イ) 契約容量は，契約負荷設備の総容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，各契約負荷設備ごとに別表 4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）に次の係数を乗じてえた値といたします。ただし，差込口の数と電気機器の数が異なる場合等特別の事情がある場合は，別表 3（契約負荷設備の総容量の算定）によって総容量を定めます。

最初の 6 キロボルトアンペアにつき	95パーセント
次の14キロボルトアンペアにつき	85パーセント
次の30キロボルトアンペアにつき	75パーセント
50キロボルトアンペアをこえる部分につき	65パーセント

(ロ) お客さまが契約主開閉器により契約容量を定めることを希望される場合には，契約容量は，(イ)にかかわらず，契約主開閉器の定格電流にもとづき，別表 7（契約容量および契約電力の算定方法）により算定された値といたします。この場合，契約主開閉器をあらかじめ設定

していただきます。

なお、当社は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。

ホ 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表 2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表 1（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が45,900円を下回る場合は、別表 1（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 1（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が45,900円を上回る場合は、別表 1（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

(イ) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	280円80銭
---------------------	---------

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

最初の120キロワット時までの1キロワット時につき	20円68銭
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき	25円08銭
300キロワット時をこえる1キロワット時につき	27円97銭

17 臨時電灯

(1) 臨時電灯 A

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用し、契約使用期間が1年未満の需要で、その総容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに別表4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）が3キロボルトアンペア以下であるものに適用いたします。ただし、毎年、一定期間を限り、反復使用する需要には適用いたしません。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧200ボルトまたは交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

ハ 料 金

料金は、契約負荷設備の総容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに別表4〔負荷設備の入力

換算容量」によって換算するものといたします。) によって1日につき次によって算定された金額および別表2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，別表1（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が45,900円を下回る場合は，別表1（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表1（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が45,900円を上回る場合は，別表1（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

総容量が50ボルトアンペアまでの場合	7円97銭
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	15円94銭
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	15円94銭
総容量が500ボルトアンペアをこえ1キロボルトアンペアまでの場合	159円41銭
総容量が1キロボルトアンペアをこえ3キロボルトアンペアまでの場合1キロボルトアンペアまでごとに	159円41銭

ニ その他

- (イ) 当社は，原則として供給設備を常置いたしません。
- (ロ) 契約使用期間満了後さらに継続して使用することを希望される場合で，契約使用期間満了の日の翌日から新たに定める契約使用期間満了の日までが1年未満となるときは，臨時電灯Aを適用いたします。

(ハ) その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、定額電灯に準ずるものといたします。

(2) 臨時電灯 B

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用し、契約使用期間が1年未満の需要で、契約電流が40アンペア以上であり、かつ、60アンペア以下であるものに適用いたします。ただし、毎年、一定期間を限り、反復使用する需要には適用いたしません。

ロ 契約電流

(イ) 契約電流は、40アンペア、50アンペアまたは60アンペアのいずれかとし、お客さまの申出によって定めます。

(ロ) 当社は、契約電流に応じて電流制限器等を取り付けます。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、当社は、電流制限器等を取り付けないことがあります。

ハ 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表1（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が45,900円を下回る場合は、別表1（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表1（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が45,900円を上回る場合は、別表1（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

(イ) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電流10アンペアにつき	307円80銭
---------------	---------

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

1キロワット時につき	30円77銭
------------	--------

ニ その他

(イ) 当社は、原則として供給設備を常置いたしません。

(ロ) 契約使用期間満了後さらに継続して使用することを希望される場合で、契約使用期間満了の日の翌日から新たに定める契約使用期間満了の日までが1年未満となるときは、臨時電灯Bを適用いたします。

(ハ) その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、従量電灯Bに準ずるものといたします。

(3) 臨時電灯C

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用し、契約使用期間が1年未満の需要で、契約容量が6キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として50キロボルトアンペア未満であるものに適用いたします。ただし、毎年、一定期間を限り、反復使用する需要には適用いたしません。

ロ 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表2（再生可能エネルギー発

電促進賦課金) (3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表 1 (燃料費調整) (1)イによって算定された平均燃料価格が45,900円を下回る場合は、別表 1 (燃料費調整) (1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 1 (燃料費調整) (1)イによって算定された平均燃料価格が45,900円を上回る場合は、別表 1 (燃料費調整) (1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

(イ) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	307円80銭
---------------------	---------

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

1 キロワット時につき	30円77銭
-------------	--------

ハ その他

(イ) 当社は、原則として供給設備を常置いたしません。

(ロ) 契約使用期間満了後さらに継続して使用することを希望される場合で、契約使用期間満了の日の翌日から新たに定める契約使用期間満了の日までが1年未満となるときは、臨時電灯Cを適用いたします。

(ハ) その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、従量電灯Cに準ずるものといたします。

18 公衆街路灯

(1) 公衆街路灯 A

イ 適用範囲

公衆のために、一般道路、橋、公園等に照明用として設置された電灯または火災報知機灯、消火せん標識灯、交通信号灯、海空路標識灯その他これに準ずる電灯もしくは小型機器（以下「公衆街路灯」といいます。）を使用する需要で、その総容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに別表 4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）が 1 キロボルトアンペア未満であるものに適用いたします。ただし、昼間にも継続して使用されるものについては、お客さまと当社との協議によって公衆街路灯 B を適用することがあります。

ロ 料 金

料金は、需要家料金、電灯料金、小型機器料金および別表 2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電灯料金または小型機器料金は、別表 1（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 45,900 円を下回る場合は、別表 1（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 1（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 45,900 円を上回る場合は、別表 1（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

(イ) 需要家料金

需要家料金は、1 月につき次のとおりといたします。

1 契約につき	48円60銭
---------	--------

(ロ) 電灯料金

- a 電灯料金は、各契約負荷設備ごとに1月につき次のとおりといたします。

20ワットまでの1灯につき	128円74銭
20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	221円83銭
40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	314円93銭
60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	501円12銭
100ワットをこえる1灯につき100ワットまでごとに	501円12銭

- b ネオン管灯、けい光灯、水銀灯等は、管灯および付属装置を一括して容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、別表4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）を算定し、その容量につき1ボルトアンペアを1ワットとみなして電灯料金を適用いたします。

- c 多灯式けい光灯等は、その合計によって容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、別表4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）を算定し、その容量につき1ボルトアンペアを1ワットとみなして電灯料金を適用いたします。

(ハ) 小型機器料金

小型機器料金は、各契約負荷設備ごとにその容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、別表4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）に応じ1月につき次のとおりといたします。

50ボルトアンペアまでの1機器につき	211円68銭
50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき	351円00銭
100ボルトアンペアをこえる1機器につき100ボルトアンペアまでごとに	351円00銭

ハ その他

その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、定額電灯に準ずるものといたします。

(2) 公衆街路灯B

イ 適用範囲

公衆街路灯を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

- (イ) 契約容量が1キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として50キロボルトアンペア未満であること。
- (ロ) 公衆街路灯Aを適用できないこと。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧200ボルトまたは交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

ハ 契約容量

契約容量は、契約負荷設備の総容量（入力といたします。なお、出力

で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに別表4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）といたします。ただし、契約負荷設備の総容量が1キロボルトアンペア未満の場合は、1キロボルトアンペアといたします。

ニ 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表1（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が45,900円を下回る場合は、別表1（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表1（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が45,900円を上回る場合は、別表1（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

(イ) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約容量1キロボルトアンペアにつき	253円80銭
-------------------	---------

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

1キロワット時につき	19円67銭
------------	--------

(ハ) 最低月額料金

(イ)および(ロ)によって算定された基本料金と電力量料金との合計が

次の金額を下回る場合は、その1月の料金は、次の金額および別表2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

	最低月額料金
1 契約につき	236円52銭

ホ その他

その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、従量電灯Cに準ずるものといたします。

19 低 圧 電 力

(1) 適用範囲

動力を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

イ 契約電力が原則として50キロワット未満であること。

ロ 1 需要場所において従量電灯とあわせて契約する場合は、契約電流（この場合、10アンペアを1キロワットとみなします。）または契約容量（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）と契約電力との合計が50キロワット未満であること。

ただし、1 需要場所において従量電灯とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当社の供給設備の状況等から当社が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、イに該当し、かつ、ロの契約電流または契約容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当社は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

(2) 供給電気方式，供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は，交流 3 相 3 線式標準電圧200ボルトとし，周波数は，標準周波数60ヘルツといたします。ただし，供給電気方式および供給電圧については，技術上やむをえない場合には，交流単相 2 線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとすることがあります。

(3) 契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

(4) 契約電力

イ 契約電力は，契約負荷設備の各入力（出力で表示されている場合等は，別表 4 「負荷設備の入力換算容量」によって換算するものといたします。）についてそれぞれ次の(イ)の係数を乗じてえた値の合計に(ロ)の係数を乗じてえた値といたします。ただし，電気機器の試験用に電気を使用される場合等特別の事情がある場合は，その回路において使用される最大電流を制限できるしゃ断器その他の適当な装置をお客さまに施設していただき，その容量を当該回路において使用される契約負荷設備の入力とみなします。この場合，その容量は別表 7 （契約容量および契約電力の算定方法）に準じて算定し，(ロ)の係数を乗じないものといたします。

(イ) 契約負荷設備のうち

最大の入力 のものから	最初の 2 台の入力につき	100パーセント
	次の 2 台の入力につき	95パーセント
	上記以外のものの入力につき	90パーセント

(ロ) (イ)によってえた値の合計のうち

最初の6キロワットにつき	100パーセント
次の14キロワットにつき	90パーセント
次の30キロワットにつき	80パーセント
50キロワットをこえる部分につき	70パーセント

ロ お客さまが契約主開閉器により契約電力を定めることを希望される場合には、契約電力は、イにかかわらず、契約主開閉器の定格電流にもとづき、別表7（契約容量および契約電力の算定方法）により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。

なお、当社は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。

ハ お客さまが契約用しゃ断器（使用する最大電流を制限する当社のしゃ断器をいいます。）により契約電力を定めることを希望される場合には、契約電力は、イにかかわらず、お客さまの申出によって当社が取り付ける契約用しゃ断器の定格電流にもとづき、別表7（契約容量および契約電力の算定方法）により算定された値といたします。この場合、契約用しゃ断器の定格電流は、10アンペア、20アンペア、30アンペア、40アンペア、50アンペア、60アンペア、70アンペア、80アンペア、90アンペア、100アンペア、110アンペア、120アンペア、130アンペアまたは140アンペアのいずれかといたします。

(5) 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金

の合計といたします。ただし、基本料金は、ハによって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、別表 1（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が45,900円を下回る場合は、別表 1（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 1（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が45,900円を上回る場合は、別表 1（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の基本料金は、契約電力が1キロワットの場合の基本料金の半額といたします。また、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電力 1 キロワットにつき

1,123円20銭

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

なお、その1月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、計量値を確認するときを除き、その1月の使用電力量をその1月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。

	夏 季 料 金	その他季料金
1 キロワット時につき	16円73銭	15円21銭

ハ 力率割引および割増し

電気機器の力率をそれぞれの入力によって別表 5（加重平均力率の算定）により加重平均してえた値が，85パーセントを上回る場合（(4)ロまたはハにより契約電力を定める場合を含みます。）は，基本料金を 5 パーセント割引し，85パーセントを下回る場合は，基本料金を 5 パーセント割増しいたします。この場合，電気機器の力率は，別表 6（進相用コンデンサ取付容量基準）の基準に適合した容量の進相用コンデンサが取り付けてあるものについては90パーセント，取り付けてないものについては80パーセント，電熱器については100パーセントといたします。

なお，まったく電気を使用しないその 1 月の力率は，85パーセントとみなします。

ニ そ の 他

時報用または警報用のみに使用する場合は，基本料金のみといたします。この場合の力率は，85パーセントとみなします。

(6) そ の 他

変圧器，発電設備等を介して，電灯または小型機器を使用することはできません。

20 臨 時 電 力

(1) 適用範囲

動力を使用し，契約使用期間が 1 年未満の需要で，契約電力が原則として50キロワット未満であるものに適用いたします。ただし，毎年，一定期間を限り，反復使用する需要には適用いたしません。

(2) 契約電力

契約電力は、19（低圧電力）(4)イおよびロに準じて定めます。

(3) 料 金

契約電力が、5キロワット以下の場合は原則として定額制供給とし、5キロワットをこえる場合は従量制供給といたします。

イ 定額制供給の場合

料金は、次によって算定された金額および別表2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の料金は、契約電力が1キロワットの場合の次によって算定された金額の半額および別表2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。また、別表1（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が45,900円を下回る場合は、別表1（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表1（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が45,900円を上回る場合は、別表1（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

契約電力1キロワット1日につき

234円36銭

ロ 従量制供給の場合

料金は、19（低圧電力）(5)イおよびロによって算定された金額の20パーセントを割増ししたものならびに別表2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表1（燃料費調整）

(1)イによって算定された平均燃料価格が45,900円を下回る場合は、別表1（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表1（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が45,900円を上回る場合は、別表1（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものいたします。

ハ 力率割引および割増し

力率割引および割増しは、従量制供給の場合に限り、低圧電力に準じて適用いたします。

(4) そ の 他

イ 当社は、原則として供給設備を常置いたしません。

ロ 契約使用期間満了後さらに継続して使用することを希望される場合で、契約使用期間満了の日の翌日から新たに定める契約使用期間満了の日までが1年未満となるときは、臨時電力を適用いたします。

ハ その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、低圧電力に準ずるものいたします。

21 農事用電力

(1) 農事用電力A（かんがい排水需要）

イ 適用範囲

農事用のかんがい排水のために動力を使用する需要で、契約電力が原則として50キロワット未満であるものに適用いたします。

ロ 契約電力

契約電力は、19（低圧電力）(4)イおよびロに準じて定めます。

ハ 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、(ハ)によって力率割引

または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものいたします。また、電力量料金は、別表 1（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が45,900円を下回る場合は、別表 1（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 1（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が45,900円を上回る場合は、別表 1（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものいたします。

なお、契約使用期間以外の期間については、料金を申し受けません。

(イ) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりいたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の基本料金は、契約電力が1キロワットの場合の基本料金の半額いたします。

なお、1回の契約使用期間においてまったく電気を使用しない月の基本料金は、半額いたします。また、1年の基本料金の合計は、最低保証料金（電気を使用する場合の基本料金の2月分とし、その1年の契約電力の最大値によって算定いたします。）を下回らないものいたします。

契約電力 1 キロワットにつき

540円00銭

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

なお、その1月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、計量値を確認するときを除き、その1月の使用電力量をその1月に含

まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。

	夏 季 料 金	その他季料金
1 キロワット時につき	11円98銭	10円89銭

(ハ) 力率割引および割増し

力率割引および割増しは、低圧電力に準ずるものといたします。

ニ そ の 他

(イ) お客さまが契約使用期間内に電気の使用の休止の申出をされる場合は、契約使用期間を変更いたします。

(ロ) お客さまが電気の使用を休止される場合には、当社は、引込線の切断等の処置を行なうことがあります。

(ハ) その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、低圧電力に準ずるものといたします。

(2) 農事用電力B（育苗・栽培需要）

イ 適用範囲

農事用の育苗または栽培のために熱源として動力を毎年、一定期間を限り、30日以上継続して使用する需要で、契約電力が50キロワット未満であるものに適用いたします。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流3相3線式標準電圧200ボルトまたは交流単相2線式標準電圧200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとすることが

あります。

ハ 契約電力

契約電力は、契約負荷設備の総入力といたします。

ニ 料 金

契約電力が、5キロワット以下の場合は定額制供給とし、5キロワットをこえる場合は従量制供給といたします。

(イ) 定額制供給の場合

料金は、次によって算定された金額および別表2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の料金は、契約電力が1キロワットの場合の次によって算定された金額の半額および別表2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。また、別表1（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が45,900円を下回る場合は、別表1（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表1（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が45,900円を上回る場合は、別表1（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

なお、契約使用期間以外の期間については、料金を申し受けません。また、1年の料金から再生可能エネルギー発電促進賦課金を差し引いた金額の合計は、最低保証料金（最初の30日までの次によって算定された金額とし、その1年の契約電力の最大値によって算定いたします。）を下回らないものといたします。

契約電力1キロワットにつき	最初の30日まで	6,512円40銭
	30日をこえる1日につき	217円08銭

(ロ) 従量制供給の場合

料金は、19（低圧電力）(5)イおよびロによって算定された金額（電気を使用する場合のものといたします。）の10パーセントを割増ししたものおよび別表2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表1（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が45,900円を下回る場合は、別表1（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表1（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が45,900円を上回る場合は、別表1（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

なお、契約使用期間以外の期間については、料金を申し受けません。また、1年の料金から再生可能エネルギー発電促進賦課金を差し引いた金額の合計は、最低保証料金（基本料金の1月分とし、その1年の契約電力の最大値によって算定いたします。）を下回らないものといたします。

(ハ) 力率割引および割増し

力率割引および割増しは、従量制供給の場合に限り、低圧電力に準じて適用いたします。

ホ その他

(イ) お客さまが契約使用期間内に電気の使用の休止の申出をされる場合は、30日以上継続して電気を使用されることとなる場合に限り、契約使用期間を変更いたします。

- (ロ) お客さまが電気の使用を休止される場合には、当社は、引込線の切断等の処置を行なうことがあります。
- (ハ) その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、低圧電力に準ずるものいたします。

Ⅳ 料金の算定および支払い

22 料金の適用開始の時期

料金は、需給開始の日から適用いたします。ただし、あらかじめ需給契約書を作成されたお客さまについては、供給準備着手前に需給開始延期の申入れがあった場合およびお客さまの責めとならない理由によって需給が開始されない場合を除き、原則として需給契約書に記載された需給開始日から適用いたします。

23 検 針 日

検針日は、次により、実際に検針を行なった日または検針を行なったものとされる日といたします。

- (1) 検針は、お客さまごとに当社があらかじめお知らせした日（当社がお客さまの属する検針区域に応じて定めた毎月一定の日〔以下「検針の基準となる日」といいます。〕および休日等を考慮して定めます。）に、各月ごとに行ないます。ただし、やむをえない事情のある場合は、当社があらかじめお知らせした日以外の日に検針することがあります。
- (2) お客さまが不在等のため検針できなかった場合は、検針に伺った日に検針を行なったものといたします。
- (3) 当社は、次の場合には、(1)にかかわらず、各月ごとに検針を行なわないことがあります。
 - イ 需給開始の日からその直後のお客さまの属する検針区域の検針日まで
の期間が短い場合
 - ロ 非常変災の場合
 - ハ その他特別の事情がある場合で、あらかじめお客さまの承諾をえたとき。

- (4) (3)イの場合で、検針を行なわなかったときは、需給開始の直後のお客さまの属する検針区域の検針日に検針を行なったものといたします。
- (5) (3)ロまたはハの場合で、検針を行なわなかったときは、検針を行なわない月については、当社があらかじめお知らせした日に検針を行なったものといたします。

24 料金の算定期間

- (1) 料金の算定期間は、前月の検針日から当月の検針日の前日までの期間（以下「検針期間」といいます。）といたします。ただし、電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の料金の算定期間は、開始日から直後の検針日の前日までの期間または直前の検針日から消滅日の前日までの期間といたします。
- (2) 定額制供給の場合または25（使用電力量の計量）(7)の場合の料金の算定期間は、(1)に準ずるものといたします。この場合、(1)にいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、臨時電灯、臨時電力および農事用電力Bの料金の算定期間は、契約使用開始日から翌月の応当日（契約使用開始日に対応する日をいいます。）の前日までの期間、または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とすることがあります。

25 使用電力量の計量

- (1) 使用電力量の計量は、電力量計の読みによるものとし、料金の算定期間における使用電力量は、次の場合ならびに(5)および(6)の場合を除き、検針日における電力量計の読み（需給契約が消滅した場合は、原則として消滅日における電力量計の読みといたします。）と前回の検針日における電力量計の読み（電気の供給を開始した場合は、原則として開始日における電力量計の読みといたします。）の差引きにより算定（乗率を有する電力量計の場合は、乗率倍するものといたします。）いたします。

イ 23（検針日）（2）の場合の使用電力量は、前回の検針の結果によるものとし、次回の検針の結果の1月平均値（月数による平均値といたします。）によって精算いたします。ただし、26（料金の算定）（1）イ、ロまたはハに該当する場合は、次回の検針の結果を料金の計算上区分すべき期間の日数に契約電流、契約容量または契約電力を乗じた値の比率によりあん分してえた値によって精算いたします。

ロ 23（検針日）（4）の場合、計量値を確認するときを除き、需給開始の日から次回の検針日の前日までの使用電力量を需給開始の日から需給開始の直後の検針日の前日までの期間および需給開始の直後の検針日から次回の検針日の前日までの期間の日数の比であん分してえた値をそれぞれの料金の算定期間の使用電力量といたします。ただし、26（料金の算定）（1）イ、ロまたはハに該当する場合は、次回の検針の結果を料金の計算上区分すべき期間の日数に契約電流、契約容量または契約電力を乗じた値の比率によりあん分してえた値をそれぞれの料金の算定期間の使用電力量といたします。

ハ 23（検針日）（5）の場合の使用電力量は、原則として、前回の検針の結果の1月平均値によるものとし、次回の検針の結果の1月平均値によって精算いたします。ただし、26（料金の算定）（1）イ、ロまたはハに該当する場合は、次回の検針の結果を料金の計算上区分すべき期間の日数に契約電流、契約容量または契約電力を乗じた値の比率によりあん分してえた値によって精算いたします。

（2）計量器の読みは、次によります。

イ 指針が示す目盛りの値によるものといたします。ただし、指針が目盛りの中間を示す場合は、その値が小さい目盛りによるものといたします。

ロ 乗率を有しない場合は、整数位までといたします。ただし、記録型計

量器により計量する場合は、最小位までといたします。

ハ 乗率を有する場合は、最小位までといたします。

(3) 使用電力量は、供給電圧と同位の電圧で計量いたします。

(4) 当社は、検針の結果をすみやかにお客さまにお知らせいたします。

(5) 計量器を取り替えた場合には、料金の算定期間における使用電力量は、

(6)の場合を除き、取付けおよび取外しした電力量計ごとに(1)に準じて計量した使用電力量を合算してえた値といたします。

(6) 計量器の故障等によって使用電力量を正しく計量できなかった場合には、料金の算定期間の使用電力量は、別表 8（使用電力量の協定）を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。

(7) 従量制供給のお客さまについて、検針を行なうことが困難である等特別の事情がある場合で計量器を取り付けないときの料金の算定期間の使用電力量は、別表 8（使用電力量の協定）を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。

(8) 記録型計量器により計量する場合は、記録型計量器に記録された電力量計の値の表示は行ないません。

26 料金の算定

(1) 料金は、次の場合を除き、料金の算定期間を「1月」として算定いたします。

イ 電気の供給を開始し、再開し、休止し、もしくは停止し、または需給契約が消滅した場合

ロ 契約種別、契約負荷設備、契約電流、契約容量、契約電力、力率等を変更したことにより、料金に変更があった場合

ハ 24（料金の算定期間）(1)の場合で検針期間の日数とその検針期間の始期に対応する検針の基準となる日の属する月の日数に対し、5日を上回り、または下回るとき。

- (2) 料金は、需給契約ごとに当該契約種別の料金を適用して算定いたします。

27 日割計算

- (1) 当社は、26（料金の算定）(1)イ、ロまたはハの場合は、次により料金を算定いたします。

イ 基本料金、最低料金、最低月額料金または定額制供給の料金は、別表 9（日割計算の基本算式）(1)イにより日割計算をいたします。

ロ 電力量料金および従量制供給の再生可能エネルギー発電促進賦課金は、日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて別表 9（日割計算の基本算式）(1)ハにより算定いたします。ただし、従量電灯の料金適用上の電力量区分については、別表 9（日割計算の基本算式）(1)ロにより日割計算をいたします。

ハ イおよびロによりがたい場合は、これに準じて算定いたします。

- (2) 26（料金の算定）(1)イの場合により日割計算をするときは、日割計算対象日数には開始日および再開日を含み、休止日、停止日および消滅日を除きます。

また、26（料金の算定）(1)ロの場合により日割計算をするときは、変更後の料金は、変更のあった日から適用いたします。

- (3) 力率に変更を生ずるような契約負荷設備の変更等がある場合の基本料金は、その前後の力率にもとづいて、別表 9（日割計算の基本算式）(1)イにより日割計算をいたします。

- (4) 当社は、日割計算をする場合には、必要に応じてそのつど計量値の確認をいたします。

28 料金の支払義務および支払期日

- (1) お客さまの料金の支払義務は、次の日に発生いたします。

イ 従量制供給の場合は、検針日といたします。ただし、23（検針日）

(4)の場合の料金または25（使用電力量の計量）(1)イもしくはハにより精算する場合の精算額については次回の検針日とし、また、25（使用電力量の計量）(6)の場合は、料金の算定期間の使用電力量が協議によって定められた日といたします。

なお、25（使用電力量の計量）(7)の場合は、そのお客さまの属する検針区域の検針日または契約使用開始日およびその各月の応当日といたします。

ロ 定額制供給の場合は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、臨時電灯、臨時電力および農事用電力Bの場合は、契約使用開始日およびその各月の応当日とすることがあります。

ハ 29（料金その他の支払方法）(6)の場合は、当該支払期に属する最終月のイまたはロによる日といたします。

ニ 需給契約が消滅した場合は、消滅日といたします。ただし、従量制供給の場合で、特別の事情があつて需給契約の消滅日以降に計量値の確認を行なった場合は、その日といたします。

ホ 農事用電力Aのお客さまの1年の基本料金の合計が最低保証料金を下回る場合または農事用電力Bのお客さまの1年の料金から再生可能エネルギー発電促進賦課金を差し引いた金額の合計が最低保証料金を下回る場合に申し受ける料金は、その金額が明らかになった日の直後のそのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。

(2) お客さまの料金は、支払期日までに支払っていただきます。

(3) 支払期日は、支払義務発生日の翌日から起算して30日目といたします。

ただし、検針の基準となる日に先だつて実際に検針を行なった場合または検針を行なったものとされる場合は、検針の基準となる日の翌日から起算して30日目といたします。

なお、支払期日が日曜日または銀行法第15条第1項に規定する政令で定

める日（以下「休日」といいます。）に該当する場合は、支払期日を翌日といたします。また、翌日が日曜日または休日に該当するときは、さらにその翌日といたします。

- (4) 公衆街路灯等複数の需要場所で需給契約を結ばれているお客さまで、それぞれの需給契約により発生する料金を継続的に一括して支払うことを希望される場合は、当社との協議によって一括して支払うことができます。この場合のそれぞれの料金の支払期日は、(3)にかかわらず、それぞれの料金のうちその月で最後に支払義務が発生する料金の支払期日といたします。

29 料金その他の支払方法

- (1) 料金については毎月、工事費負担金その他についてはそのつど、料金その他の収納業務を行なう当社の事務所においてまたは当社が指定した金融機関等を通じて支払っていただきます。

なお、料金の支払いを当社が指定した金融機関等を通じて行なわれる場合は、次によります。

イ お客さまが指定する口座から当社の口座へ毎月継続して料金を振り替える方法を希望される場合は、当社が指定した様式によりあらかじめ当社に申し出ていただきます。

ロ お客さまが料金を当社が指定した金融機関等を通じて払い込みにより支払われる場合には、当社が指定した様式によっていただきます。

ハ お客さまが当社の指定するクレジット会社との契約にもとづき、そのクレジット会社に毎月継続して料金を立替えさせる方法により当社が指定した金融機関等を通じて払い込みにより支払われる場合は、当社が指定した様式によりあらかじめ当社に申し出ていただきます。

- (2) お客さまが料金を(1)イ、ロまたはハにより支払われる場合は、次のときに当社に対する支払いがなされたものといたします。

イ (1)イにより支払われる場合は、料金がお客さまの指定する口座から引き落とされたとき。

ロ (1)ロにより支払われる場合は、料金はその金融機関等に払い込まれたとき。

ハ (1)ハにより支払われる場合は、料金はそのクレジット会社により当社が指定した金融機関等に払い込まれたとき。

(3) 当社は、(1)にかかわらず、当社が指定した債権管理回収業に関する特別措置法にもとづく債権回収会社（以下「債権回収会社」といいます。）が指定した金融機関等を通じて、債権回収会社が指定した様式により、料金を払い込みにより支払っていただくことがあります。この場合、(2)にかかわらず、債権回収会社が指定した金融機関等に払い込まれたときに当社に対する支払いがなされたものといたします。

(4) 料金は、支払義務の発生した順序で支払っていただきます。

(5) 23（検針日）(4)の場合、需給開始の日から直後の検針日の前日までを算定期間とする料金は、需給開始の直後の検針日から次の検針日の前日までを算定期間とする料金とあわせて支払っていただきます。

(6) 料金については、当社は、当社に特別の事情がある場合で、あらかじめお客さまの承諾をえたときには、(1)にかかわらず、当社の指定する支払期ごとに支払っていただくことがあります。

(7) 料金については、当社は、お客さまが希望される場合には、あらかじめ前受金をお預かりすることがあります。

なお、当社は、前受金について利息を付しません。

(8) 臨時電灯、臨時電力および農事用電力については、当社は、従量制供給の場合は予納金を、定額制供給の場合は前払金を申し受けることがあります。この場合には、これらは使用に先だって支払っていただきます。

なお、予納金および前払金は、原則として予想月額料金の3月分に相当

する金額をこえないものとし、使用開始後の料金に順次充当いたします。
この場合、充当後の残額はお返しいたします。

また、当社は、予納金および前払金について利息を付しません。

30 延滞利息

- (1) お客さまが料金を支払期日を経過してなお支払われない場合には、当社は、(2)の場合を除き、支払期日の翌日から支払いの日までの期間の日数に応じて延滞利息を申し受けます。ただし、支払いの日が支払期日の翌日から起算して10日以内である場合は、この限りではありません。
- (2) 46（需給契約の廃止）(2)または48（解約等）によって需給契約が消滅した場合または需給契約を解約した場合は、消滅日または解約日においてお客さまが支払期日を経過してなお支払われていない料金について、支払期日の翌日から消滅日または解約日までの期間の日数に応じて延滞利息を申し受けます。ただし、消滅日または解約日が支払期日の翌日から起算して10日以内である場合は、この限りではありません。
- (3) 延滞利息は、その算定の対象となる料金から、消費税等相当額（消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。）から次の算式により算定された金額を差し引いたものおよび再生可能エネルギー発電促進賦課金を差し引いた金額に年10パーセントの割合（閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合といたします。）を乗じて算定してえた金額といたします。

なお、消費税等相当額および次の算式により算定された金額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

$$\text{再生可能エネルギー発電促進賦課金} \times \frac{8}{108}$$

- (4) 延滞利息は、原則として、お客さまが延滞利息の算定の対象となる料金を支払われた直後に支払義務が発生する料金（(2)の場合は、消滅日また

は解約日以降に支払義務が発生する料金といたします。)とあわせて支払っていただきます。

31 保 証 金

- (1) 当社は、お客さまが次のいずれかに該当する場合には、供給の開始もしくは再開に先だって、または供給継続の条件として、予想月額料金の3月に相当する金額をこえない範囲で保証金を預けていただくことがあります。

イ 支払期日を経過してなお料金を支払われなかった場合

ロ 新たに電気を使用し、または契約電力等を増加される場合で、次のいずれかに該当するとき。

(イ) 他の需給契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金を支払期日を経過してなお支払われなかった場合

(ロ) 支払期日を経過してなお料金を支払われないことが予想される場合

- (2) 予想月額料金の算定の基準となる使用電力量は、お客さまの負荷率、操業状況および同一業種の負荷率等を勘案して算定いたします。

- (3) 当社は、保証金の預かり期間を2年以内で設定いたします。

なお、(4)により保証金を預けていただく場合は、そのときからあらためて2年以内の預かり期間を設定いたします。

- (4) 当社は、需給契約が消滅した場合またはお客さまが支払期日を経過してなお料金を支払われなかった場合には、保証金およびその利息をお客さまの支払額に充当することがあります。この場合、保証金の利息をもって充当し、なお充当すべき金額があるときは、保証金より充当し、その残額をお返しいたします。また、当社は、あらためて(1)によって算定した保証金を預けていただくことがあります。

- (5) 当社は、次により、保証金に利息を付します。

イ 利息は、年0.2パーセントの単利とし、円未満の端数は切り捨てま

す。

ロ 利息を付す期間は、預かり日からお返しする日の前日または充当日の前日までの期間といたします。ただし、当社があらかじめお知らせした予定日にお客さまの都合によって保証金をお返しできなかった場合は、その期間は利息を付す期間から除きます。

(6) 当社は、保証金の預かり期間満了前であっても需給契約が消滅した場合には、保証金に利息を付してお返しいたします。

V 使用および供給

32 適正契約の保持

当社は、お客さまが契約電力をこえて電気を使用される等お客さまとの需給契約が電気の使用状態に比べて不適當と認められる場合には、すみやかに契約を適正なものに変更していただきます。

33 力率の保持

- (1) 需要場所の負荷の力率は、原則として、電灯契約のお客さまについては90パーセント以上、その他のお客さまについては85パーセント以上に保持していただきます。
- (2) お客さまが進相用コンデンサを取り付ける場合は、それぞれの電気機器ごとに取り付けていただきます。ただし、やむをえない事情によって、2以上の電気機器に対して一括して取り付ける場合は、進相用コンデンサの開放により、軽負荷時の力率が進み力率とならないようにしていただきます。

なお、進相用コンデンサは、別表6（進相用コンデンサ取付容量基準）を基準として取り付けていただきます。

34 需要場所への立入りによる業務の実施

当社は、次の業務を実施するため、お客さまの承諾をえてお客さまの土地または建物に立ち入らせていただくことがあります。この場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。

なお、お客さまのお求めに応じ、係員は、所定の証明書を提示いたします。

- (1) 需給地点に至るまでの当社の供給設備または計量器等需要場所内の当社

の電気工作物の設計，施工，改修または検査

- (2) 70（保安に対するお客さまの協力）によって必要なお客さまの電気工作物の検査等の業務
- (3) 不正な電気の使用を防止するために必要なお客さまの電気機器の試験，契約負荷設備，契約主開閉器もしくはその他電気工作物の確認もしくは検査または電気の使用用途の確認
- (4) 計量器の検針または計量値の確認
- (5) 36（供給の停止），46（需給契約の廃止）(1)または48（解約等）により必要な処置
- (6) その他この供給約款によって，需給契約の成立，変更もしくは終了等に必要業務または当社の電気工作物にかかわる保安の確認に必要な業務

35 電気の使用にともなうお客さまの協力

- (1) お客さまの電気の使用が，次の原因で他のお客さまの電気の使用を妨害し，もしくは妨害するおそれがある場合，または当社もしくは他の電気事業者の電気工作物に支障を及ぼし，もしくは支障を及ぼすおそれがある場合（この場合の判定は，その原因となる現象が最も著しいと認められる地点で行ないます。）には，お客さまの負担で，必要な調整装置または保護装置を需要場所に施設していただくものとし，とくに必要がある場合には，供給設備を変更し，または専用供給設備を施設して，これにより電気を使用していただきます。

イ 負荷の特性によって各相間の負荷が著しく平衡を欠く場合

ロ 負荷の特性によって電圧または周波数が著しく変動する場合

ハ 負荷の特性によって波形に著しいひずみを生ずる場合

ニ 著しい高周波または高調波を発生する場合

ホ その他イ，ロ，ハまたはニに準ずる場合

- (2) お客さまが発電設備を当社の供給設備に電氣的に接続して使用される場

合は、(1)に準ずるものといたします。また、この場合は、法令で定める技術基準（以下「技術基準」といいます。）、その他の法令等にしたが、当社の供給設備の状況等を勘案して技術上適当と認められる方法によって接続していただきます。

36 供給の停止

(1) お客さまが次のいずれかに該当する場合には、当社は、そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。

イ お客さまの責めとなる理由により生じた保安上の危険のため緊急を要する場合

ロ お客さまの需要場所内の当社の電気工作物を故意に損傷し、または亡失して、当社に重大な損害を与えた場合

ハ 55（引込線の接続）に反して、当社の電線路または引込線とお客さまの電気設備との接続を行なった場合

(2) お客さまが次のいずれかに該当する場合には、当社は、そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。

なお、この場合には、供給停止の5日前までに予告いたします。

イ お客さまが料金を支払期日をさらに20日経過してなお支払われない場合

ロ お客さまが他の需給契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金を支払期日をさらに20日経過してなお支払われない場合

ハ この供給約款によって支払いを要することとなった料金以外の債務（延滞利息、保証金、違約金、工事費負担金その他この供給約款から生ずる金銭債務をいいます。）を支払われない場合

(3) お客さまが次のいずれかに該当し、当社がその旨を警告しても改めない場合には、当社は、そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。

- イ お客さまの責めとなる理由により保安上の危険がある場合
 - ロ 電気工作物の改変等によって不正に電気を使用された場合
 - ハ 契約負荷設備以外の負荷設備によって電気を使用された場合
 - ニ 公衆街路灯または農事用電力の場合で、契約された用途以外の用途に電気を使用されたとき。
 - ホ 低圧電力の場合で、電灯または小型機器を使用されたとき。
 - ヘ 農事用電力の場合で、契約使用期間以外の期間に電気を使用されたとき。
 - ト 34（需要場所への立入りによる業務の実施）に反して、当社の係員の立入りによる業務の実施を正当な理由なく拒否された場合
 - チ 35（電気の使用にともなうお客さまの協力）によって必要となる措置を講じられない場合
- (4) お客さまがその他この供給約款に反した場合には、当社は、そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。

37 供給停止の解除

36（供給の停止）によって電気の供給を停止した場合で、お客さまがその理由となった事実を解消し、その事実にともない当社に対して支払いを要することとなった債務を支払われ、かつ、当社に電気の供給の再開を申し出ていただいたときには、当社は、次の場合を除き、すみやかに電気の供給を再開いたします。

- (1) 非常変災の場合
- (2) 夜間（午後10時から午前9時までの時間をいいます。）の場合で、要員の配置等の事情により、やむをえないとき。
- (3) その他特別の事情がある場合

38 供給停止期間中の料金

36（供給の停止）によって電気の供給を停止した場合には、その停止期間

中については、まったく電気を使用しない場合の月額料金を27（日割計算）により日割計算をして、料金を算定いたします。ただし、定額電灯、従量電灯A、従量電灯Bおよび公衆街路灯のお客さまについては、停止期間中の料金を申し受けません。

39 違 約 金

- (1) お客さまが36（供給の停止）(3)ロからへまでに該当し、そのために料金の全部または一部の支払いを免れた場合には、当社は、その免れた金額の3倍に相当する金額を、違約金として申し受けます。
- (2) (1)の免れた金額は、この供給約款に定められた供給条件にもとづいて算定された金額と、不正な使用方法にもとづいて算定された金額との差額といたします。
- (3) 不正に使用した期間が確認できないときは、6月以内で当社が決定した期間といたします。

40 供給の中止または使用の制限もしくは中止

- (1) 当社は、次の場合には、供給時間中に電気の供給を中止し、またはお客さまに電気の使用を制限し、もしくは中止していただくことがあります。
 - イ 異常渇水等により電気の需給上やむをえない場合
 - ロ 当社の電気工作物に故障が生じ、または故障が生ずるおそれがある場合
 - ハ 当社の電気工作物の修繕、変更その他の工事上やむをえない場合
 - ニ 非常変災の場合
 - ホ その他保安上必要がある場合
- (2) (1)の場合には、当社は、あらかじめその旨を広告その他によってお客さまにお知らせいたします。ただし、緊急やむをえない場合は、この限りではありません。

41 制限または中止の料金割引

(1) 当社は、40（供給の中止または使用の制限もしくは中止）(1)によって、定額電灯、従量電灯および低圧電力に対する電気の供給を中止し、または電気の使用を制限し、もしくは中止した場合には、次の割引を行ない料金を算定いたします。ただし、その原因がお客さまの責めとなる理由による場合は、そのお客さまについては割引いたしません。

イ 割引の対象

定額電灯については需要家料金、電灯料金および小型機器料金の合計ならびに再生可能エネルギー発電促進賦課金とし、その他については基本料金（力率割引または割増しの適用を受ける場合はその適用後の基本料金とし、従量電灯Aの場合は最低料金および最低料金の再生可能エネルギー発電促進賦課金とし、また、従量電灯Bで最低月額料金の適用を受ける場合は最低月額料金といたします。）といたします。ただし、26（料金の算定）(1)イ、ロまたはハの場合は、制限または中止の日における契約内容に応じて算定される1月の金額といたします。

ロ 割引率

1月中の制限し、または中止した延べ日数1日ごとに4パーセントといたします。

ハ 制限または中止延べ日数の計算

延べ日数は、1日のうち延べ1時間以上制限し、または中止した日を1日として計算いたします。

(2) (1)による延べ日数を計算する場合には、電気工作物の保守または増強のための工事の必要上当社がお客さまに3日前までにお知らせして行なう制限または中止は、1月につき1日を限って計算に入れません。この場合の1月につき1日とは、料金の算定期間の1暦日における1回の工事による制限または中止の時間といたします。

- (3) 臨時電灯，公衆街路灯，臨時電力および農事用電力に対する供給の中止または使用の制限もしくは中止についても(1)および(2)に準じて割引を行ない料金を算定いたします。

42 損害賠償の免責

- (1) 40（供給の中止または使用の制限もしくは中止）(1)によって電気の供給を中止し，または電気の使用を制限し，もしくは中止した場合で，それが当社の責めとならない理由によるものであるときには，当社は，お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。
- (2) 36（供給の停止）によって電気の供給を停止した場合または48（解約等）によって需給契約を解約した場合もしくは需給契約が消滅した場合には，当社は，お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。
- (3) 漏電その他の事故が生じた場合で，それが当社の責めとならない理由によるものであるときには，当社は，お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。

43 設備の賠償

お客さまが故意または過失によって，その需要場所内の当社の電気工作物，電気機器その他の設備を損傷し，または亡失した場合は，その設備について次の金額を賠償していただきます。

- (1) 修理可能の場合

修理費

- (2) 亡失または修理不可能の場合

帳簿価額と取替工費との合計額

VI 契約の変更および終了

44 需給契約の変更

お客さまが電気の需給契約の変更を希望される場合は、Ⅱ（契約の申込み）に定める新たに電気の需給契約を希望される場合に準ずるものいたします。

45 名義の変更

相続その他の原因によって、新たなお客さまが、それまで電気の供給を受けていたお客さまの当社に対する電気の使用についてのすべての権利義務を受け継ぎ、引き続き電気の使用を希望される場合は、名義変更の手続きによることができます。この場合には、その旨を当社に申し出ていただきます。

なお、当社が文書による申出を必要とするときを除き、口頭、電話等によることができます。

46 需給契約の廃止

(1) お客さまが電気の使用を廃止しようとする場合は、あらかじめその廃止期日を定めて、当社に通知していただきます。

当社は、原則として、お客さまから通知された廃止期日に需給を終了させるための適当な処置を行ないます。

(2) 需給契約は、48（解約等）および次の場合を除き、お客さまが当社に通知された廃止期日に消滅いたします。

イ 当社がお客さまの廃止通知を廃止期日の翌日以降に受けた場合は、通知を受けた日に需給契約が消滅したものといたします。

ロ 当社の責めとならない理由（非常変災等の場合を除きます。）により需給を終了させるための処置ができない場合は、需給契約は需給を終了

させるための処置が可能となった日に消滅するものいたします。

47 需給開始後の需給契約の廃止または変更にもなう料金および工事費の精算

お客さま（定額電灯，従量電灯 A，従量電灯 B，臨時電灯，公衆街路灯および臨時電力のお客さまを除きます。）が，契約容量または契約電力を新たに設定し，または増加された日以降 1 年に満たないで電気の使用を廃止しようとし，または契約容量もしくは契約電力を減少しようとする場合には，当社は，需給契約の消滅または変更の日に，次により料金および工事費をお客さまに精算していただきます。ただし，当社が将来の需要等を考慮して供給設備を常置する場合，または非常変災等やむをえない理由による場合を除きます。

(1) 契約容量または契約電力を新たに設定された日以降 1 年に満たないで電気の使用を廃止しようとする場合

イ 当社は，お客さまが契約容量または契約電力を新たに設定された日から電気の使用を廃止される日の前日までの期間の料金について，さかのぼって臨時電灯または臨時電力を適用いたします。この場合，当初から臨時電灯または臨時電力として算定される料金と既に申し受けた料金との差額を申し受けます。

ロ 当社は，お客さまが契約容量または契約電力を新たに設定されたことにともない新たに施設した供給設備について，64（臨時工事費）の臨時工事費として算定される金額と既に申し受けた工事費負担金との差額を申し受けます。

(2) 契約容量または契約電力を増加された日以降 1 年に満たないで電気の使用を廃止しようとする場合

イ 当社は，お客さまが契約容量または契約電力を増加された日から電気の使用を廃止される日の前日までの期間の料金について，契約容量また

は契約電力を増加された日の前日の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分につきさかのぼって臨時電灯または臨時電力を適用いたします。この場合、当初から臨時電灯または臨時電力として算定される料金と既に申し受けた料金との差額を申し受けます。

なお、臨時電灯または臨時電力を適用する使用電力量は、その期間の使用電力量について、増加前の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分と残余分の比であん分してえたものといえます。

ロ 当社は、お客さまが契約容量または契約電力を増加されたことにともない新たに施設した供給設備について、64（臨時工事費）の臨時工事費として算定される金額と既に申し受けた工事費負担金との差額を申し受けます。

(3) 契約容量または契約電力を新たに設定された日以降1年に満たないで契約容量または契約電力を減少しようとされる場合

イ 当社は、お客さまが契約容量または契約電力を新たに設定された日から契約容量または契約電力を減少される日の前日までの期間の料金について、減少される日以降の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分につきさかのぼって臨時電灯または臨時電力を適用いたします。この場合、当初から臨時電灯または臨時電力として算定される料金と既に申し受けた料金との差額を申し受けます。

なお、臨時電灯または臨時電力を適用する使用電力量は、その期間の使用電力量について、減少後の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分と残余分の比であん分してえたものといえます。

ロ 当社は、供給設備のうち減少契約容量または減少契約電力に見合う部分について、64（臨時工事費）の臨時工事費として算定される金額と既

に申し受けた工事費負担金との差額を申し受けます。

- (4) 契約容量または契約電力を増加された日以降1年に満たないで契約容量または契約電力を減少しようとする場合

イ 当社は、お客さまが契約容量または契約電力を増加された日から契約容量または契約電力を減少される日の前日までの期間の料金について、減少される日以降の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分（減少される日以降の契約容量または契約電力が増加された日の前日の契約容量または契約電力を下回る場合は、増加された日の前日の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分といたします。）につきさかのぼって臨時電灯または臨時電力を適用いたします。この場合、当初から臨時電灯または臨時電力として算定される料金と既に申し受けた料金との差額を申し受けます。

なお、臨時電灯または臨時電力を適用する使用電力量は、その期間の使用電力量について、減少後の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分（減少後の契約容量または契約電力が増加前の契約容量または契約電力を下回る場合は、増加前の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分といたします。）と残余分の比であん分してえたものといたします。

ロ 当社は、供給設備のうち減少契約容量または減少契約電力に見合う部分について、64（臨時工事費）の臨時工事費として算定される金額と既に申し受けた工事費負担金との差額を申し受けます。

48 解 約 等

- (1) 36（供給の停止）によって電気の供給を停止されたお客さまが当社の定めた期日までにその理由となった事実を解消されない場合には、当社は、需給契約を解約することがあります。

なお、この場合には、その旨をお客さまにお知らせいたします。

(2) お客さまが、46（需給契約の廃止）(1)による通知をされないで、その
需要場所から移転され、電気を使用されていないことが明らかな場合には、
当社が需給を終了させるための処置を行なった日に需給契約は消滅する
ものといたします。

49 需給契約消滅後の債権債務関係

需給契約期間中の料金その他の債権債務は、需給契約の消滅によっては消滅いたしません。

Ⅶ 供給方法および工事

50 需給地点および施設

- (1) 電気の需給地点（電気の需給が行なわれる地点をいいます。）は、当社の電線路または引込線とお客さまの電気設備との接続点といたします。
- (2) 需給地点は、需要場所内の地点とし、当社の電線路から最短距離にある場所を基準としてお客さまと当社との協議によって定めます。ただし、次の場合には、お客さまと当社との協議により、需要場所以外の地点を需給地点とすることがあります。
 - イ 山間地、離島にある需要場所等、当社の電線路から遠隔地にあつて将来においても周辺地域に他の需要が見込まれない需要場所に対して電気を供給する場合
 - ロ 当社の立入りが困難な需要場所に対して電気を供給する場合
 - ハ 1 建物内の 2 以上の需要場所に電気を供給する場合で各需要場所までの電気設備が当社の管理の及ばない場所を通過することとなるとき。
 - ニ 52（地中引込線）(4)により地中引込線によって電気を供給する場合
 - ホ 地中引込線によって電気を供給する場合で当社の接続装置をお客さまの構内に施設できないとき。
 - ヘ その他特別の事情がある場合
- (3) 需給地点に至るまでの供給設備は、当社の所有とし、工事費負担金または臨時工事費として申し受ける金額を除き、当社の負担で施設いたします。

なお、当社は、お客さま（共同引込線による引込みで電気の供給を受ける複数のお客さまを含みます。）のみのためにお客さまの土地または建物に施設する引込線、変圧器、接続装置等の供給設備の施設場所をお客さま

から無償で提供していただきます。

- (4) 付帯設備（(3)によりお客さまの土地または建物に施設される供給設備を支持し、または収納する工作物およびその供給設備の施設上必要なお客さまの建物に付合する設備をいいます。）は、原則として、お客さまの所有とし、お客さまの負担で施設していただきます。この場合には、当社が付帯設備を無償で利用できるものといたします。

51 架空引込線

- (1) 当社の電線路とお客さまの電気設備との接続を引込線によって行なう場合には、原則として架空引込線によるものとし、お客さまの建造物または補助支持物の引込線取付点までは、当社が施設いたします。この場合には、引込線取付点は、当社の電線路の最も適当な支持物から原則として最短距離の場所であって、堅固に施設できる点をお客さまと当社との協議によって定めます。
- (2) 需給地点から引込開閉器に至るまでの配線（以下「引込口配線」といいます。）は、お客さまの所有とし、お客さまの負担で施設していただきます。
- (3) 引込線を取り付けるためお客さまの需要場所内に設置する引込小柱等の補助支持物は、お客さまの所有とし、お客さまの負担で施設していただきます。
- (4) 当社は、お客さまの承諾をえて、次により、お客さまの引込小柱を使用して他のお客さまへ電気を供給することがあります。

イ 当社は、お客さまの引込小柱を使用して、他のお客さまへの引込線を施設いたします。この場合、その引込小柱から最短距離の場所にあるお客さまの建造物または補助支持物の取付点に至るまでの引込口配線は引込線とし、その引込線および引込小柱の管理（材料費の負担を含みます。）は当社が行ないます。また、需給地点は、お客さまへ引き込むた

めの引込線の終端に変更いたします。

ロ イにより当社が管理を行なう引込線または引込小柱を改修し、または撤去する場合は、当社が工事を行なうものとし、この場合に生ずる撤去材料は、お客さまにお返しいたします。また、これにともない新たに施設される場合の引込線または引込小柱は、当社の所有とし、当社の負担で施設いたします。

52 地中引込線

(1) 架空引込線を施設することが法令上認められない場合または技術上、経済上もしくは地域的な事情により不相当と認められる場合で、当社の電線路とお客さまの電気設備との接続を地中引込線によって行なうときには、次のイまたはロの最も電源側に近い接続点までを当社が施設いたします。

イ お客さまが需要場所内に施設する開閉器、断路器または接続装置の接続点

ロ 当社が施設する計量器（付属装置を含みます。）または接続装置の接続点

なお、当社は、お客さまの土地または建物に接続装置を施設することがあります。

(2) (1)により当社の電線路と接続する電気設備の施設場所は、当社の電線路の最も適当な支持物または分岐点から最短距離にあり、原則として、地中引込線の施設上とくに多額の費用を要する等特別の工事を必要とせず、かつ、安全に施設できる次のいずれにも該当する場所とし、お客さまと当社との協議によって定めます。

なお、これ以外の場合には、需要場所内の地中引込線は、お客さまの所有とし、お客さまの負担で施設していただきます。

イ お客さまの構内における地中引込線のこう長が50メートル程度以内の場所

ロ 建物の3階以下にある場所

ハ その他地中引込線の施設上特殊な工法，材料等を必要としない場所

(3) 当社の電線路とお客さまの電気設備との接続を地中引込線によって行なう場合の付帯設備は，次のものをいいます。

イ 鉄管，暗きょ等お客さまの土地または建物の壁面等に引込線をおさめるために施設される工作物（π引込みの場合のケーブルの引込みおよび引出しのために施設されるものを含みます。）

ロ お客さまの土地または建物に施設されるハンドホール

ハ その他イまたはロに準ずる設備

(4) 接続を架空引込線によって行なうことができる場合で，お客さまの希望によりとくに地中引込線によって行なうときには，地中引込線は，原則として，お客さまの所有とし，お客さまの負担で施設していただきます。ただし，当社が，保安上または保守上適当と認めた場合は，(1)に準じて接続を行ないます。この場合，当社は，60（特別供給設備の工事費負担金）の工事費負担金を申し受けます。

53 接続引込線等

(1) 当社は，建物の密集場所等特別の事情がある場所では，接続引込線（1 需要場所の引込線から分岐して支持物を経ないで他の需要場所の需給地点に至る引込線をいいます。）または共同引込線による引込みで電気を供給することがあります。この場合，当社は，分岐装置をお客さまの土地または建物に施設することがあります。

なお，お客さまの電気設備との接続点までは，当社が施設いたします。

(2) 当社は，お客さまの承諾をえて，次により，お客さまの引込口配線を使用して他のお客さまへ電気を供給することがあります。

イ 当社は，お客さまの引込口配線から分岐して，他のお客さまへの接続引込線を施設いたします。この場合，その引込口配線の終端までは共同

引込線とし、その管理（材料費の負担を含みます。）は当社が行ないます。また、需給地点は、当社が管理を行なう共同引込線の終端に変更いたします。

ロ イにより当社が管理を行なう共同引込線を改修し、または撤去する場合は、当社が工事を行なうものとし、この場合に生ずる撤去材料は、お客さまにお返しいたします。また、これにともない新たに施設される共同引込線は、当社の所有とし、当社の負担で施設いたします。

54 中高層集合住宅等への供給方法

中高層集合住宅等の場合で、1建物内の2以上の需要場所に電気を供給するときには、当社は、原則として共同引込線による1引込みで電気を供給いたします。

なお、技術上その他やむをえない場合は、当社は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設し、電気を供給いたします。この場合、変圧器の2次側接続点までは、当社が施設いたします。

55 引込線の接続

当社の電線路または引込線とお客さまの電気設備との接続は、当社が行ないます。

なお、お客さまの希望によって引込線の位置変更工事をする場合には、当社は、実費を申し受けます。

56 計量器等の取付け

(1) 料金の算定上必要な計量器（電力量計等をいいます。）、その付属装置（計量器箱、変成器、変成器箱、変成器の2次配線、通信装置、通信回線等をいいます。）および区分装置（時間を区分する装置等をいいます。）は、契約電力等に応じて当社が選定し、かつ、当社の所有とし、当社の負担で取り付けます。ただし、記録型計量器に記録された電力量計の値等を伝送するために当社がお客さまの電気工作物を使用する場合の当該電気工

作物は計量器の付属装置とはいたしません。

なお、次の場合には、お客さまの所有とし、お客さまの負担で取り付け
ていただくことがあります。

イ お客さまの希望によって計量器の付属装置を施設する場合

ロ 変成器の2次配線等で、当社規格以外のケーブルを必要とし、または
お客さまの希望によりとくに長い配線を必要とするため多額の費用を要
する場合

- (2) 計量器、その付属装置および区分装置の取付位置は、適正な計量がで
き、かつ、検針、検査ならびに取付けおよび取外し工事が容易な場所と
し、お客さまと当社との協議によって定めます。

なお、計量器、その付属装置および区分装置は、原則として屋外に取り
付けます。

- (3) 集合住宅等の場合で、お客さまの希望によって計量器、その付属装置お
よび区分装置を建物内に取り付けたときには、お客さまと当社との協議に
より、あらかじめ鍵を預けていただく等当社が建物に立ち入るために必要
な協力を行なっていただきます。
- (4) 計量器、その付属装置および区分装置の取付場所は、お客さまから無償
で提供していただきます。また、(1)によりお客さまが施設するものにつ
いては、当社が無償で使用できるものといたします。
- (5) 当社は、記録型計量器に記録された電力量計の値等を伝送するためにお
客さまの電気工作物を使用することがあります。この場合には、当社が無
償で使用できるものといたします。
- (6) お客さまの希望によって計量器、その付属装置および区分装置の取付位
置を変更する場合には、当社は、実費を申し受けます。

57 電流制限器および契約用しゃ断器等の取付け

- (1) 需要場所の電流制限器ならびに契約用しゃ断器および契約用しゃ断器箱

（以下「契約用しゃ断器等」といいます。）は、当社の所有とし、当社の負担で取り付けます。

- (2) 電流制限器の取付位置は原則として屋内とし、その取付場所はお客さまから無償で提供していただきます。
- (3) 契約用しゃ断器等の取付位置は原則として屋外とし、その取付場所はお客さまから無償で提供していただきます。
- (4) お客さまの希望によって電流制限器および契約用しゃ断器等の取付位置を変更する場合には、当社は、実費を申し受けます。

58 専用供給設備

- (1) 当社は、次の場合には、60（特別供給設備の工事費負担金）の工事費負担金を申し受けてお客さまの専用設備として供給設備を施設いたします。
 - イ お客さまがとくに希望され、かつ、他のお客さまへの供給に支障がないと認められる場合
 - ロ 35（電気の使用にともなうお客さまの協力）の場合
 - ハ お客さまの施設の保安上の理由、または需要場所およびその他周囲の状況から将来においても他の需要が見込まれない等の事情により、特定のお客さまのみが使用されることになる供給設備を専用供給設備として施設することが適当と認められる場合
- (2) (1)の専用設備は、需給地点から需給地点に最も近い変電所までの電線路（配電盤、継電器およびその変電所の供給電圧と同位電圧の母線側断路器またはこれに相当する接続点までの電線路を含みます。）に限ります。ただし、特別の事情がある場合は、供給電圧と同位の電線路およびこれに接続する変圧器（1次電圧側線路開閉器を含みます。）とすることがあります。
- (3) 当社は、供給設備を2以上のお客さまが共用する専用供給設備とすることがあります。ただし、(1)イの場合は、次に該当する場合で、いずれの

お客さまにも承諾をいただいたときに限ります。

イ 2以上のお客さまが同時に申込みをされる場合で、いずれのお客さまも専用供給設備から電気の供給を受けることを希望されるとき。

ロ お客さまが既に施設されている専用供給設備から電気の供給を受けることを希望される場合

VIII 工事費の負担

59 一般供給設備の工事費負担金

- (1) お客さまが新たに電気を使用し、または契約電力等を増加される場合で、これにともない新たに施設される配電設備（専用供給設備を除きます。）の工事こう長が無償こう長（架空の場合は1,000メートル、地中の場合は150メートルといたします。）をこえるときには、当社は、その超過こう長に次の金額を乗じてえた金額を工事費負担金として申し受けま
- す。

区 分	単 位	金 額
架空配電設備の場合	超過こう長 1 メートルにつき	3,348円00銭
地中配電設備の場合	超過こう長 1 メートルにつき	27,000円00銭

- なお、張替えまたは添架を行なう場合は、架空配電設備についてはその工事こう長の60パーセント、地中配電設備についてはその工事こう長の20パーセントに相当する値を新たに施設される配電設備の工事こう長とみなします。
- (2) 工事費負担金の対象となる供給設備は、需給地点から需給地点に最も近い供給変電所の引出口に施設される断路器またはこれに相当する機器の負荷側接続点に至るまでの配電設備といたします。
- (3) 工事費負担金は、需給契約ごとに算定いたします。ただし、1 需要場所において2 以上の需給契約を結ぶ場合は、需要場所ごとに算定いたします。
- (4) 2 以上のお客さまが配電設備の全部または一部を共用する場合の工事費

負担金の算定は、次によります。

イ 2以上のお客さまから共同して申込みがあった場合の工事費負担金は、その代表のお客さまによる1申込みとみなして算定いたします。この場合、無償こう長は、(1)の無償こう長にお客さまの数を乗じてえた値といたします。

ロ 2以上のお客さまから同時に申込みがあった場合の工事費負担金は、お客さまごとに算定いたします。この場合、それぞれのお客さまの配電設備の工事こう長については、共用される部分の工事こう長を共用するお客さまの数で除してえた値にそのお客さまが単独で使用する部分の工事こう長を加えた値を、新たに施設される配電設備の工事こう長といたします。

(5) 架空配電設備と地中配電設備とをあわせて施設する場合の(1)の超過こう長は、次により算定いたします。

イ 地中配電設備の超過こう長は、地中配電設備の工事こう長から地中配電設備の無償こう長を差し引いた値といたします。

ロ 架空配電設備の超過こう長は、架空配電設備の工事こう長といたします。ただし、地中配電設備の工事こう長が地中配電設備の無償こう長を下回る場合は、次によります。

$$\text{架空配電設備の超過こう長} = \text{架空配電設備の工事こう長} - \left[\text{地中配電設備の無償こう長} - \text{地中配電設備の工事こう長} \right] \times \frac{\text{架空配電設備の無償こう長}}{\text{地中配電設備の無償こう長}}$$

(6) 次の言葉は、Ⅷ（工事費の負担）においてそれぞれ次の意味で使用いたします。

イ 配電設備

発電所または変電所から他の発電所または変電所を経ないで需給地点に至る供給設備をいい、電線、引込線、変圧器およびこれらを支持し、

または収納する工作物（支持物，がいし，支線，暗きょ，管等をいいます。）を含みます。

ロ 工事こう長

別表10（標準設計基準）に定める設計（以下「標準設計」といいます。）にもとづき算定される需給地点から最も近い供給設備までの配電設備のこう長をいい，実際に施設されるこう長とは異なることがあります。

なお，単位は，1メートルとし，その端数は，小数点以下第1位で四捨五入いたします。

(7) VIII（工事費の負担）の各項において，契約電力等を増加される場合は，次の値が増加する場合をいいます。

イ 定額電灯，臨時電灯Aおよび公衆街路灯Aの場合の契約負荷設備の総容量

ロ 契約電流

ハ 契約容量

ニ 契約電力

なお，供給電気方式を交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは200ボルトから交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトに変更される場合は，契約電力等を増加されるものとみなします。

60 特別供給設備の工事費負担金

お客さまが新たに電気を使用し，または契約電力等を増加される場合で，これにともない新たに特別の供給設備を施設するときには，当社は，次の金額を工事費負担金として申し受けます。

(1) お客さまの希望によって標準設計をこえる設計で供給設備を施設する場合は，標準設計で施設する場合の工事費（以下「標準設計工事費」といいます。）をこえる金額

なお、標準設計をこえる設計で供給設備を施設する場合とは、次のいずれかに該当する場合をいいます。

イ お客さまへの供給に必要な標準設計をこえる電線、支持物または変圧器等を施設する場合

ロ 架空配電設備で電気を供給できるにもかかわらず、地中配電設備を施設する場合

ハ 標準設計による配電設備以外の配電設備から電気の供給を受ける場合

ニ その他お客さまへの供給に必要な標準設計をこえる設計で供給設備を施設する場合

また、この場合も59（一般供給設備の工事費負担金）の工事費負担金を申し受けます。

(2) 58（専用供給設備）によって専用供給設備を施設する場合は、その工事費の全額

なお、この場合には、工事費負担金の対象となる供給設備は、58（専用供給設備）(2)によるものといたします。

61 供給設備を変更する場合の工事費負担金

(1) 新たな電気の使用または契約電力等の増加にともなわないで、お客さまの希望によって供給設備を変更する場合（お客さまとの電気の需給に直接関係する場合に限ります。）は、55（引込線の接続）、56（計量器等の取付け）または57（電流制限器および契約用しゃ断器等の取付け）によって実費を申し受ける場合を除き、当社は、その工事費の全額を工事費負担金として申し受けます。

(2) 35（電気の使用にともなうお客さまの協力）によって供給設備を変更する場合には、当社は、その工事費の全額を工事費負担金として申し受けます。

62 特別供給設備等の工事費の算定

60（特別供給設備の工事費負担金）および61（供給設備を変更する場合の工事費負担金）の場合の工事費は、次により算定いたします。

(1) 工事費は、お客さまが標準設計をこえる設計によることを希望される場合を除き、次により算定した標準設計工事費といたします。

イ 標準設計工事費は、工事費負担金の対象となる供給設備の工事に要する材料費、工費および諸掛りの合計額といたします。

ロ 材料費は、払出時の単価（電気事業会計規則に定められた方法によって算出した貯蔵品の払出単価等をいいます。）によって算定いたします。

ハ 撤去工事がある場合は、イにより算定される工事費の合計額から撤去後の資材の残存価額を差し引いた金額に、撤去する場合の諸工費（諸掛りを含みます。）を加えた金額といたします。

ニ お客さまの希望により暫定的に利用される供給設備を施設する場合の工事費は、64（臨時工事費）に準じて算定いたします。

(2) お客さまが標準設計をこえる設計によることを希望される場合の工事費は、(1)に準じて算定いたします。

(3) 60（特別供給設備の工事費負担金）(1)の場合で、その工事費を59（一般供給設備の工事費負担金）(1)に定める超過こう長1メートル当たりの金額にもとづいて算定することが適当と認められるときは、(1)および(2)にかかわらず、標準設計をこえる設計で施設される供給設備の工事費および標準設計工事費をいずれも59（一般供給設備の工事費負担金）(1)にもとづいて算定いたします。この場合、超過こう長1メートル当たりの金額を新たに施設される配電設備の全工事こう長に適用して工事費を算定いたします。

(4) 当社が将来の需要を考慮してあらかじめ施設した鉄塔、管路等を利用し

て電気を供給する場合は、新たに施設される電線路に必要とされる回線数、管路孔数等に応じて次により算定した金額を電線路の工事費に算入いたします。

イ 鉄塔を利用して電気を供給する場合

$$\text{工事費} \times \frac{\text{使用回線数}}{\text{施設回線数}}$$

ロ 管路等を利用して電気を供給する場合

$$\text{工事費} \times \frac{\text{使用孔数}}{\text{施設孔数} - \text{予備孔数}}$$

63 工事費負担金の申受けおよび精算

- (1) 当社は、工事費負担金を工事着手前に申し受けます。ただし、お客さまに特別の事情がある場合は、工事費負担金を工事着手後に申し受けることがあります。この場合、需給開始日までに申し受けます。
- (2) お客さまが希望される場合または当社が必要とする場合は、工事費負担金に関する必要な事項について、工事着手前に工事費負担金契約書を作成いたします。
- (3) 工事費負担金は、次の場合には、工事完成后すみやかに精算するものといたします。

イ 59（一般供給設備の工事費負担金）にもとづき算定される場合は、次に該当するとき。

- (イ) 設計変更等により、架空配電設備または地中配電設備のいずれかの工事こう長の変更の差異が5パーセントをこえる場合
- (ロ) その他特別の事情により、工事費負担金に差異が生じた場合

ロ 60（特別供給設備の工事費負担金）（59〔一般供給設備の工事費負担金〕の超過こう長1メートル当たりの金額にもとづいて工事費を算定する場合は、イに準ずるものといたします。）および61（供給設備を変更

する場合の工事費負担金)にもとづき算定される場合は、次に該当するとき。

(イ) 設計変更により、電柱（鉄塔、鉄柱を含みます。）、電線および変圧器等の主要材料の規格が変更となる場合、または主要材料の数量の変更（低圧引込線を除きます。）の差異が5パーセントをこえる場合

(ロ) 設計時と払出時との間で材料費の単価に変動が生じた場合（設計から払出しまでの期間が短いときを除きます。）

(ハ) その他特別の事情により、工事費負担金に著しい差異が生じた場合

(4) 当社は、お客さまの承諾をえて、専用供給設備を専用供給設備以外の供給設備に変更することがあります。

なお、その変更が供給設備を施設してから10年以内に行なわれる場合は、その専用供給設備を施設したときにさかのぼって専用供給設備以外の供給設備として算定した工事費負担金と既に申し受けた工事費負担金との差額をお返しいたします。

(5) 居住用の分譲地として整備された地域等において、原則として1年以内にすべての建物が施設される場合で、すべてのお客さまが共同して申込みをされたときには、当社は、施設を予定しているすべての建物に対する工事こう長のうち無償こう長にお客さまの数の70パーセントの値を乗じてえた値をこえる部分を超過こう長として算定される59（一般供給設備の工事費負担金）の工事費負担金を当初に申し受けます。

また、工事費負担金契約書に定める期日に既に供給を開始しているお客さまの数により工事費負担金を精算いたします。この場合の精算の対象となる工事こう長は、共同して申込みをされたお客さまの数と供給を開始したお客さまの数とが異なる場合であっても、施設された配電設備に応じたものいたします。

64 臨時工事費

(1) 17（臨時電灯）または20（臨時電力）によって電気の供給を受けるお客さまのために新たに供給設備を施設する場合には、当社は、新たに施設する供給設備の工事費にその設備を撤去する場合の諸工費（諸掛りを含みます。）を加えた金額から、その撤去後の資材の残存価額を差し引いた金額を、臨時工事費として、原則として工事着手前に申し受けます。

なお、撤去後の資材の残存価額は、変圧器、開閉器等の機器についてはその価額の95パーセント、その他の設備についてはその価額の50パーセントといたします。

(2) 臨時工事費を申し受ける場合は、59（一般供給設備の工事費負担金）、60（特別供給設備の工事費負担金）および61（供給設備を変更する場合の工事費負担金）の工事費負担金は申し受けません。

(3) 新たに施設する供給設備のうち、当社が将来の需要等を考慮して常置き、かつ、無償こう長に相当する部分については臨時工事費を申し受けません。

(4) お客さまが希望される場合または当社が必要とする場合は、臨時工事費に関する必要な事項について、工事着手前に契約書を作成いたします。

(5) 臨時工事費の精算は、63（工事費負担金の申受けおよび精算）(3)ロの場合に準ずるものといたします。

65 需給開始に至らないで需給契約を廃止または変更される場合の費用の申受け

供給設備の一部または全部を施設した後、お客さまの都合によって需給開始に至らないで需給契約を廃止または変更される場合は、当社は、要した費用の実費を申し受けます。

なお、実際に供給設備の工事を行なわなかった場合であっても、測量監督等に多額の費用を要したときは、その実費を申し受けます。

IX 保 安

66 保安の責任

当社は、需給地点に至るまでの供給設備および計量器等需要場所内の当社の電気工作物について、保安の責任を負います。

67 調 査

(1) 当社は、法令で定めるところにより、お客さまの電気工作物が技術基準に適合しているかどうかを調査いたします。

なお、係員は、所定の証明書を提示いたします。

(2) 調査は、次の事項について行ないます。ただし、必要がないと認められる場合には、その一部を省略することがあります。

イ 絶縁抵抗値または漏えい電流値の測定

ロ 接地抵抗値の測定

ハ 点検

(3) 当社は、(1)の調査の結果、技術基準に適合していると認めるときはその旨を、適合していないと認めるときは技術基準に適合させるためにとるべき措置およびその措置をとらなかった場合に生ずると予想される結果を、お客さまにお知らせいたします。

なお、調査結果の通知は、調査年月日、係員、調査についての照会先等を記載した文書により、原則として調査時に行ないます。

68 調査等の委託

(1) 当社は、67（調査）の業務の全部または一部を経済産業大臣の登録を受けた調査機関（以下「登録調査機関」といいます。）に委託することがあります。

(2) 当社は、(1)によって委託した場合には、委託先の名称、所在地および

委託した業務内容等を記載した文書等により、お客さまにお知らせいたします。

69 調査に対するお客さまの協力

- (1) お客さまが電気工作物の変更の工事を行なった場合には、その工事が完成したとき、すみやかにその旨を当社または登録調査機関に通知していただきます。
- (2) 当社は、67（調査）(1)により調査を行なうにあたり、必要があるときは、お客さまの承諾をえて電気工作物の配線図を提示していただきます。

70 保安に対するお客さまの協力

- (1) 次の場合には、お客さまからすみやかにその旨を当社に通知していただきます。この場合には、当社は、ただちに適切な処置をいたします。
 - イ お客さまが、引込線、計量器等その需要場所内の当社の電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあると認めた場合
 - ロ お客さまが、お客さまの電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあり、それが当社の供給設備に影響を及ぼすおそれがあると認めた場合
- (2) お客さまが当社の供給設備に直接影響を及ぼすような物件（発電設備を含みます。）の設置、変更または修繕工事をされる場合は、あらかじめその内容を当社に通知していただきます。また、物件の設置、変更または修繕工事をされた後、その物件が当社の供給設備に直接影響を及ぼすこととなった場合には、すみやかにその内容を当社に通知していただきます。これらの場合において、保安上とくに必要があるときには、当社は、お客さまにその内容の変更をしていただくことがあります。

71 検査または工事の受託

- (1) お客さまは、保安上必要な電気工作物の検査を当社に申し込むことがで

きます。

(2) (1)の申込みを受けた場合には、当社は、すみやかに検査を行ないます。この場合には、当社は、検査料として実費を申し受けます。ただし、軽易なものについては、無料とすることがあります。

(3) お客様は、保安上必要な電気工作物の工事を当社に申し込むことができます。

(4) (3)の申込みを受けた場合には、当社は、できる限りこれを受託いたします。受託したときには、当社は、実費を申し受けます。ただし、電線被覆損傷箇所のテープ巻き等の軽易なものについては、材料費（消耗品を除きます。）のみを申し受けます。

72 自家用電気工作物

お客様の電気工作物のうち自家用電気工作物については、この供給約款のうち次のものは、適用いたしません。

- (1) 67（調査）
- (2) 68（調査等の委託）
- (3) 69（調査に対するお客様の協力）
- (4) 71（検査または工事の受託）

附 則

1 実 施 期 日

この供給約款は、平成26年5月1日から実施いたします。

2 需要場所についての特別措置

(1) 適 用

イ 8（需要場所）(1)に定める1構内または8（需要場所）(2)に定める1建物（以下「原需要場所」といいます。）において、ロに定める特例設備を新たに使用する際に、ロに定める特例設備が施設された区域または部分（以下「特例区域等」といいます。）のお客さまからこの特別措置の適用の申出がある場合で、次のいずれにも該当するときは、8（需要場所）の規定にかかわらず、当分の間、1原需要場所につき、ロ(イ)または(ロ)それぞれ1特例区域等に限り、1需要場所といたします。

(イ) 特例区域等にロに定める特例設備以外の負荷設備がないこと。また、ロ(ロ)に定める特例設備の場合は、原需要場所から特例区域等を除いた区域または部分（以下「非特例区域等」といいます。）においてロ(ロ)に定める特例設備以外の負荷設備があること。

(ロ) 次の事項について、非特例区域等のお客さまの承諾をえていること。

a 非特例区域等について、8（需要場所）の規定に準じて需要場所を定めること。

b 当社が特例区域等における業務を実施するため、34（需要場所への立入りによる業務の実施）に準じて、非特例区域等のお客さまの土地または建物に立ち入らせていただく場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただ

くこと。

(ハ) 特例区域等と非特例区域等の間が外観上区分されていること。

(ニ) 特例区域等と非特例区域等の配線設備が相互に分離して施設されていること。

(ホ) 当社が非特例区域等における業務を実施するため、34（需要場所への立入りによる業務の実施）に準じて、特例区域等のお客さまの土地または建物に立ち入らせていただく場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただくこと。

ロ 特例設備は、次のものをいいます。

(イ) 急速充電設備等

電気事業法施行規則附則第17条第1項第1号に定める電気自動車専用急速充電設備およびその使用に直接必要な電灯その他これに準ずるもの。

(ロ) 認定発電設備等

電気事業法施行規則附則第17条第1項第2号に定める認定発電設備およびその使用に直接必要な電灯その他これに準ずるもの。

(2) 工事費の負担

特例区域等のお客さまが新たに電気を使用し、または契約電力等を増加される場合で、これにともない新たに供給設備を施設するときには、当社は、59（一般供給設備の工事費負担金）または60（特別供給設備の工事費負担金）の規定にかかわらず、その工事費の全額を工事費負担金として申し受けます。

なお、Ⅷ（工事費の負担）の適用については、60（特別供給設備の工事費負担金）の場合に準ずるものといたします。

3 標準周波数についての特別措置

この供給約款実施の際現に次の区域内で標準周波数50ヘルツで電気を供給している区域については，当分の間，標準周波数50ヘルツで供給いたします。

長野県の一部

4 定額電灯のお客さまについての特別措置

この供給約款実施の際現に変更前の電気供給約款（以下「旧供給約款」といいます。）附則4（定額電灯のお客さまについての特別措置）の適用を受けているお客さまの料金その他の供給条件は，次のとおりといたします。

(1) 料 金

料金は，定額電灯の該当料金を適用いたします。ただし，旧供給約款附則4（定額電灯のお客さまについての特別措置）(1)イただし書の適用を受けているラジオの小型機器料金については，1月につき次のとおりといたします。

20ボルトアンペアまでのラジオ1台につき	102円60銭
20ボルトアンペアをこえ30ボルトアンペアまでのラジオ1台につき	144円72銭

なお，この場合，電灯料金または小型機器料金は，別表1（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が45,900円を下回る場合は，定額電灯に準じて算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表1（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が45,900円を上回る場合は，定額電灯に準じて算定された燃料費調整額を加えたものといたします。ただし，旧供給約款附則4（定額電灯のお客さまについての特別

措置) (1)イただし書の適用を受けているラジオの小型機器料金については、基準単価は、1月につき次のとおりといたします。

20ボルトアンペアまでのラジオ1台につき	1円06銭3厘
20ボルトアンペアをこえ30ボルトアンペアまでのラジオ1台につき	1円59銭4厘

(2) その他の事項については、定額電灯に準ずるものといたします。

5 従量電灯のお客さまの共同住宅の料金算定にかかわる取扱い

(1) 従量電灯のお客さまで、共同住宅（1建物に2以上の世帯が居住されている住宅をいいます。）の各戸または各居室（以下「各戸」といいます。）が独立の需要場所となりえないため、1需給契約を結んでいる場合の料金は、当分の間、次のいずれかに該当する場合を除いて、(2)により算定いたします。

なお、この場合、お客さまからあらかじめ申し出ていただきます。

イ 1建物からなる住宅の場合で、各戸がそれぞれ隔壁で明確に区分されていないとき。

ロ 1建物からなる住宅の場合で、各戸がそれぞれ隔壁で明確に区分されている場合であっても、各戸ごとの生活が独立していないと認められるとき。

(2) 料金は、16（従量電灯）(1)ニ、(2)ニおよび(3)ホにかかわらず、各戸ごとに従量電灯Aまたは従量電灯Bを適用したものとみなして、次のとおり算定いたします。

イ 基本料金

基本料金は、契約電流または契約容量を各戸数で除してえた値に対応する契約電流に相当する基本料金に、各戸数を乗じてえた金額といたします。

ます。ただし、従量電灯 A の場合は適用いたしません。

ロ 電力量料金および再生可能エネルギー発電促進賦課金

電力量料金および再生可能エネルギー発電促進賦課金（従量電灯 A の場合は料金といたします。）は、1 月の使用電力量を各戸数で除してえた値（キロワット時）により算定した金額に、各戸数を乗じてえた金額といたします。

6 農事用電灯のお客さまについての特別措置

この供給約款実施の際現に旧供給約款附則 6（農事用電灯のお客さまについての特別措置）の適用を受け、電照栽培のための電灯を毎年、一定期間を限り、1 月以上継続して使用しているお客さまの料金その他の供給条件は、次のとおりといたします。

(1) 料 金

料金は、従量電灯の該当料金（電気を使用する場合のものいたします。）から再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額を差し引いた金額の10パーセントを割増ししたものに、従量電灯に準じて算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を加えたものを適用いたします。ただし、別表 1（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が45,900円を下回る場合は、従量電灯に準じて算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 1（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が45,900円を上回る場合は、従量電灯に準じて算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

なお、契約使用期間以外の期間については、料金を申し受けません。また、1 年の料金から再生可能エネルギー発電促進賦課金を差し引いた金額の合計は、最低保証料金（最低料金または基本料金の 1 月分とし、その 1 年の契約電流または契約容量の最大値によって算定いたします。）を下回らないものといたします。

- (2) 電気の供給を再開し、または休止した場合の料金は、27（日割計算）に準じて日割計算をいたします。
- (3) 1年の料金から再生可能エネルギー発電促進賦課金を差し引いた金額の合計が最低保証料金を下回る場合に申し受ける料金の支払義務発生日は、その金額が明らかになった日の直後のそのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。
- (4) 9（需給契約の単位）(1)および29（料金その他の支払方法）(8)については、臨時電灯に準ずるものといたします。
- (5) 36（供給の停止）(3)ニおよびへについては、農事用電力に準ずるものといたします。
- (6) そ の 他
 - イ お客さまが契約使用期間内に電気の使用の休止の申出をされる場合は、1月以上継続して電気を使用されることとなる場合に限り、契約使用期間を変更いたします。
 - ロ お客さまが電気の使用を休止される場合には、当社は、引込線の切断等の処置を行なうことがあります。
 - ハ その他の事項については、従量電灯に準ずるものといたします。

7 公衆街路灯のお客さまについての特別措置

この供給約款実施の際現に旧供給約款附則7（公衆街路灯のお客さまについての特別措置）の適用を受けて公衆街路灯を使用しているお客さまの料金その他の供給条件は、需給契約の変更がない限り、次のとおりといたします。

(1) 契約容量

契約容量は、0.5キロボルトアンペアといたします。

(2) 料 金

料金は、その1月の使用電力量にもとづき次によって算定された金額お

よび従量電灯 A に準じて算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、別表 1（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が45,900円を下回る場合は、従量電灯 A に準じて算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 1（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が45,900円を上回る場合は、従量電灯 A に準じて算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

最 低 料 金	1 契約につき最初の 8 キロワット時まで	236円52銭
電力量料金	上記をこえる 1 キロワット時につき	19円67銭

(3) その他の事項については、公衆街路灯 B に準ずるものといたします。ただし、27（日割計算）および41（制限または中止の料金割引）の適用については、従量電灯 A に準ずるものといたします。

8 農事用電力（脱穀調整需要）のお客さまについての特別措置

この供給約款実施の際現に旧供給約款附則 8（農事用電力〔脱穀調整需要〕のお客さまについての特別措置）の適用を受け、脱穀調整のために動力を 1 年につき毎回30日以上の間を限り継続して使用しているお客さまの料金その他の供給条件は、次のとおりといたします。

(1) 契約電力

契約電力は、負荷の実情に応じてお客さまと当社との協議によって定めます。

(2) 料 金

料金は、1 年（毎年 4 月 1 日から起算いたします。）につき次によって算定された金額および定額制供給の農事用電力 B に準じて算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

なお、1 年の料金から再生可能エネルギー発電促進賦課金を差し引いた

金額の合計は、最低保証料金（最初の30日までの次によって算定された金額とし、その1年の契約電力の最大値によって算定いたします。）を下回らないものいたします。

契約電力 契約 使用期間	0.5キ ワ ッ ト	1 キ ロ ワ ッ ト	2 キ ロ ワ ッ ト	3 キ ロ ワ ッ ト	3キロワットをこ え1キロワットを 増すごとに
最 初 の 30 日 ま で	4,021円16銭	5,780円48銭	9,008円93銭	12,277円33銭	1,907円60銭
30日をこえる 1日につき	24円96銭	38円24銭	82円86銭	128円44銭	49円91銭

ただし、別表1（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が45,900円を下回る場合は、定額制供給の農事用電力Bに準じて算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表1（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が45,900円を上回る場合は、定額制供給の農事用電力Bに準じて算定された燃料費調整額を加えたものいたします。この場合、基準単価は、次のとおりいたします。

契 約 電 力	0.5キ ワ ッ ト	1 キ ロ ワ ッ ト	2 キ ロ ワ ッ ト	3 キ ロ ワ ッ ト	3キロワットをこ え1キロワットを 増すごとに
1 日 に つ き	37銭7厘	75銭3厘	1円50銭7厘	2円25銭9厘	75銭3厘

(3) 支払義務発生日

料金の支払義務発生日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日いたします。ただし、最初の30日までの料金の支払義務発生日は、契約使用

開始日の直後のそのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。また、1年の料金から再生可能エネルギー発電促進賦課金を差し引いた金額の合計が最低保証料金を下回る場合に申し受ける料金の支払義務発生日は、その金額が明らかになった日の直後のそのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。

- (4) その他の事項については、本則の農事用電力に準ずるものといたします。

9 深夜電力のお客さまについての特別措置

この供給約款実施の際現に旧供給約款附則9（深夜電力のお客さまについての特別措置）の適用を受け、低圧で動力を使用している契約電力が50キロワット以上のお客さまの料金その他の供給条件は、次のとおりといたします。

(1) 契約電力

契約電力は、負荷の実情に応じてお客さまと当社との協議によって定めます。

(2) 供給時間

供給時間は、次のとおりといたします。

イ 8時間供給の場合

毎日午後11時から翌日の午前7時までの時間

なお、当社は、供給設備の状況により、使用開始時刻を前後2時間の範囲内で変更することがあります。ただし、契約上電気を使用できる時間（以下「契約使用時間」といいます。）の延長または短縮は行ないません。

ロ 10時間供給の場合

毎日午後10時から翌日の午前8時までの時間

(3) 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および低圧電力に準じて算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表 1（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 45,900円を下回る場合は、低圧電力に準じて算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 1（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 45,900円を上回る場合は、低圧電力に準じて算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

イ 基本料金

基本料金は、1 月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電力 1 キロワットにつき	8 時間供給の場合	172円80銭
	10時間供給の場合	205円20銭

ロ 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

1 キロワット時につき	8 時間供給の場合	13円27銭
	10時間供給の場合	13円65銭

(4) そ の 他

イ 他の契約種別と同一の負荷設備を利用することはできません。

ロ その他の事項については、次に定める場合を除き、低圧電力に準ずるものといたします。

(イ) 1 需要場所において、この契約種別と他の契約種別とをあわせて契

約することができます。

(ロ) 36（供給の停止）(3)に定める事項については、農事用電力に準ずるものといたします。この場合、36（供給の停止）(3)にいう契約使用期間以外の期間は、契約使用時間以外の時間といたします。

(ハ) 41（制限または中止の料金割引）に定める事項については、割引対象時間は、契約使用時間といたします。

10 計量器の読みにかかわる取扱い

乗率を有しない記録型計量器により計量する場合の計量器の読みは、25（使用電力量の計量）(2)ロの規定にかかわらず、当分の間、整数位までといたします。

なお、この取扱いを終了する場合は、当社は、あらかじめその旨をお客さまにお知らせいたします。

11 この供給約款の実施にともなう切替措置

(1) この供給約款実施の日を含む料金算定期間の料金の算定にあたっては、26（料金の算定）および27（日割計算）に準じて日割計算を行ない、料金を算定いたします。

(2) 旧供給約款15（料金）の遅収料金、旧供給約款29（料金の支払義務および支払期限）および旧供給約款36（供給の停止）(2)については、支払義務発生日がこの供給約款実施の日の前日までとなる料金に適用いたします。

(3) 28（料金の支払義務および支払期日）、30（延滞利息）および36（供給の停止）(2)については、支払義務発生日がこの供給約款実施の日以降となる料金に適用いたします。

別 表

1 燃料費調整

(1) 燃料費調整額の算定

イ 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 0.0275$$

$$\beta = 0.4792$$

$$\gamma = 0.4275$$

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

ロ 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

(イ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が45,900円を下回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (45,900\text{円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{1,000}$$

(ロ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が45,900円を上回り、かつ、68,900円以下の場合

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 45,900\text{円}) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{1,000}$$

(ハ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が68,900円を上回る場合
平均燃料価格は、68,900円といたします。

$$\text{燃料費調整単価} = (68,900\text{円} - 45,900\text{円}) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{1,000}$$

ハ 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

(イ) 各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、(ロ)の場合を除き、次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の5月の検針日から6月の検針日の前日までの期間
毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の6月の検針日から7月の検針日の前日までの期間
毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の7月の検針日から8月の検針日の前日までの期間
毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の8月の検針日から9月の検針日の前日までの期間
毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の9月の検針日から10月の検針日の前日までの期間
毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の10月の検針日から11月の検針日の前日までの期間
毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の11月の検針日から12月の検針日の前日までの期間
毎年8月1日から10月31日までの期間	その年の12月の検針日から翌年の1月の検針日の前日までの期間
毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年の1月の検針日から2月の検針日の前日までの期間
毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年の2月の検針日から3月の検針日の前日までの期間
毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	翌年の3月の検針日から4月の検針日の前日までの期間
毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間）	翌年の4月の検針日から5月の検針日の前日までの期間

(ロ) 定額制供給の場合は、各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、(イ)に準ずるものといたします。この場合、(イ)という検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、臨時電灯、臨時電力および農事用電力Bで、料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間、または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とする場合は、(イ)という検針日は、応当日といたします。

ニ 燃料費調整額

(イ) 定額制供給の場合

a 定額電灯および公衆街路灯A

燃料費調整額は、ロによって算定された各契約負荷設備ごとの燃料費調整単価の合計といたします。

b 臨時電灯A、臨時電力および農事用電力B

燃料費調整額は、ロによって算定された各契約種別ごとの燃料費調整単価といたします。

(ロ) 従量制供給の場合

燃料費調整額は、その1月の使用電力量にロによって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。ただし、従量電灯Aの場合は、最低料金の燃料費調整額は、最低料金適用電力量にロによって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。また、電力量料金の燃料費調整額は、その1月の使用電力量から最低料金適用電力量を差し引いたものにロによって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

(2) 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値といたします。

イ 定額制供給の場合

(イ) 定額電灯および公衆街路灯 A

基準単価は、各契約負荷設備ごとに 1 月につき次のとおりといたします。

電 灯	20ワットまでの 1 灯につき	1円77銭9厘
	20ワットをこえ40ワットまでの 1 灯につき	3円55銭8厘
	40ワットをこえ60ワットまでの 1 灯につき	5円33銭5厘
	60ワットをこえ100ワットまでの 1 灯につき	8円89銭3厘
	100ワットをこえる 1 灯につき100ワットまでごとに	8円89銭3厘
小 型 機 器	50ボルトアンペアまでの 1 機器につき	2円65銭6厘
	50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルトアンペア までの 1 機器につき	5円31銭3厘
	100ボルトアンペアをこえる 1 機器につき100ボルト アンペアまでごとに	5円31銭3厘

(ロ) 臨時電灯 A

基準単価は、契約負荷設備の総容量（入力）によって、1 日につき次のとおりといたします。

総容量が50ボルトアンペアまでの場合	7銭1厘
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	14銭4厘
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	14銭4厘
総容量が500ボルトアンペアをこえ1キロボルトアンペアまでの場合	1円43銭3厘
総容量が1キロボルトアンペアをこえ3キロボルトアンペアまでの場合1キロボルトアンペアまでごとに	1円43銭3厘

(ハ) 臨時電力

基準単価は、次のとおりといたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の基準単価は、契約電力が1キロワットの場合の基準単価の半額といたします。

契約電力1キロワット1日につき	1円50銭7厘
-----------------	---------

(ニ) 農事用電力B

基準単価は、次のとおりといたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の基準単価は、契約電力が1キロワットの場合の基準単価の半額といたします。

契約電力1キロワット1日につき	2円71銭2厘
-----------------	---------

ロ 従量制供給の場合

基準単価は、次のとおりといたします。

1 キロワット時につき	22銭9厘
-------------	-------

(3) 燃料費調整単価等の掲示

当社は、(1)イの各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格、1トン当たりの平均石炭価格および(1)ロによって算定された燃料費調整単価を当社の事務所に掲示いたします。

2 再生可能エネルギー発電促進賦課金

(1) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価

再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第16条第2項に定める納付金単価に相当する金額とし、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第十二条第二項の規定に基づき納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」といいます。）および回避可能費用単価等を定める告示により定めます。

なお、当社は、再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を当社の事務所に掲示いたします。

(2) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用

イ (1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、ロの場合を除き、当該再生可能エネルギー発電促進賦課金単価に係る納付金単価を定める告示がなされた年の4月の検針日から翌年の4月の検針日の前日までの期間に使用される電気に適用いたします。

ロ 定額制供給の場合は、再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用期間は、イに準ずるものといたします。この場合、イにいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、臨時電灯、臨時電力および農事用電力Bで、料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間、または各月の応当日から翌月の応

当日の前日までの期間とする場合は、イにいう検針日は、応当日といたします。

(3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定

イ 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、次により算定いたします。

なお、再生可能エネルギー発電促進賦課金の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

(イ) 定額制供給の場合

a 定額電灯および公衆街路灯A

再生可能エネルギー発電促進賦課金は、各契約負荷設備ごとの(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の合計といたします。

b 臨時電灯A、臨時電力および農事用電力B

再生可能エネルギー発電促進賦課金は、各契約種別ごとの(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価といたします。

(ロ) 従量制供給の場合

再生可能エネルギー発電促進賦課金は、その1月の使用電力量に(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。ただし、従量電灯Aの場合は、最低料金の再生可能エネルギー発電促進賦課金は、最低料金適用電力量に(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。また、電力量料金の再生可能エネルギー発電促進賦課金は、その1月の使用電力量から最低料金適用電力量を差し引いたものに(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。

ロ お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第17条第1項の規定により認定を受けた場合で、お客さまから当社にその旨を申し出ていただいたときの再生可能エネルギー発電促進賦課金は、次のとおりとい

たします。

(イ) (ロ)の場合を除き、お客さまからの申出の直後の4月の検針日から翌年の4月の検針日（お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第17条第5項または第6項の規定により認定を取り消された場合は、その直後の検針日といたします。）の前日までの期間に当該事業所において使用される電気に係る再生可能エネルギー発電促進賦課金は、イにかかわらず、イによって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から、当該金額に再生可能エネルギー特別措置法第17条第3項に規定する政令で定める割合として電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行令に定める割合を乗じてえた金額（以下「減免額」といいます。）を差し引いたものといたします。

なお、減免額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

(ロ) 定額制供給の場合は、(イ)に準ずるものといたします。この場合、(イ)にいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、臨時電灯、臨時電力および農事用電力Bで、料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間、または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とする場合は、(イ)にいう検針日は、応当日といたします。

3 契約負荷設備の総容量の算定

(1) 差込口の数と電気機器の数が異なる場合は、次によって算定された値にもとづき、契約負荷設備の総容量を算定いたします。

イ 電気機器の数が差込口の数を上回る場合

差込口の数に応じた電気機器の総容量（入力）といたします。この場合、最大の入力の電気機器から順次対象といたします。

ロ 電気機器の数が差込口の数を下回る場合

電気機器の総容量（入力）に電気機器の数を上回る差込口の数に応じて次によって算定した値を加えたものといたします。

(イ) 住宅，アパート，寮，病院，学校および寺院

1 差込口につき 50ボルトアンペア

(ロ) (イ)以外の場合

1 差込口につき 100ボルトアンペア

(2) 契約負荷設備の容量を確認できない場合は，同一業種の1回路当たりの平均負荷設備容量にもとづき，契約負荷設備の総容量（入力）を算定いたします。

4 負荷設備の入力換算容量

(1) 照明用電気機器

照明用電気機器の換算容量は，次のイ，ロ，ハおよびニによります。

イ けい光灯

	換 算 容 量	
	入 力（ボルトアンペア）	入 力（ワット）
高力率型	管 灯 の 定 格 消 費 電 力 （ワット）×150パーセント	管 灯 の 定 格 消 費 電 力 （ワット）×125パーセント
低力率型	管 灯 の 定 格 消 費 電 力 （ワット）×200パーセント	

ロ ネオン管灯

2 次電圧（ボルト）	換 算 容 量		
	入力（ボルトアンペア）		入力（ワット）
	高力率型	低力率型	
3, 000	30	80	30
6, 000	60	150	60
9, 000	100	220	100
12, 000	140	300	140
15, 000	180	350	180

ハ スリムラインランプ

管の長さ（ミリメートル）	換 算 容 量	
	入力（ボルトアンペア）	入力（ワット）
999以下	40	40
1, 149以下	60	60
1, 556以下	70	70
1, 759以下	80	80
2, 368以下	100	100

ニ 水 銀 灯

出力（ワット）	換 算 容 量		
	入力（ボルトアンペア）		入力（ワット）
	高力率型	低力率型	
40以下	60	130	50
60以下	80	170	70
80以下	100	190	90
100以下	150	200	130
125以下	160	290	145
200以下	250	400	230
250以下	300	500	270
300以下	350	550	325
400以下	500	750	435
700以下	800	1, 200	735
1, 000以下	1, 200	1, 750	1, 005

(2) 誘導電動機

イ 単相誘導電動機

(イ) 出力が馬力表示の単相誘導電動機の換算容量（入力〔キロワット〕）は、換算率100.0パーセントを乗じたものといたします。

(ロ) 出力がワット表示のものは、次のとおりといたします。

出力（ワット）	換 算 容 量		
	入力（ボルトアンペア）		入力（ワット）
	高力率型	低力率型	
35以下	—	160	出力（ワット） ×133.0パーセント
45以下	—	180	
65以下	—	230	
100以下	250	350	
200以下	400	550	
400以下	600	850	
550以下	900	1,200	
750以下	1,000	1,400	

ロ 3相誘導電動機

	換算容量（入力〔キロワット〕）
馬 力 表 示 の も の	出力（馬 力）× 93.3パーセント
キロワット表示のもの	出力（キロワット）×125.0パーセント

(3) レントゲン装置

レントゲン装置の換算容量は、次によります。

なお、レントゲン装置が2以上の装置種別を兼ねる場合は、いずれか大きい換算容量といたします。

装置種別 (携帯型および移動型を含みます。)	最高定格 管 電 圧 (キロボルト ピーク)	管 電 流 (短時間定格電流) (ミリアンペア)	換 算 容 量 (入力) (キロボルトアンペア)
治療用装置			定格1次最大入力(キロボルトアンペア)の値といたします。
診察用装置	95キロボルトピーク以下	20ミリアンペア以下	1
		20ミリアンペア超過 30ミリアンペア以下	1.5
		30ミリアンペア超過 50ミリアンペア以下	2
		50ミリアンペア超過 100ミリアンペア以下	3
		100ミリアンペア超過 200ミリアンペア以下	4
		200ミリアンペア超過 300ミリアンペア以下	5
		300ミリアンペア超過 500ミリアンペア以下	7.5
		500ミリアンペア超過 1,000ミリアンペア以下	10
	95キロボルトピーク超過100キロボルトピーク以下	200ミリアンペア以下	5
		200ミリアンペア超過 300ミリアンペア以下	6
		300ミリアンペア超過 500ミリアンペア以下	8
		500ミリアンペア超過 1,000ミリアンペア以下	13.5
	100キロボルトピーク超過125キロボルトピーク以下	500ミリアンペア以下	9.5
		500ミリアンペア超過 1,000ミリアンペア以下	16
	125キロボルトピーク超過150キロボルトピーク以下	500ミリアンペア以下	11
		500ミリアンペア超過 1,000ミリアンペア以下	19.5
蓄電器放電式 診 察 用 装 置		コンデンサ容量0.75マイクロファラッド以下	1
		0.75マイクロファラッド超過 1.5 マイクロファラッド以下	2
		1.5 マイクロファラッド超過 3 マイクロファラッド以下	3

(4) 電気溶接機

電気溶接機の換算容量は、次の算式によって算定された値といたします。

イ 日本工業規格に適合した機器（コンデンサ内蔵型を除きます。）の場合

入力(キロワット)＝最大定格1次入力(キロボルトアンペア)×70パーセント

ロ イ以外の場合

入力(キロワット)＝実測した1次入力(キロボルトアンペア)×70パーセント

(5) そ の 他

イ (1), (2), (3)および(4)によることが不相当と認められる電気機器の換算容量(入力)は、実測した値を基準としてお客さまと当社との協議によって定めます。ただし、特別の事情がある場合は、定格消費電力を換算容量(入力)とすることがあります。

ロ 動力と一体をなし、かつ、動力を使用するために直接必要であって欠くことができない表示灯は、動力とあわせて1契約負荷設備として契約負荷設備の容量(入力)を算定いたします。

ハ 予備設備であることが明らかな電気機器については、契約負荷設備の容量の算定の対象といたしません。

5 加重平均力率の算定

加重平均力率は、次の算式によって算定された値といたします。

$$\text{加重平均力率 (パーセント)} = \frac{100 \text{パーセント} \times \left(\frac{\text{電熱器}}{\text{総容量}} \right) + 90 \text{パーセント} \times \left(\frac{\text{力率90パーセントの機器総容量}}{\text{機器総容量}} \right) + 80 \text{パーセント} \times \left(\frac{\text{力率80パーセントの機器総容量}}{\text{機器総容量}} \right)}{\text{機器総容量}}$$

6 進相用コンデンサ取付容量基準

進相用コンデンサの容量は、次のとおりといたします。

(1) 誘導電動機

イ 個々にコンデンサを取り付ける場合

(イ) 単相誘導電動機

電動機定格出力（キロワット）			0.1	0.2	0.4	0.75
コンデンサ 取付容量 (マイクロファラッド)	使用電圧 100 ボルト	60ヘルツ	40	50	75	100
		50ヘルツ	50	75	75	100
	使用電圧 200 ボルト	60ヘルツ	20	20	30	40
		50ヘルツ	20	20	30	40

(ロ) 3相誘導電動機（使用電圧200ボルトの場合といたします。）

電 動 機 定 格 出 力	馬 力	1/4	1/2	1	2	3	5	7.5	10	15	20	25	30	40	50
	キロワット	0.2	0.4	0.75	1.5	2.2	3.7	5.5	7.5	11	15	18.5	22	30	37
コンデンサ 取付容量 (マイクロ ファラッド)	60ヘルツ	10	15	20	30	40	50	75	100	150	200	250	300	400	500
	50ヘルツ	15	20	30	40	50	75	100	150	200	250	300	400	500	600

ロ 一括してコンデンサを取り付ける場合

やむをえない事情によって2以上の電動機に対して一括してコンデンサを取り付ける場合のコンデンサの容量は、各電動機の定格出力に対応するイに定めるコンデンサの容量の合計といたします。

(2) 電気溶接機（使用電圧200ボルトの場合といたします。）

イ 交流アーク溶接機

溶 接 機 最 大 入 力 (キロボルトアンペア)	3 以上	5 以上	7.5 以上	10 以上	15 以上	20 以上	25 以上	30 以上	35 以上	40 以上	45 以上 50 未満
コンデンサ 取 付 容 量 (マイクロファラッド [°])	100	150	200	250	300	400	500	600	700	800	900

ロ 交流抵抗溶接機

イの容量の50パーセントといたします。

(3) そ の 他

(1)および(2)によることが不適當と認められる電気機器については，機器の特性に応じてお客さまと当社との協議によって定めます。

7 契約容量および契約電力の算定方法

16（従量電灯）(3)ニ(ロ)または19（低圧電力）(4)ロもしくはハの場合の契約容量または契約電力は，次により算定いたします。ただし，契約電力を算定する場合は，力率（100パーセントといたします。）を乗じます。

(1) 供給電気方式および供給電圧が交流単相 2 線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトの場合

$$\text{契約主開閉器または契約用しゃ断器の定格電流（アンペア）} \times \text{電圧（ボルト）} \times \frac{1}{1,000}$$

なお，交流単相 3 線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトの場合の電圧は，200ボルトといたします。

- (2) 供給電気方式および供給電圧が交流 3 相 3 線式標準電圧200ボルトの場合

$$\frac{\text{契約主開閉器または契約用しゃ断器の定格電流(アンペア)}}{\text{電圧(ボルト)}} \times 1.732 \times \frac{1}{1,000}$$

8 使用電力量の協定

使用電力量を協議によって定める場合の基準は、原則として次によります。

- (1) 過去の使用電力量による場合

次のいずれかによって算定いたします。ただし、協定の対象となる期間または過去の使用電力量が計量された料金の算定期間に契約電流、契約容量または契約電力の変更があった場合は、料金の計算上区分すべき期間の日数にそれぞれの契約電流、契約容量または契約電力を乗じた値の比率を勘案して算定いたします。

- イ 前月または前年同月の使用電力量による場合

$$\frac{\text{前月または前年同月の使用電力量}}{\text{前月または前年同月の料金の算定期間の日数}} \times \frac{\text{協定の対象となる期間の日数}}{\text{料金の算定期間の日数}}$$

- ロ 前 3 月間の使用電力量による場合

$$\frac{\text{前 3 月間の使用電力量}}{\text{前 3 月間の料金の算定期間の日数}} \times \frac{\text{協定の対象となる期間の日数}}{\text{料金の算定期間の日数}}$$

- (2) 使用された負荷設備の容量と使用時間による場合

使用された負荷設備の容量（入力）にそれぞれの使用時間に乗じてえた値を合計した値といたします。

- (3) 取替後の計量器によって計量された期間の日数が10日以上である場合で、取替後の計量器によって計量された使用電力量によるとき。

$$\frac{\text{取替後の計量器によって計量された使用電力量}}{\text{取替後の計量器によって計量された期間の日数}} \times \text{協定の対象となる期間の日数}$$

- (4) 参考のために取り付けた計量器の計量による場合

参考のために取り付けた計量器によって計量された使用電力量といたします。

なお、この場合の計量器の取付けは、56（計量器等の取付け）に準ずるものといたします。

- (5) 公差をこえる誤差により修正する場合

$$\frac{\text{計 量 電 力 量}}{100\text{パーセント} + (\pm\text{誤差率})}$$

なお、公差をこえる誤差の発生時期が確認できない場合は、次の月以降の使用電力量を対象として協定いたします。

イ お客さまの申出により測定したときは、申出の日の属する月

ロ 当社が発見して測定したときは、発見の日の属する月

9 日割計算の基本算式

- (1) 日割計算の基本算式は、次のとおりといたします。

イ 基本料金，最低料金，最低月額料金または定額制供給の料金を日割りする場合

$$1\text{月の該当料金} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

ただし、26（料金の算定）(1)ハに該当する場合は、

$\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$ は、 $\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}}$ といたします。

ロ 従量電灯の料金適用上の電力量区分を日割りする場合

(イ) 従量電灯 A

$$\text{最低料金適用電力量} = 8 \text{ キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

なお、最低料金適用電力量とは、イにより算定された最低料金が適用される電力量をいいます。

(ロ) 従量電灯 B および従量電灯 C

$$\text{第 1 段階料金適用電力量} = 120 \text{ キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

なお、第 1 段階料金適用電力量とは、最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

$$\text{第 2 段階料金適用電力量} = 180 \text{ キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

なお、第 2 段階料金適用電力量とは、120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

(ハ) (イ)または(ロ)によって算定された最低料金適用電力量、第 1 段階料金適用電力量および第 2 段階料金適用電力量の単位は、1 キロワット時とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

(ニ) 26 (料金の算定) (1)ハに該当する場合は、(イ)および(ロ)の

$$\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}} \text{は、} \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}} \text{といたします。}$$

ハ 日割計算に応じて電力量料金および従量制供給の再生可能エネルギー発電促進賦課金を算定する場合

(イ) 26 (料金の算定) (1)イまたはハの場合

料金の算定期間の使用電力量により算定いたします。

(ロ) 26 (料金の算定) (1)ロの場合

料金の算定期間の使用電力量を、料金に変更のあった日の前後の期間の日数にそれぞれの契約電流、契約容量または契約電力を乗じた値の比率により区分して算定いたします。また、低圧電力、臨時電力（従量制供給のものに限ります。）および農事用電力（従量制供給のものに限ります。）のお客さまにおいて、料金の算定期間に夏季およびその他季がともに含まれる場合は、料金の計算上区分すべき期間の日数に契約電力を乗じた値の比率によりあん分してえた値により算定いたします。ただし、計量値を確認する場合は、その値によります。

(2) 電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の(1)イおよびロにいう検針期間の日数は、次のとおりといたします。

イ 電気の供給を開始した場合

開始日の直前のそのお客さまの属する検針区域の検針日から、需給開始の直後の検針日の前日までの日数といたします。

ロ 需給契約が消滅した場合

消滅日の直前の検針日から、当社が次回の検針日としてお客さまにあらかじめお知らせした日の前日までの日数といたします。

(3) 定額制供給の場合または25 (使用電力量の計量) (7)の場合は、電気の供給を開始し、または需給契約が消滅したときの(1)イおよびロにいう検針期間の日数は、(2)に準ずるものといたします。この場合、(2)にいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日とし、当社が次回の検針日としてお客さまにあらかじめお知らせした日は、消滅日の直後のそのお

客さまの属する検針区域の検針日といたします。

- (4) 電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の(1)イおよびロという暦日数は、次のとおりといたします。

イ 電気の供給を開始した場合

そのお客さまの属する検針区域の検針の基準となる日（開始日が含まれる検針期間の始期に対応するものといたします。）の属する月の日数といたします。

ロ 需給契約が消滅した場合

そのお客さまの属する検針区域の検針の基準となる日（消滅日の前日が含まれる検針期間の始期に対応するものといたします。）の属する月の日数といたします。

- (5) 供給停止期間中の料金の日割計算を行なう場合は、(1)イの日割計算対象日数は、停止期間中の日数といたします。この場合、停止期間中の日数には、電気の供給を停止した日を含み、電気の供給を再開した日は含みません。また、停止日に電気の供給を再開する場合は、その日は停止期間中の日数には含みません。

10 標準設計基準

(1) 適用

標準設計は、この標準設計基準（以下「この基準」といいます。）に定める設計といたします。ただし、地形上その他周囲の状況等からこの基準によりがたい場合で特別な施設を要するときは、この基準の規定にかかわらず技術的に適当と認められる特殊な設計を標準設計といたします。

なお、この基準に明記されていない事項については、技術基準、その他の法令、当社設計指針等にもとづき、技術的に適当と認められる設計によります。この場合、その設計を標準設計といたします。

(2) 単 位

この基準においては、単位を次の記号で表示いたします。

単 位	記 号
ボ ル ト	V
キ ロ ボ ル ト	k V
ア ン ペ ア	A
キ ロ ボ ル ト ア ン ペ ア	k V A
メ ー ト ル	m
ミ リ メ ー ト ル	m m
平 方 ミ リ メ ー ト ル	m m ²

(3) 低圧または高圧電線路

イ 一般基準

(イ) 電圧降下の限度

低圧または高圧電線路における電圧降下の限度は、第1表の値を標準といたします。

この場合、電線路とは、需給地点から需給地点に最も近い当社の発電変電所の引出口または供給用変圧器の引出側接続点までといたします。

第1表 電圧降下の限度

公称電圧 地域区分	低 圧		高 圧
	1 0 0 V	2 0 0 V	6 . 6 k V
変圧器のタップが 一 種 類 の 地 域	6 V	2 0 V	2 0 0 V
変圧器のタップが 複数混在する地域			3 4 0 V

(ロ) 経 過 地

低圧または高圧電線路の経過地は，用地事情および保守保安上に支障のない範囲において，電線路が最も経済的に施設できるよう選定いたします。

(ハ) 電線路の種類

低圧または高圧電線路は，架空電線路といたします。ただし，架空電線路とすることが法令上不可能な場合，または技術上，経済上もしくは地域的な事情により著しく困難な場合は，他の方法によります。

ロ 架空電線路

(イ) 施設方法

a 低圧または高圧架空電線路は，単独の電線路の新設，他の架空電線路との併架，電線の張替え，または負荷の分割のうち，線路の保守保安に支障のない範囲で最も経済的な方法により施設いたします。

b 高圧架空電線路を単独に施設する場合は，原則として1回線といたします。

(ロ) 支持物の種類

低圧または高圧架空電線路の支持物の標準は，原則として工場打鉄筋コンクリート柱といたします。ただし，工場打鉄筋コンクリート柱

を使用することが地形上または技術上適当でない場合は、他の支持物を使用いたします。

(ハ) 径 間

低圧または高圧架空電線路の径間は、第2表の値を標準といたします。ただし、施設場所の状況により建造物、地形等の関係からこの値以外とすることがあります。

第2表 径 間

施 設 地 域	径 間
市 街 地	3 0 m ～ 4 0 m
そ の 他	4 0 m ～ 5 0 m

(ニ) 支持物の長さ

低圧または高圧架空電線路の支持物の長さは、施設場所の状況に応じて、根入れ、電線の弛度、装柱、他物との離隔等を考慮し、当社が第3表から選定いたします。ただし、施設場所の状況により、第3表の長さ以外の支持物が必要な場合は、この長さ以外のものといたします。

第3表 支持物の長さ

長 さ (m)			
10	12	14	16

(ホ) が い し

低圧または高圧架空電線路で使用するがいしは、第4表のものといたします。

第4表 がいしの種類

	引通箇所	引留箇所
低圧引込	DV線引留がいし 縁廻しがいし	低圧引留がいし
低 圧	低圧ピンがいし 低圧引留がいし	低圧引留がいし
高 圧	高圧中実がいし	高圧耐張がいし

(へ) 電線の種類および太さ

- a 低圧または高圧架空電線には、絶縁電線（硬銅線）を使用いたします。ただし、技術上、経済上、硬銅線を使用することが適当でない場合は、アルミ線を使用することがあります。
- b 電線の太さは、許容電流、電圧降下、短絡電流、機械的強度等を考慮して第5表の値を最低限度として第6表により選定いたします。

第5表 架空電線の太さの最低限度

	心線の種類	太 さ
低圧引込	硬 銅 線	直 径 2.6mm
低 圧	硬 銅 線	直 径 4.0mm
高 圧	硬 銅 線	直 径 5.0mm

(注) 低圧引込については、動力引込線等で諸条件を考慮して技術的に2.0mmが適当な場合は、第5表にかかわらず2.0mmを使用いたします。

第 6 表 電線の種類，太さおよび許容電流

種類および太さ			低圧絶縁電線			高圧絶縁電線	
			引込用ビニル 絶縁電線 (D V 2 コ より)	引込用ビニル 絶縁電線 (D V 3 コ より)	屋外用ビニル 絶縁電線 (O W)	屋外用 ポリエチレン 絶縁電線 (O E)	水密型 屋外用架橋 ポリエチレン 絶縁電線 (O C W)
硬 銅 線	単 線	2.6mm	38 A	34 A	—	—	—
		3.2mm	50 A	44 A	—	—	—
		4.0mm	—	—	78 A	—	—
		5.0mm	—	—	103 A	114 A	—
	よ り 線	14mm ²	70 A	62 A	—	—	—
		22mm ²	92 A	80 A	—	—	—
		38mm ²	130 A	113 A	—	—	—
		60mm ²	174 A	152 A	206 A	—	282 A
		100mm ²	238 A	209 A	—	—	—
		125mm ²	—	—	—	—	490 A

(注) 単相 3 線式の引込線で使用する場合は，D V 2 コよりの許容電流を適用いたします。

(ト) 柱上変圧器の容量

柱上変圧器の容量は，第 7 表より技術上，経済上適正なものを選定いたします。ただし，技術上，経済上，第 7 表の容量の柱上変圧器を使用することが適当でない場合は，他の容量の柱上変圧器を使用することがあります。

第 7 表 柱上変圧器の容量

容 量 (k V A)		
5	10	20
30	50	75

(チ) 開閉器の取付け

高圧架空電線路の操作上，保守上必要な場合には，電線路の必要な箇所に，気中開閉器を施設いたします。ただし，技術上，経済上気中開閉器を施設することが適当でない場合には，他の種類の開閉器を施設することがあります。

(リ) その他装柱，付属品等に関する事項

- a 低圧または高圧架空電線路の装柱は，複雑にならないように考慮し，原則として水平配列といたします。ただし，他の工作物，樹木等との離隔がとれない場合または技術上適当でない場合は，他の適当な装柱といたします。
- b 支柱，支線柱等は，支持物強度の一部を安全に分担できる種類と長さのものを使用いたします。
- c 変圧器の１次側に使用する開閉器には，高圧カットアウトを使用いたします。
- d 変圧器，機器を取り付ける場合の接地工事は，実施設計を標準設計といたします。

ハ 地中電線路

(イ) 施設方法

低圧または高圧地中電線路の施設方法は，管路式を標準といたします。ただし，次の場合は，直接埋設式または暗きょ式によることがあります。

a 直接埋設式

構内等で車両その他の重量物の圧力を受けるおそれがなく，かつ，再掘削が支障なく行なわれる場合

b 暗きょ式

構内等で当該線路を含めて多数のケーブルを同一場所に施設する

場合および終端部等で必要な場合

(ロ) ケーブルの種類および太さ

低圧または高圧地中電線路に使用するケーブルの種類および太さは、許容電流、電圧降下、短絡電流、施設方法等を考慮して第8表より選定いたします。ただし、技術上、経済上、銅ケーブル線を使用することが適当でない場合は、アルミケーブル線を使用することがあります。

なお、ケーブルの許容電流は、日本電線工業会規格に準じた算定方法に施設条件を考慮して算定いたします。

第8表 ケーブルの種類

電 圧	種 類	導体種別	線心数	公称断面積 (mm ²)
100Vまたは 200V	架橋ポリエチレン絶縁 ビニルシースケーブル	銅	2 3 4	14, 22, 60, 150, 250, 400
6.6 k V	架橋ポリエチレン絶縁 ビニルシースケーブル	銅	3	22, 38, 60, 150, 250, 400

(ハ) 変圧器塔、開閉器、電気室および分岐接続体の施設

- a 変圧器塔は、地中配電線路において、変圧器を設置する場合に使用いたします。
- b 開閉器は、地中配電線路の操作上、保守上必要な箇所に使用いたします。
- c 電気室は、中高層集合住宅等で低圧引込線により供給することが技術上、保安上困難な場合、または将来困難になることが予想される場合に使用いたします。

d 分岐接続体は、ケーブルを分岐する場合に使用いたします。

ニ 特殊地域の施設

(イ) 塩害発生のおそれが多い地域に施設する電線路には、その規模に応じて耐塩がいし類、耐塩柱上変圧器その他技術上、経済上合理的な耐塩施設を設置いたします。

(ロ) 雷雨発生のおそれが多い地域に施設する電線路には、避雷器、アー
クホーンその他技術上、経済上合理的な耐雷施設を設置いたします。

(ハ) 雪害のおそれが多い地域に施設する電線路には、難着雪電線その他
技術上、経済上合理的な耐雪施設を設置いたします。

(4) 変電設備

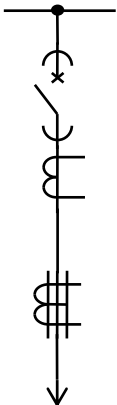
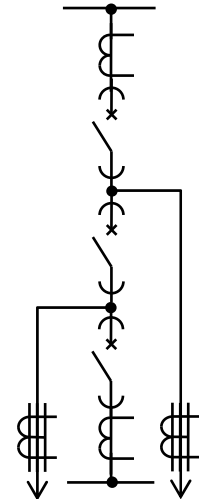
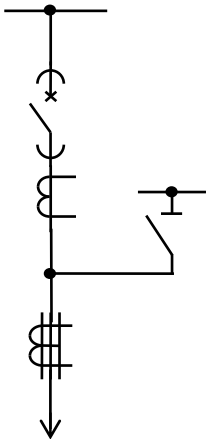
イ 一般基準

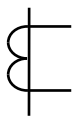
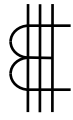
高压電線路の引出口設備は、その変電所の他の設備に準じて施設いたします。ただし、スペース上制約がある場合等は、他の方法によりま
す。

ロ 結線方法

結線方法および主要機器取付台数は、第9表を標準といたします。

第9表 結線方法および主要機器取付台数

区分	結線方法	機器名	台数	区分	結線方法	機器名	台数
① 単 母 線		しゃ断器 変 流 器 零相変流器 配 電 盤	1 台 2 台 1 台 1 式	③ $1\frac{1}{2}$ 母 線		しゃ断器 変 流 器 零相変流器 配 電 盤	3 台 4 台 2 台 1 式
② 補助 母線付		しゃ断器 断 路 器 変 流 器 零相変流器 配 電 盤	1 台 1 台 2 台 1 台 1 式	(注) ③は2線路分の引出口を示します。			

	しゃ断器	断路器	変流器	零相変流器
凡 例				

ハ シャ断器，断路器および変流器

(イ) シャ断器，断路器および変流器は，当社で一般的に使用しているもののうち，その回路電圧に応じ最大負荷時の電流および現に構成され，また将来構成されることが予定されている系統構成について計算した短絡電流から判断して，必要最小のものを使用いたします。

(ロ) 将来の系統構成は，原則として5年程度を目標といたします。

ニ 配 電 盤

配電盤には，原則として電流計，シャ断器操作用スイッチおよび運転に必要な器具を取り付けます。また，必要に応じ電力計，無効電力計，電圧計等を取り付けます。

ホ 保護装置

電線路に短絡または地絡を生じた場合に自動的に電路をシャ断するための必要な装置を取り付けます。また，原則として自動再閉路継電装置を施設いたします。

電気事業法施行規則第24条の規定に基づく添付書類

- 1 供給約款の変更の内容および新旧料金率比較表
- 2 一般電気事業供給約款料金算定規則様式第1から第8までにより作成した書類
 - (様式第1)
 - 第1表 営業費総括表
 - 第2表 事業報酬総括表
 - 第3表 控除収益総括表
 - (様式第2)
 - 第1表 営業費明細表
 - 第2表 事業報酬明細表
 - 第3表 控除収益明細表
 - (様式第3) 8部門整理表
 - (様式第4) 配電費・販売費整理表
 - (様式第5)
 - 第1表 送電・高圧配電関連費明細表
 - 第2表 送電・高圧配電非関連費明細表
 - (様式第6) 送電・高圧配電関連需要明細表
 - (様式第6の2) 送電・高圧配電非関連需要明細表
 - (様式第6の4)
 - 第1表 追加事業報酬総括表
 - 第2表 連系設備特別報酬対象額明細表
 - (様式第7)
 - 第1表 送電・高圧配電関連費及び送電・高圧配電非関連費計算表
 - 第2表 原価等集計表
 - (様式第8)
 - 第1表 低圧需要原価等と料金収入の比較表

1 供給約款の変更の内容および新旧料金率比較表

供給約款の変更の内容

供給約款の変更の概要は、次のとおりであります。

1. 早遅収料金制度の廃止および延滞利息制度の導入
2. 新たな機能を有する計量器の導入にともない、その機能の活用に必要な取扱いの追加
3. 供給の単位における共同引込線の取扱いの明確化
4. 供給停止の解除における取扱いの明確化
5. 計量器等の取付けにおける取扱いの明確化
6. その他の今日の見直し

新 旧 料 金 率 比 較 表 (電 灯 分)

現 行 料 金				改 定 料 金			
区 分		単 位	早収料金率	区 分		単 位	料金率
定 額 電 灯	需要家料金	1 契約	円 [円] 54.00	定 額 電 灯	需要家料金	1 契約	円 54.00
	電 灯 料 金				電 灯 料 金		
	20Wまで	1 灯	129.74 [21.31]		20Wまで	1 灯	137.38
	40Wまで	"	220.62 [42.64]		40Wまで	"	235.87
	60Wまで	"	311.51 [63.97]		60Wまで	"	334.37
	100Wまで	"	493.25 [106.61]		100Wまで	"	531.36
	100W超過100Wまでごとに	"	493.25 [106.61]		100W超過100Wまでごとに	"	531.36
	小型機器料金				小型機器料金		
	50VAまでの機器	1 機器	218.69 [31.85]		50VAまでの機器	1 機器	230.04
	100VAまでの機器	"	357.45 [63.69]		100VAまでの機器	"	380.16
	100VA超過100VAまでごとに	"	357.45 [63.69]		100VA超過100VAまでごとに	"	380.16
	(特定の機器) [附 則]				(特定の機器) [附 則]		
従 量 電 灯	20VAまでのラジオ	1 台	98.11 [12.74]	従 量 電 灯	20VAまでのラジオ	1 台	102.60
	30VAまでのラジオ	"	137.39 [19.11]		30VAまでのラジオ	"	144.72
	A 最低料金				A 最低料金		
	最初の8kWhまで	1 契約	250.88 [21.92]		最初の8kWhまで	1 契約	253.80
	電力量料金				電力量料金		
	8kWh超過分	1 kWh	20.28 [2.74]		8kWh超過分	1 kWh	20.68
	B 基本料金				B 基本料金		
	10アンペア	1 契約	280.80		10アンペア	1 契約	280.80
	15アンペア	"	421.20		15アンペア	"	421.20
	20アンペア	"	561.60		20アンペア	"	561.60
	30アンペア	"	842.40		30アンペア	"	842.40
	40アンペア	"	1,123.20		40アンペア	"	1,123.20
	50アンペア	"	1,404.00		50アンペア	"	1,404.00
	60アンペア	"	1,684.80		60アンペア	"	1,684.80
	電力量料金				電力量料金		
	最初の120kWhまで	1 kWh	20.28 [2.74]		最初の120kWhまで	1 kWh	20.68
	120kWh超過300kWhまで	"	24.44 [2.74]		120kWh超過300kWhまで	"	25.08
	300kWh超過分	"	25.91 [2.74]		300kWh超過分	"	27.97
	最低月額料金	1 契約	228.96		最低月額料金	1 契約	253.80
	C 基本料金				C 基本料金		
	電力量料金				電力量料金		
	最初の120kWhまで	1 kWh	20.28 [2.74]		最初の120kWhまで	1 kWh	20.68
	120kWh超過300kWhまで	"	24.44 [2.74]		120kWh超過300kWhまで	"	25.08
	300kWh超過分	"	25.91 [2.74]		300kWh超過分	"	27.97

現 行 料 金					改 定 料 金				
区 分			単 位	早収料金率	区 分			単 位	料金率
臨 時 電 灯	A	50VAまで 1日につき	1 契約	円 [円] 7.42 [0.85]	臨 時 電 灯	A	50VAまで 1日につき	1 契約	円 7.97
		100VAまで "	"	14.84 [1.72]			100VAまで "	"	15.94
		200VAまで "	"	29.68 [3.44]			200VAまで "	"	31.88
		300VAまで "	"	44.52 [5.16]			300VAまで "	"	47.82
		400VAまで "	"	59.36 [6.88]			400VAまで "	"	63.76
		500VAまで "	"	74.20 [8.60]			500VAまで "	"	79.70
		1kVAまで "	"	148.42 [17.20]			1kVAまで "	"	159.41
		2kVAまで "	"	296.84 [34.40]			2kVAまで "	"	318.82
		3kVAまで "	"	445.26 [51.60]			3kVAまで "	"	478.23
	B	基 本 料 金				B	基 本 料 金		
		40アンペア	1 契約	1,231.20			40アンペア	1 契約	1,231.20
		50アンペア	"	1,539.00			50アンペア	"	1,539.00
		60アンペア	"	1,846.80			60アンペア	"	1,846.80
公 衆 街 路 灯	A	電力量料金	1 kWh	28.23 [2.74]	公 衆 街 路 灯	A	電力量料金	1 kWh	30.77
	C	基 本 料 金	1 kVA	307.80		C	基 本 料 金	1 kVA	307.80
		電力量料金	1 kWh	28.23 [2.74]			電力量料金	1 kWh	30.77
	B	需要家料金	1 契約	48.60		B	需要家料金	1 契約	48.60
		電 灯 料 金					電 灯 料 金		
		20Wまで	1 灯	121.10 [21.31]			20Wまで	1 灯	128.74
		40Wまで	"	206.58 [42.64]			40Wまで	"	221.83
		60Wまで	"	292.07 [63.97]			60Wまで	"	314.93
		100Wまで	"	463.01 [106.61]			100Wまで	"	501.12
		100W超過100Wまでごとに	"	463.01 [106.61]			100W超過100Wまでごとに	"	501.12
		小型機器料金					小型機器料金		
		50VAまでの機器	1 機器	200.33 [31.85]			50VAまでの機器	1 機器	211.68
公 衆 街 路 灯	A	100VAまでの機器	"	328.29 [63.69]	公 衆 街 路 灯	A	100VAまでの機器	"	351.00
		100VA超過100VAまでごとに	"	328.29 [63.69]			100VA超過100VAまでごとに	"	351.00
		(旧供給約款附則7の適用を受けていたお客さま)					(旧供給約款附則7の適用を受けていたお客さま)		
		[附 則]					[附 則]		
		最 低 料 金					最 低 料 金		
		最初の8kWhまで	1 契約	228.20 [21.92]			最初の8kWhまで	1 契約	236.52
		電力量料金					電力量料金		
		8kWh超過分	1 kWh	18.68 [2.74]			8kWh超過分	1 kWh	19.67
	B	基 本 料 金	1 kVA	253.80		B	基 本 料 金	1 kVA	253.80
		電力量料金	1 kWh	18.68 [2.74]			電力量料金	1 kWh	19.67
		最低月額料金	1 契約	206.28			最低月額料金	1 契約	236.52

現 行 料 金				改 定 料 金			
区 分		単 位	早収料金率	区 分		単 位	料金率
農 事 用 電 灯	(電照栽培用) 〔附 則〕		従量電灯の該当料金の10パーセント増し	農 事 用 電 灯	(電照栽培用) 〔附 則〕		従量電灯の該当料金の10パーセント増し

(注) 現行料金の「早収料金率」は、平均燃料価格43,700円の場合の燃料費調整適用後の値とし、〔 〕内に燃料費調整単価を再掲した。

新 旧 料 金 率 比 較 表 (電 力 分)

現 行 料 金				改 定 料 金			
区 分		単 位	早収料金率	区 分		単 位	料金率
低 圧 電 力	基 本 料 金		円 [円] 1,123.20	低 圧 電 力	基 本 料 金		円 1,123.20
	電力量料金				電力量料金		
	夏季料金		15.37 [2.74]		夏季料金		16.73
	その他季料金		14.22 [2.74]		その他季料金		15.21
臨 時 電 力	定額制供給 1日につき		222.23 [18.06]	臨 時 電 力	定額制供給 1日につき		234.36
	従量制供給		低圧電力の該当料金の20パーセント増し		従量制供給		低圧電力の該当料金の20パーセント増し
農 事 用 電 力	A	(かんがい排水需要)		農 事 用 電 力	A	(かんがい排水需要)	
		基 本 料 金				基 本 料 金	
		電力量料金				電力量料金	
		夏季料金				夏季料金	
	B	その他季料金		B	その他季料金		
		(育苗・栽培需要)			(育苗・栽培需要)		
		定額制供給			定額制供給		
		毎年最初の30日まで			毎年最初の30日まで		
30日をこえる1日につき		30日をこえる1日につき					
従量制供給		従量制供給					
		低圧電力の該当料金の10パーセント増し				低圧電力の該当料金の10パーセント増し	
(脱穀調整需要) [附 則]				(脱穀調整需要) [附 則]			
毎年最初の30日まで				毎年最初の30日まで			
0.5kW		3,949.08 [135.60]		0.5kW		4,021.16	
1 kW		5,636.34 [270.90]		1 kW		5,780.48	
2 kW		8,720.64 [541.80]		2 kW		9,008.93	
3 kW		11,844.60 [812.40]		3 kW		12,277.33	
3kW超過1kW増すごとに		1,763.46 [270.90]		3kW超過1kW増すごとに		1,907.60	
30日をこえる1日につき				30日をこえる1日につき			
0.5kW		22.56 [4.52]		0.5kW		24.96	
1 kW		33.44 [9.03]		1 kW		38.24	
2 kW		73.25 [18.06]		2 kW		82.86	
3 kW		114.02 [27.08]		3 kW		128.44	
3kW超過1kW増すごとに		45.10 [9.03]		3kW超過1kW増すごとに		49.91	

現 行 料 金				改 定 料 金			
区 分		単 位	早収料金率	区 分		単 位	料金率
深夜電力	(契約電力50kW以上の低圧供給分)		円 [円]	深夜電力	(契約電力50kW以上の低圧供給分)		円
	[附 則]				[附 則]		
	(8時間供給)				(8時間供給)		
	基本料金	1 kW	172.80		基本料金	1 kW	172.80
	電力量料金	1 kWh	12.17 [2.74]		電力量料金	1 kWh	13.27
	(10時間供給)				(10時間供給)		
	基本料金	1 kW	205.20		基本料金	1 kW	205.20
	電力量料金	1 kWh	12.55 [2.74]		電力量料金	1 kWh	13.65

(注) 現行料金の「早収料金率」は、平均燃料価格43,700円の場合の燃料費調整適用後の値とし、[]内に燃料費調整単価を再掲した。

燃 料 費 調 整 基 準 単 価 比 較 表

現 行 料 金			改 定 料 金		
区 分	単 位	基準単価	区 分	単 位	基準単価
		円			円
(1)定額制供給			(1)定額制供給		
イ. 定額電灯および公衆街路灯A			イ. 定額電灯および公衆街路灯A		
電 灯			電 灯		
20Wまで	1 灯	1.501	20Wまで	1 灯	1.779
40Wまで	〃	3.003	40Wまで	〃	3.558
60Wまで	〃	4.505	60Wまで	〃	5.335
100Wまで	〃	7.508	100Wまで	〃	8.893
100W超過100Wまでごとに	〃	7.508	100W超過100Wまでごとに	〃	8.893
小型機器			小型機器		
50VAまでの機器	1 機器	2.243	50VAまでの機器	1 機器	2.656
100VAまでの機器	〃	4.485	100VAまでの機器	〃	5.313
100VA超過100VAまでごとに	〃	4.485	100VA超過100VAまでごとに	〃	5.313
(特定の機器)			(特定の機器)		
[附 則]			[附 則]		
20VAまでのラジオ	1 台	0.897	20VAまでのラジオ	1 台	1.063
30VAまでのラジオ	〃	1.346	30VAまでのラジオ	〃	1.594
ロ. 臨時電灯A			ロ. 臨時電灯A		
50VAまで1日につき	1 契約	0.060	50VAまで1日につき	1 契約	0.071
100VAまで1日につき	〃	0.121	100VAまで1日につき	〃	0.144
100VA超過500VAまで	〃	0.121	100VA超過500VAまで	〃	0.144
100VAまでごとに1日につき	〃	0.121	100VAまでごとに1日につき	〃	0.144
500VA超過1kVAまで	〃	1.211	500VA超過1kVAまで	〃	1.433
1日につき	〃	1.211	1日につき	〃	1.433
1kVA超過3kVAまで	〃	1.211	1kVA超過3kVAまで	〃	1.433
1kVAまでごとに1日につき	〃	1.211	1kVAまでごとに1日につき	〃	1.433
ハ. 臨時電力			ハ. 臨時電力		
1日につき	1 kW	1.272	1日につき	1 kW	1.507
ニ. 農事用電力B			ニ. 農事用電力B		
1日につき	1 kW	2.290	1日につき	1 kW	2.712
ホ. 農事用電力(脱穀調整需要)			ホ. 農事用電力(脱穀調整需要)		
[附 則]			[附 則]		
1日につき			1日につき		
0.5kW	1 契約	0.318	0.5kW	1 契約	0.377
1 kW	〃	0.636	1 kW	〃	0.753
2 kW	〃	1.272	2 kW	〃	1.507
3 kW	〃	1.907	3 kW	〃	2.259
3kW超過1kW増すごとに	〃	0.636	3kW超過1kW増すごとに	〃	0.753
(2)従量制供給			(2)従量制供給		
	1 kWh	0.193		1 kWh	0.229

2 一般電気事業供給約款料金算定規則様式

第1から第8までにより作成した書類

第1表

営業費総括表

(単位：千円)

項 目	金 額	備 考
役員給与	788,400	平均経費人員：（17,975人） 平均基準賃金：（424,750円／月）
給料手当	360,514,681	
給料手当振替額（貸方）	△6,041,357	
退職給与金	44,526,377	
厚生費	68,712,100	
委託検針費	18,306,584	
委託集金費	4,929	
雑給	17,074,307	
燃料費	3,675,294,462	
使用済燃料再処理等発電費	12,344,021	
使用済燃料再処理等既発電費	24,745,437	振替電力量：8,734（10 ⁶ kWh）
廃棄物処理費	48,157,532	
特定放射性廃棄物処分費	1,339,939	
消耗品費	26,383,053	
修繕費	643,775,551	
水利使用料	9,363,933	
補償費	6,075,430	
賃借料	60,544,111	
託送料	19,438,412	
事業者間精算費	2,517,902	
委託費	264,340,579	地帯間購入電力量：1,077（10 ⁶ kWh）
損害保険料	4,541,238	
原子力損害賠償支援機構一般負担金	37,261,800	
普及開発関係費	4,000,676	
養成費	5,798,240	
研究費	25,640,720	
諸費	41,739,628	
	<－>	
	<2,743,932>	
電気料貸倒損	3,165,681	他社購入電力量：39,870（10 ⁶ kWh） (120,446,758)
固定資産税	138,580,771	
雑税	8,144,953	
減価償却費	781,976,095	
固定資産除却費	83,062,895	
原子力発電施設解体費	13,424,730	
共有設備費等分担額	3,768,010	
共有設備費等分担額（貸方）	△32,007	
地帯間購入電源費	45,300,680	
	<－>	
地帯間購入送電費	253,560	他社購入電力量：39,870（10 ⁶ kWh） (120,446,758)
他社購入電源費（再エネ特措法交付金相当額を除く。）	459,823,402	
	<2,809,224>	
他社購入送電費	599,516	
建設分担関連費振替額（貸方）	△1,731,811	
附帯事業営業費用分担関連費振替額（貸方）	△3,350,303	
電源開発促進税	144,750,402	
事業税	94,569,220	
開発費	－	
開発費償却	－	
電力費振替勘定（貸方）	△593,392	他社購入電力量：39,870（10 ⁶ kWh） (120,446,758)
株式交付費	－	
株式交付費償却	－	
社債発行費	1,601,481	
社債発行費償却	－	
法人税等	49,459,941	
合 計	7,239,962,509	

原価算定期間を，平成26年4月から平成29年3月までの3年として算定した。

(記載注意)

- 給料手当の平均経費人員（人）及び平均基準賃金（円／月）を，備考欄に記載すること。
- 事業者間精算費，地帯間購入電源費及び他社購入電源費の購入電力量（10⁶kWh）を，備考欄に記載すること。
- 諸費の上段< >内には寄付金に係る費用を，下段< >内には団体費に係る費用を内数として記載すること。
- 地帯間購入電源費及び他社購入電源費の< >内には，過去の使用済燃料に係る費用を内数として記載すること。
- 他社購入電源費の()内には，新エネルギー等電源費（再エネ特措法交付金相当額を除く。）に係る費用を内数として記載すること。

〔主な項目の内訳〕

(1) 燃料費

(単位：千円)

項 目		金 額	備 考
火力燃料費	石炭費	377,950,665	
	燃料油費	73,727,420	
	ガス費	3,212,749,392	
	その他	4,922,962	
	小 計	3,669,350,439	
核燃料費	核燃料減損額及び核燃料減損修正損（又は核燃料減損修正益（貸方））	5,944,023	
	濃縮関連費	—	
	小 計	5,944,023	
新エネルギー等燃料費		—	
合 計		3,675,294,462	
火力燃料重油換算消費量 (10 ³ k1)		70,819	
火力燃料重油換算単価 (円/k1)		51,813	
火力発電電力量 (発電端10 ⁶ kWh)		342,709	
火力燃料kWh当たり単価 (発電端 円/kWh)		10.71	
原子力発電電力量 (発電端10 ⁶ kWh)		11,789	
核燃料kWh当たり単価 (発電端 円/kWh)		0.50	
新エネルギー等燃料重油換算消費量 (10 ³ k1)		—	
新エネルギー等燃料重油換算単価 (円/k1)		—	
燃料費算定に必要な新エネルギー等発電電力量 (発電端10 ⁶ kWh)		—	
新エネルギー等燃料kWh当たり単価 (発電端 円/kWh)		—	

<参考> 主要燃料消費数量, 消費価格

項 目		数量・価格	備 考
消費数量	石炭 (10 ³ t)	30,438	
	重油 (10 ³ k1)	9	
	原油 (10 ³ k1)	997	
	L N G (10 ³ t)	37,060	
平均消費価格	石炭 (円/t)	12,221	
	重油 (円/k1)	64,362	
	原油 (円/k1)	73,368	
	L N G (円/t)	86,374	

(2) 修繕費

(単位：千円)

項 目		金 額	備 考
普通修繕費		425,753,711	
取替修繕費		218,021,840	
合 計		643,775,551	

(3) 減価償却費

(単位：千円)

項 目		金 額	備 考
水力発電設備		54,301,081	
火力発電設備		214,485,766	
原子力発電設備		102,802,666	
新エネルギー等発電設備		2,740,907	
送電設備		165,018,762	
変電設備		103,488,298	
配電設備		101,449,658	
業務設備		37,688,957	
合 計		781,976,095	

第2表

事業報酬総括表

(単位：千円)

項 目		金 額	備 考
電 気 事 業 報 酬	特定固定資産	10,159,603,723	電気事業報酬は、左記合計額から剰余金残高相当額（別途積立金及び繰越利益剰余金から繰延税金資産を控除した額）948,912,000千円を控除した額に報酬率2.9%を乗じて算定。
	建設中の資産	317,269,258	
	核燃料資産	733,215,748	
	特定投資	215,436,351	
	運転資本	営業資本	728,129,723
		貯蔵品	472,340,389
		小 計	1,200,470,112
	繰延償却資産		-
	合 計		12,625,995,192
	報酬率（%）		2.9
	電気事業報酬額		338,635,412

原価算定期間を、平成26年4月から平成29年3月までの3年として算定した。

第3表

控除収益総括表

(単位：千円)

項 目	金 額	備 考
遅収加算料金	—	地帯間販売電力量：345（10 ⁶ kWh） 他社販売電力量：5,214（10 ⁶ kWh） 振替電力量：1,947（10 ⁶ kWh）
地帯間販売電源料	3,018,510 <—>	
地帯間販売送電料	58,650 (—)	
他社販売電源料	83,433,414 <—>	
他社販売送電料	— (—)	
託送収益	6,874,447 (—)	
事業者間精算収益	380,727	
電気事業雑収益	64,906,543	
預金利息	65,967	
合 計	158,738,258	

原価算定期間を、平成26年4月から平成29年3月までの3年として算定した。

（記載注意）

- 1 地帯間販売電源料、他社販売電源料及び事業者間精算収益の販売電力量（10⁶kWh）を、備考欄に記載すること。
- 2 地帯間販売電源料及び他社販売電源料の< >内には、過去の使用済燃料に係る収益を内数として記載すること。
- 3 地帯間販売送電料、他社販売送電料及び託送収益の（ ）内には、電源線に係る収益を内数として記載すること。

第1表

営 業 費 明 細 表

(単位：千円)

項 目	平成26年度	平成27年度	平成28年度	原価算定期間計	備考
役員給与	262,800	262,800	262,800	788,400	
給料手当	118,923,578	120,262,456	121,328,647	360,514,681	
給料手当振替額（貸方）	△1,992,963	△2,015,302	△2,033,092	△6,041,357	
退職給与金	14,334,471	15,810,654	14,381,252	44,526,377	
厚生費	21,895,078	23,223,679	23,593,343	68,712,100	
委託検針費	6,301,963	6,373,094	5,631,527	18,306,584	
委託集金費	1,643	1,643	1,643	4,929	
雑給	5,692,769	5,692,769	5,688,769	17,074,307	
燃料費	1,288,068,295	1,254,202,738	1,133,023,429	3,675,294,462	
使用済燃料再処理等発電費	647,133	2,554,627	9,142,261	12,344,021	
使用済燃料再処理等既発電費	8,248,479	8,248,479	8,248,479	24,745,437	
廃棄物処理費	15,678,679	15,934,621	16,544,232	48,157,532	
特定放射性廃棄物処分費	—	—	1,339,939	1,339,939	
消耗品費	8,756,290	8,875,591	8,751,172	26,383,053	
修繕費	201,017,326	219,428,614	223,329,611	643,775,551	
水利使用料	3,054,746	3,154,394	3,154,793	9,363,933	
補償費	1,924,678	1,935,172	2,215,580	6,075,430	
賃借料	20,018,014	20,260,166	20,265,931	60,544,111	
託送料	7,058,437	6,663,625	5,716,350	19,438,412	
事業者間精算費	840,652	837,313	839,937	2,517,902	
委託費	91,470,782	91,453,286	81,416,511	264,340,579	
損害保険料	1,141,515	1,627,095	1,772,628	4,541,238	
原子力損害賠償支援機構一般負担金	12,420,600	12,420,600	12,420,600	37,261,800	
普及開発関係費	1,342,735	1,297,112	1,360,829	4,000,676	
養成費	1,566,225	2,679,121	1,552,894	5,798,240	
研究費	8,225,636	8,671,867	8,743,217	25,640,720	
諸費	13,766,184	14,491,099	13,482,345	41,739,628	
	<—>	<—>	<—>	<—>	
	<914,644>	<914,644>	<914,644>	<2,743,932>	
電気料貸倒損	1,172,869	1,049,236	943,576	3,165,681	
固定資産税	44,982,371	46,139,245	47,459,155	138,580,771	
雑税	2,460,672	2,516,950	3,167,331	8,144,953	
減価償却費	261,875,468	261,936,459	258,164,168	781,976,095	
固定資産除却費	27,596,890	26,757,213	28,708,792	83,062,895	
原子力発電施設解体費	4,474,910	4,474,910	4,474,910	13,424,730	
共有設備費等分担額	925,828	893,208	1,948,974	3,768,010	
共有設備費等分担額(貸方)	△10,669	△10,669	△10,669	△32,007	
地帯間購入電源費	15,407,239	15,272,114	14,621,327	45,300,680	
地帯間購入送電費	84,520	84,520	84,520	253,560	
他社購入電源費(再エネ特措法交付金相当額を除く。)	169,040,872	149,246,609	141,535,921	459,823,402	
	(29,975,686)	(40,397,988)	(50,073,084)	(120,446,758)	
他社購入送電費	204,290	197,613	197,613	599,516	
建設分担関連費振替額（貸方）	△593,834	△566,813	△571,164	△1,731,811	
附帯事業営業費用分担関連費振替額(貸方)	△1,097,185	△1,100,432	△1,152,686	△3,350,303	
電源開発促進税	47,871,285	48,335,637	48,543,480	144,750,402	
事業税	31,750,213	32,153,527	30,665,480	94,569,220	
開発費	—	—	—	—	
開発費償却	—	—	—	—	
電力費振替勘定（貸方）	△380,744	△106,325	△106,323	△593,392	
株式交付費	—	—	—	—	
株式交付費償却	—	—	—	—	
社債発行費	478,173	478,173	645,135	1,601,481	
社債発行費償却	—	—	—	—	
法人税等	16,486,636	16,486,735	16,486,570	49,459,941	
合 計	2,473,395,549	2,448,585,223	2,317,981,737	7,239,962,509	

原価算定期間を，平成26年4月から平成29年3月までの3年として算定した。

(記載注意)

- 1 原価算定期間に応じて年度別に欄を設け記載すること。なお，原価算定期間の始期を10月1日とした場合には原価算定期間の初年度及び最終年度に応じて設けた欄を上期，下期及び年度計それぞれの欄に区分し，原価算定期間に含まれない半期分の値についても記載すること（以下この様式において同じ。）。
- 2 諸費の上段< >内には寄付金に係る費用を，下段< >内には団体費に係る費用を内数として記載すること。
- 3 他社購入電源費の（ ）内には，新エネルギー等電源費(再エネ特措法交付金相当額を除く。)に係る費用を内数として記載すること。

《項目別明細表》

(1) 第3条第2項第1号関係

[役員給与, 給料手当, 給料手当振替額(貸方), 退職給与金, 厚生費, 委託検針費, 委託集金費及び雑給]

(単位: 千円)

項 目		平成24年度 (実績)	平成25年度 (実績見込み)	平成26年度	平成27年度	平成28年度	原価算定 期間計	備 考
役員給与		801,956	528,716	262,800	262,800	262,800	788,400	
給料手当	基準賃金	92,400,865	93,566,942	90,420,780	91,832,649	92,597,199	274,850,628	
	基準外賃金	18,702,925	18,170,700	16,818,265	16,401,311	16,537,860	49,757,436	
	諸給与金	40,597,503	39,502,506	19,574,291	19,879,933	20,045,442	59,499,666	
	控除口(貸方)	△ 8,357,522	△ 8,415,662	△ 7,889,758	△ 7,851,437	△ 7,851,854	△ 23,593,049	
	小計	143,343,771	142,824,486	118,923,578	120,262,456	121,328,647	360,514,681	
給料手当振替額(貸方)		△ 2,389,309	△ 2,383,024	△ 1,992,963	△ 2,015,302	△ 2,033,092	△ 6,041,357	
退職給与金	引当金増加額	△ 14,969,820	△ 2,646,707	2,261,905	2,012,689	△ 3,652,871	621,723	
	実払額	9,726,481	4,545,391	3,649,526	7,601,483	11,795,741	23,046,750	
	年金保険料	8,235,616	8,138,802	8,423,040	6,196,482	6,238,382	20,857,904	
	小計	2,992,276	10,037,486	14,334,471	15,810,654	14,381,252	44,526,377	
厚生費	法定厚生費	19,765,907	20,885,960	17,145,498	18,404,659	18,736,719	54,286,876	
	一般厚生費	5,658,328	5,721,010	4,749,580	4,819,020	4,856,624	14,425,224	
	小計	25,424,235	26,606,970	21,895,078	23,223,679	23,593,343	68,712,100	
委託検針費		6,239,472	6,255,717	6,301,963	6,373,094	5,631,527	18,306,584	
委託集金費		1,642	1,643	1,643	1,643	1,643	4,929	
雑給		6,100,146	5,773,439	5,692,769	5,692,769	5,688,769	17,074,307	
合 計		182,514,192	189,645,433	165,419,339	169,611,793	168,854,889	503,886,021	
平均経費人員(人)		17,221	17,437	17,740	18,017	18,167	53,924	
平均基準賃金(円/月)		447,132	447,166	424,750	424,750	424,750	424,750	

(2)第3条第2項第2号関係

[燃料費]

項 目		平成26年度			平成27年度			平成28年度			原価算定期間計			備 考
		消費量	単 価	金 額	消費量	単 価	金 額	消費量	単 価	金 額	消費量	単 価	金 額	
		10 ³ kl (10 ³ t, 10 ⁶ Nm ³)	円／kl (円／t, 円／10 ³ Nm ³)	千円	10 ³ kl (10 ³ t, 10 ⁶ Nm ³)	円／kl (円／t, 円／10 ³ Nm ³)	千円	10 ³ kl (10 ³ t, 10 ⁶ Nm ³)	円／kl (円／t, 円／10 ³ Nm ³)	千円	10 ³ kl (10 ³ t, 10 ⁶ Nm ³)	円／kl (円／t, 円／10 ³ Nm ³)	千円	
火力燃料費	火力発電電力量 (発電端10 ⁶ kWh)	115,751	—	—	116,534	—	—	110,424	—	—	342,709	—	—	石炭費の消費量は、石炭換算値とする。 燃料油費の消費量は、重油換算値とする。 ガス費の消費量は、LNG換算値とする。
	火力燃料重油換算消費量 (発電端10 ³ kl)	24,064	—	—	23,997	—	—	22,758	—	—	70,819	—	—	
	石炭費 (10 ³ t, 円/t)	10,045	12,284	123,395,391	10,405	12,287	127,842,654	10,133	12,505	126,712,620	30,583	12,358	377,950,665	
	燃料油費 (10 ³ kl, 円/kl)	449	75,398	33,868,004	366	76,345	27,965,965	154	77,080	11,893,451	970	76,023	73,727,420	
	ガス費 (10 ³ t, 円/t)	12,715	88,818	1,129,326,219	12,556	87,245	1,095,453,676	11,927	82,835	987,969,497	37,198	86,369	3,212,749,392	
	歴青質混合物質	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	助燃費 (10 ³ kl, 円/kl)	12	75,217	902,604	12	91,476	1,097,712	12	99,586	1,195,032	36	88,760	3,195,348	
	蒸気料	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	運炭費 (円/t)	—	—	576,077	—	—	579,758	—	—	571,779	—	—	1,727,614	
	小計 (重油換算)	24,064	53,527	1,288,068,295	23,997	52,212	1,252,939,765	22,758	49,580	1,128,342,379	70,819	51,813	3,669,350,439	
核燃料費	原子力発電電力量 (発電端10 ⁶ kWh)	—	—	—	2,216	—	—	9,573	—	—	11,789	—	—	
	核燃料減損額	—	—	—	—	—	1,262,973	—	—	4,681,050	—	—	5,944,023	
	核燃料減損修正損 (又は核燃料減損修正益 (貸方))	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	濃縮関連費	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	小計	—	—	—	—	—	1,262,973	—	—	4,681,050	—	—	5,944,023	
新エネルギー等燃料費	燃料費算定に必要な新エネルギー等発電電力量 (発電端10 ⁶ kWh)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	新エネルギー等燃料重油換算消費量 (10 ³ kl)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	バイオマス燃料費	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	廃棄物燃料費	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	助燃費	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	蒸気料	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	運搬費	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	小計 (重油換算)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
合 計		—	—	1,288,068,295	—	—	1,254,202,738	—	—	1,133,023,429	—	—	3,675,294,462	

(3)第3条第2項第3号関係

〔使用済燃料再処理等発電費〕

(単位：千円)

項 目	至近実績			平成25年度 (実績見込み)	平成26年度	平成27年度	平成28年度	原価算定期間計	備 考
	平成22年度	平成23年度	平成24年度						
再処理等費	25,488,563	25,310,021	25,270,738	26,497,856	32,271,259	26,729,106	27,800,789	86,801,154	
再処理等費引当	9,988,449	1,948,664	262,202	164,274	—	1,973,204	8,585,535	10,558,739	
再処理等引当金取崩し (貸方)	△25,783,524	△24,834,753	△24,689,730	△26,184,894	△31,624,126	△26,147,683	△27,244,063	△85,015,872	
合 計	9,693,487	2,423,932	843,210	477,236	647,133	2,554,627	9,142,261	12,344,021	

〔使用済燃料再処理等既発電費〕

(単位：千円)

項 目	至近実績			平成25年度 (実績見込み)	平成26年度	平成27年度	平成28年度	原価算定期間計	備 考
	平成22年度	平成23年度	平成24年度						
再処理等費引当	8,248,479	8,248,479	8,248,479	8,248,479	8,248,479	8,248,479	8,248,479	24,745,437	
再処理等引当金取崩し (貸方)	—	—	—	—	—	—	—	—	
合 計	8,248,479	8,248,479	8,248,479	8,248,479	8,248,479	8,248,479	8,248,479	24,745,437	

〔廃棄物処理費〕

(単位：千円)

項 目		至近実績			平成25年度 (実績見込み)	平成26年度	平成27年度	平成28年度	原価算定期間計	備 考
		平成22年度	平成23年度	平成24年度						
火力廃棄物処理費		10,385,591	13,777,476	13,489,161	14,420,774	13,873,669	14,127,597	13,818,123	41,819,389	
原子力廃棄物処理費	放射性廃棄物処理費	1,858,204	1,569,035	2,335,979	2,740,070	1,804,633	1,806,647	2,725,732	6,337,012	
	雑廃棄物処理費	328	499	301	393	377	377	377	1,131	
新エネルギー等廃棄物処理費		—	—	—	—	—	—	—	—	
合 計		12,244,123	15,347,011	15,825,442	17,161,237	15,678,679	15,934,621	16,544,232	48,157,532	

〔特定放射性廃棄物処分費〕

(単位：千円)

項 目	至近実績			平成25年度 (実績見込み)	平成26年度	平成27年度	平成28年度	原価算定期間計	備 考
	平成22年度	平成23年度	平成24年度						
特定放射性廃棄物処分 費拠出金(各年の発電 対応分)	2,253,951	723,035	—	—	—	—	1,339,939	1,339,939	
特定放射性廃棄物処分 費拠出金(平成11年末 迄の発電対応分)	2,843,141	2,535,913	2,516,428	2,516,428	—	—	—	—	
合 計	5,097,092	3,258,948	2,516,428	2,516,428	—	—	1,339,939	1,339,939	

[消耗品費]

(単位：千円)

項 目	至近実績				平成25年度 (実績見込み)	平成26年度	平成27年度	平成28年度	原価算定期間計	備 考
	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平均						
潤滑油脂費	107,977	148,955	175,579	144,170	128,223	143,325	122,000	141,486	406,811	
雑消耗品費	7,451,964	7,282,880	7,637,664	7,457,503	8,874,181	8,612,965	8,753,591	8,609,686	25,976,242	
合 計	7,559,941	7,431,836	7,813,244	7,601,674	9,002,404	8,756,290	8,875,591	8,751,172	26,383,053	

[補償費]

(単位：千円)

項 目	至近実績				平成25年度 (実績見込み)	平成26年度	平成27年度	平成28年度	原価算定期間計	備 考
	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平均						
定期的補償費	5,744,983	2,707,806	1,291,300	3,248,030	1,297,410	812,080	811,701	774,879	2,398,660	
臨時的補償費	7,488,678	1,012,515	1,194,885	3,232,026	1,345,234	880,591	891,464	1,208,694	2,980,749	
損害賠償費	185,091	205,623	310,308	233,674	290,663	232,007	232,007	232,007	696,021	
合 計	13,418,753	3,925,946	2,796,494	6,713,731	2,933,308	1,924,678	1,935,172	2,215,580	6,075,430	

[賃借料]

(単位：千円)

項 目	至近実績				平成25年度 (実績見込み)	平成26年度	平成27年度	平成28年度	原価算定期間計	備 考
	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平均						
借地借家料	4,964,956	5,134,729	5,077,013	5,058,899	4,996,961	5,082,995	5,090,328	5,092,234	15,265,557	
道路占用料	3,624,116	3,495,154	3,481,770	3,533,680	3,506,843	3,553,724	3,576,771	3,597,906	10,728,401	
水面使用料	244,034	243,852	247,163	245,017	245,399	242,344	241,770	241,150	725,264	
線路使用料	1,420,011	1,457,891	1,464,056	1,447,319	1,479,353	1,497,447	1,513,748	1,531,724	4,542,919	
設備賃借料	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
電柱敷地料	5,363,935	5,371,933	5,385,509	5,373,793	5,395,363	5,421,583	5,436,346	5,456,031	16,313,960	
線下補償料	214,538	215,655	210,621	213,605	211,497	212,706	211,934	212,538	637,178	
機械賃借料	1,792,972	1,420,015	1,158,660	1,457,216	649,765	841,381	1,052,816	952,829	2,847,026	
雑賃借料	3,692,464	3,581,465	3,321,023	3,531,651	3,159,890	3,165,834	3,136,453	3,181,519	9,483,806	
合 計	21,317,029	20,920,697	20,345,819	20,861,182	19,645,071	20,018,014	20,260,166	20,265,931	60,544,111	

[託送料]

(単位：千円)

項 目	至近実績				平成25年度 (実績見込み)	平成26年度	平成27年度	平成28年度	原価算定期間計	備 考
	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平均						
託送料	7,876,793	8,762,359	7,319,763	7,986,305	7,458,387	7,058,437	6,663,625	5,716,350	19,438,412	

[事業者間精算費]

(単位：千円)

項 目		至近実績				平成25年度 (実績見込み)	平成26年度	平成27年度	平成28年度	原価算定期間計	備 考
		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平均						
事業者間 精算費	電力量 (10 ⁶ kWh)	6,816	3,313	3,189	3,585	2,835	2,917	2,903	2,914	8,734	
	料金計	1,865,352	969,827	914,075	1,249,751	834,318	840,652	837,313	839,937	2,517,902	

〔委託費〕

(単位：千円)

項 目	至近実績				平成25年度 (実績見込み)	平成26年度	平成27年度	平成28年度	原価算定期間計	備 考
	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平均						
委託運転費	4,334,262	4,786,345	4,335,727	4,485,445	3,924,464	3,439,157	3,464,634	3,424,173	10,327,964	
雑委託費	88,203,266	84,568,089	99,826,210	90,865,855	93,505,633	88,031,625	87,988,652	77,992,338	254,012,615	
合 計	92,537,528	89,354,434	104,161,937	95,351,300	97,430,097	91,470,782	91,453,286	81,416,511	264,340,579	

〔損害保険料〕

(単位：千円)

項 目	至近実績				平成25年度 (実績見込み)	平成26年度	平成27年度	平成28年度	原価算定期間計	備 考
	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平均						
水力関係	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
火力関係	624,871	663,762	690,425	659,686	658,578	664,392	662,581	695,637	2,022,610	
原子力関係	法定保険料	229,488	127,147	557,198	390,259	387,505	412,549	442,227	1,242,281	
	その他保険料	468,856	△20,595	94,684	81,669	72,691	535,038	617,837	1,225,566	
新エネルギー等関係	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
その他	7,438	149,348	20,053	58,946	158,924	16,927	16,927	16,927	50,781	
合 計	1,330,654	919,661	1,362,361	1,204,225	1,289,430	1,141,515	1,627,095	1,772,628	4,541,238	

〔原子力損害賠償支援機構一般負担金〕

(単位：千円)

項 目	至近実績				平成25年度 (実績見込み)	平成26年度	平成27年度	平成28年度	原価算定期間計	備 考
	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平均						
原子力損害賠償支援機構一般負担金	—	6,210,300	7,245,350	4,485,216	12,420,600	12,420,600	12,420,600	12,420,600	37,261,800	

〔普及開発関係費〕

(単位：千円)

項 目	至近実績				平成25年度 (実績見込み)	平成26年度	平成27年度	平成28年度	原価算定期間計	備 考
	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平均						
販売関係普及開発関係費	3,767,411	1,559,895	1,008,437	2,111,914	722,756	213,743	164,034	243,106	620,883	
一般普及開発関係費	4,284,752	3,875,336	2,926,357	3,695,482	2,575,195	1,128,992	1,133,078	1,117,723	3,379,793	
合 計	8,052,164	5,435,231	3,934,795	5,807,396	3,297,950	1,342,735	1,297,112	1,360,829	4,000,676	

〔養成費〕

(単位：千円)

項 目	至近実績				平成25年度 (実績見込み)	平成26年度	平成27年度	平成28年度	原価算定期間計	備 考
	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平均						
研修施設運営費	406,702	358,933	358,523	374,719	347,762	324,095	322,302	322,302	968,699	
その他養成費	1,536,607	1,892,924	1,223,725	1,551,085	1,181,314	1,242,130	2,356,819	1,230,592	4,829,541	
合 計	1,943,309	2,251,858	1,582,248	1,925,805	1,529,076	1,566,225	2,679,121	1,552,894	5,798,240	

〔研究費〕

(単位：千円)

項 目	至近実績				平成25年度 (実績見込み)	平成26年度	平成27年度	平成28年度	原価算定期間計	備 考
	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平均						
社内研究費	6,010,132	4,263,323	3,609,272	4,627,576	3,361,814	4,713,287	4,652,530	4,791,418	14,157,235	
委託研究費	4,316,253	4,221,099	4,328,934	4,288,762	3,739,004	3,512,349	4,019,337	3,951,799	11,483,485	
合 計	10,326,385	8,484,422	7,938,206	8,916,338	7,100,818	8,225,636	8,671,867	8,743,217	25,640,720	

〔諸費〕

(単位：千円)

項 目	至近実績				平成25年度 (実績見込み)	平成26年度	平成27年度	平成28年度	原価算定期間計	備 考
	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平均						
通信運搬費	9,950,025	9,990,535	9,810,431	9,916,997	9,529,180	6,350,520	6,523,552	6,728,186	19,602,258	
旅費	1,417,317	1,264,294	1,278,902	1,320,171	1,176,740	1,254,796	1,256,013	1,256,169	3,766,978	
寄付金	716,905	283,303	153,227	384,478	162,795	—	—	—	—	
団体費	2,684,227	2,378,581	2,189,344	2,417,384	2,138,180	914,644	914,644	914,644	2,743,932	
その他諸費	19,837,924	7,803,885	13,951,243	13,864,351	14,787,012	5,246,224	5,796,890	4,583,346	15,626,460	
合 計	34,606,399	21,720,600	27,383,149	27,903,382	27,793,907	13,766,184	14,491,099	13,482,345	41,739,628	

〔電気料貸倒損〕

(単位：千円)

項 目	至近実績				平成25年度 (実績見込み)	平成26年度	平成27年度	平成28年度	原価算定期間計	備 考
	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平均						
貸倒損引当額	98,550	308,262	10,990	139,267	△ 14,429	93,524	△ 18,209	△ 65,378	9,937	
貸倒損発生額	983,263	898,152	878,591	920,002	897,003	1,079,345	1,067,445	1,008,954	3,155,744	
合 計	1,081,814	1,206,414	889,581	1,059,270	882,574	1,172,869	1,049,236	943,576	3,165,681	

〔固定資産除却費〕

(単位：千円)

項 目		至近実績				平成25年度 (実績見込み)	平成26年度	平成27年度	平成28年度	原価算定期間計	備 考
		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平均						
水力発電設備	除却損	800,228	834,872	729,097	788,066	830,293	1,382,186	1,208,353	982,840	3,573,379	
	除却費用	366,306	787,965	570,668	574,980	606,019	902,405	788,912	641,680	2,332,997	
火力発電設備	除却損	1,201,142	1,910,673	1,945,639	1,685,818	1,637,542	1,838,798	2,422,884	3,688,172	7,949,854	
	除却費用	7,606,305	1,198,695	1,396,495	3,400,498	1,145,561	1,152,674	1,516,139	2,307,902	4,976,715	
原子力発電設備	除却損	857,017	894,304	523,682	758,334	1,448,945	2,650,169	1,574,685	1,339,119	5,563,973	
	除却費用	572,269	672,094	716,840	653,734	1,249,452	2,060,652	1,218,513	1,032,921	4,312,086	
新エネルギー等 発電設備	除却損	—	—	46	15	15	—	—	—	—	
	除却費用	—	—	43	14	15	—	—	—	—	
送電設備	除却損	978,455	970,044	808,180	918,893	1,133,285	1,058,854	1,077,241	1,178,739	3,314,834	
	除却費用	1,625,731	1,979,767	2,177,851	1,927,783	2,377,366	1,986,888	2,021,392	2,211,846	6,220,126	
変電設備	除却損	2,449,256	3,208,686	3,385,546	3,014,496	3,081,262	3,336,658	3,392,653	4,292,867	11,022,178	
	除却費用	2,033,213	2,219,547	2,983,978	2,412,246	2,467,370	2,390,000	2,430,108	3,074,918	7,895,026	
配電設備	除却損	753,887	637,965	645,927	679,260	741,778	831,030	832,351	745,255	2,408,636	
	除却費用	5,183,800	5,127,569	5,040,710	5,117,360	5,593,927	5,605,827	5,614,731	5,027,224	16,247,782	
業務設備	除却損	1,146,914	1,220,100	841,047	1,069,354	1,256,108	1,518,663	1,682,185	1,382,379	4,583,227	
	除却費用	757,018	609,472	714,363	693,618	815,637	882,086	977,066	802,930	2,662,082	
合計	除却損	8,186,903	9,676,647	8,879,168	8,914,239	10,129,228	12,616,358	12,190,352	13,609,371	38,416,081	
	除却費用	18,144,644	12,595,112	13,600,952	14,780,236	14,255,347	14,980,532	14,566,861	15,099,421	44,646,814	

〔原子力発電施設解体費〕

(単位：千円)

項 目	至近実績			平成25年度 (実績見込み)	平成26年度	平成27年度	平成28年度	原価算定期間計	備 考
	平成22年度	平成23年度	平成24年度						
解体費	3,555,420	3,350,535	3,552,336	4,804,021	4,500,000	5,000,000	5,000,000	14,500,000	原子力発電施設解体体引当金に関する省令に係るものに限る。
資産除去債務計上	3,956,300	804,629	1,791,794	2,237,455	4,474,910	4,474,910	4,474,910	13,424,730	
資産除去債務取崩し(貸方)	△ 3,802,333	△ 3,350,535	△ 3,552,336	△ 4,804,021	△ 4,500,000	△ 5,000,000	△ 5,000,000	△ 14,500,000	
合 計	3,709,387	804,629	1,791,794	2,237,455	4,474,910	4,474,910	4,474,910	13,424,730	

[共有設備費等分担額，共有設備費等分担額（貸方）]

(単位：千円)

項 目		至近実績			平成25年度 (実績見込み)	平成26年度	平成27年度	平成28年度	原価算定期間 計	備 考
		平成22年度	平成23年度	平成24年度						
共有設備費等分 担額	水力発電設備	540,324	589,270	592,893	691,327	786,894	754,274	1,810,040	3,351,208	
	送電設備	139,525	136,695	140,584	155,956	138,934	138,934	138,934	416,802	
	小 計	679,849	725,965	733,478	847,284	925,828	893,208	1,948,974	3,768,010	
共有設備費等分 担額（貸方）	水力発電設備	△10,268	△18,255	△3,471	△10,137	△10,665	△10,665	△10,665	△31,995	
	送電設備	—	△5	△7	△8	△4	△4	△4	△12	
	小 計	△10,268	△18,260	△3,479	△10,145	△10,669	△10,669	△10,669	△32,007	
合 計		669,580	707,704	729,998	837,139	915,159	882,539	1,938,305	3,736,003	

(記載注意)

(何)の欄には，共有設備について種類別に整理すること。

[開発費，開発費償却]

(単位：千円)

項 目		至近実績			平成25年度 (実績見込み)	平成26年度	平成27年度	平成28年度	原価算定期間 計	備 考
		平成22年度	平成23年度	平成24年度						
開発費		—	—	—	—	—	—	—	—	
開発費償却		—	—	—	—	—	—	—	—	
合 計		—	—	—	—	—	—	—	—	

[電力費振替勘定(貸方)]

(単位：千円)

項 目		至近実績			平成25年度 (実績見込み)	平成26年度	平成27年度	平成28年度	原価算定期間 計	備 考
		平成22年度	平成23年度	平成24年度						
建設工事用		△265,751	△568,836	△437,868	△403,122	△379,886	△105,465	△105,465	△590,816	
附帯事業用		△48	△52	△640	△110	△858	△860	△858	△2,576	
合 計		△265,800	△568,889	△438,508	△403,232	△380,744	△106,325	△106,323	△593,392	

[株式交付費，社債発行費]

(単位：千円)

項 目		至近実績			平成25年度 (実績見込み)	平成26年度	平成27年度	平成28年度	原価算定期間 計	備 考
		平成22年度	平成23年度	平成24年度						
株式交付費		—	—	—	—	—	—	—	—	
社債発行費		302,766	—	50,010	131,871	478,173	478,173	645,135	1,601,481	
合 計		302,766	—	50,010	131,871	478,173	478,173	645,135	1,601,481	

(4)第3条第2項第4号関係

〔修繕費〕

(単位：千円)

項 目		至近実績						平成25年度 (実績見込み)	平成26年度	平成27年度	平成28年度	原価算定期間計		備 考
		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平均 修繕費 率 (%)					平均 修繕費 率 (%)		
水力発電設備	平均帳簿原価	978,893,478	980,000,397	981,410,561	981,978,323	983,316,306	0.85%	980,616,037	1,021,578,724	1,076,903,033	1,092,337,769	3,190,819,526	0.81%	22年度以降の 平均帳簿原価は、 資産除去債務除き。
	普通修繕費	7,229,580	8,482,406	8,044,516	8,741,357	9,422,397		10,858,453	8,865,345	8,732,797	8,267,555	25,865,697		
火力発電設備	平均帳簿原価	3,306,591,442	3,370,384,691	3,381,535,817	3,378,797,844	3,501,229,466	2.14%	3,480,370,493	3,559,704,370	3,591,466,084	3,600,114,685	10,751,285,139	1.70%	
	普通修繕費	59,403,541	74,870,689	59,811,484	82,106,017	85,855,513		80,513,212	60,675,637	59,653,384	62,795,315	183,124,336		
原子力発電設備	平均帳簿原価	1,485,669,259	1,438,171,508	1,405,424,079	1,403,476,079	1,409,031,781	1.34%	1,270,288,052	1,326,862,398	1,400,894,669	1,444,746,301	4,172,503,368	1.32%	
	普通修繕費	19,229,503	24,108,784	22,651,446	14,825,598	15,165,433		19,680,621	16,405,867	19,764,858	19,044,739	55,215,464		
新エネルギー等 発電設備	平均帳簿原価	－	1,077,500	5,024,755	10,448,226	13,002,976	0.59%	12,999,690	16,598,617	20,195,551	20,195,551	56,989,719	0.35%	
	普通修繕費	－	3,903	12,586	68,668	88,776		168,158	60,756	67,477	70,955	199,188		
送電設備	平均帳簿原価	2,733,536,280	2,745,547,421	2,756,173,470	2,792,204,266	2,838,092,195	0.34%	2,814,151,088	2,839,586,325	2,859,470,493	2,879,385,206	8,578,442,024	0.33%	
	普通修繕費	8,214,822 (－)	8,887,505 (－)	9,762,705 (－)	9,905,067 (－)	9,890,445 (－)		10,257,514 (－)	9,261,302 (－)	9,453,425 (－)	9,750,186 (－)	28,464,913 (－)		
変電設備	平均帳簿原価	1,484,922,232	1,494,025,450	1,502,725,982	1,510,561,803	1,531,810,356	0.72%	1,556,830,958	1,575,545,468	1,590,395,540	1,606,598,960	4,772,539,968	0.80%	
	普通修繕費	10,011,334	10,785,173	11,080,325	10,959,647	11,365,630		11,923,892	13,642,141	12,506,441	12,211,105	38,359,687		
配電設備	平均帳簿原価	1,924,956,779	1,974,120,141	2,000,756,676	2,026,795,987	2,053,370,774	4.07%	2,073,295,883	2,101,435,415	2,129,321,876	2,154,102,420	6,384,859,711	4.68%	
	普通修繕費	74,630,692 (50,719,355)	79,542,898 (52,228,497)	85,118,676 (57,912,770)	83,854,982 (56,896,353)	83,318,970 (55,994,455)		88,565,684 (59,144,028)	87,534,445 (61,308,570)	104,666,061 (77,148,834)	106,926,702 (79,564,436)	299,127,208 (218,021,840)		
業務設備	平均帳簿原価	452,606,786	446,212,247	438,545,309	433,811,501	427,334,233	1.26%	391,187,921	380,615,055	366,780,172	352,825,131	1,100,220,358	1.22%	
	普通修繕費	5,478,902 (－)	5,718,666 (－)	6,131,872 (－)	5,555,453 (－)	4,896,701 (－)		5,519,876 (－)	4,571,833 (－)	4,584,171 (－)	4,263,054 (－)	13,419,058 (－)		
合 計	平均帳簿原価	12,367,176,258	12,449,539,357	12,471,596,651	12,538,074,031	12,757,188,089	1.65%	12,579,740,122	12,821,926,372	13,035,427,418	13,150,306,023	39,007,659,813	1.65%	
	普通修繕費	184,198,374	212,400,024	202,613,610	216,016,789	220,003,865		227,487,410	201,017,326	219,428,614	223,329,611	643,775,551		

(記載注意)

送電設備、配電設備及び業務設備の普通修繕費の（ ）内には、取替修繕費を内数として記載すること。

(5)第3条第2項第5号関係

[水利使用料]

(単位：千円)

項 目	平成26年度	平成27年度	平成28年度	原価算定期間計	備 考
水利使用料	3,054,746	3,154,394	3,154,793	9,363,933	

(6)第3条第2項第6号関係

[減価償却費]

(単位：千円)

項 目	平成26年度	平成27年度	平成28年度	原価算定期間計	備 考
水力発電設備	普通償却費	17,386,570	18,454,087	18,064,776	53,905,433
	特別償却費	-	-	-	-
	試運転償却費	234,033	161,615	-	395,648
火力発電設備	普通償却費	77,808,844	69,785,232	65,164,812	212,758,888
	特別償却費	-	-	-	-
	試運転償却費	540,708	-	1,186,170	1,726,878
原子力発電設備	普通償却費	26,543,349	36,297,075	39,962,242	102,802,666
	特別償却費	-	-	-	-
	試運転償却費	-	-	-	-
新エネルギー等発電設備	普通償却費	816,304	1,031,359	893,244	2,740,907
	特別償却費	-	-	-	-
	試運転償却費	-	-	-	-
送電設備	普通償却費	57,239,753	54,950,280	52,828,729	165,018,762
	特別償却費	-	-	-	-
変電設備	普通償却費	34,389,408	34,285,672	34,813,218	103,488,298
	特別償却費	-	-	-	-
配電設備	普通償却費	34,737,226	34,299,690	32,412,742	101,449,658
	特別償却費	-	-	-	-
業務設備	普通償却費	12,179,273	12,671,449	12,838,235	37,688,957
	特別償却費	-	-	-	-
合 計	普通償却費	261,100,727	261,774,844	256,977,998	779,853,569
	特別償却費	-	-	-	-
	試運転償却費	774,741	161,615	1,186,170	2,122,526

(7)第3条第2項第7号関係

[固定資産税、雑税、電源開発促進税及び事業税]

(単位：千円)

項 目	平成26年度	平成27年度	平成28年度	原価算定期間計	備 考
固定資産税	44,982,371	46,139,245	47,459,155	138,580,771	
雑税	2,460,672	2,516,950	3,167,331	8,144,953	
電源開発促進税	47,871,285	48,335,637	48,543,480	144,750,402	
事業税	31,750,213	32,153,527	30,665,480	94,569,220	
合計	127,064,541	129,145,359	129,835,446	386,045,346	

(8)第3条第2項第8号関係

[地帯間購入電源費，地帯間購入送電費，他社購入電源費，他社購入送電費]

項 目			平成26年度	平成27年度	平成28年度	原価算定期間計	(単位：千円)	備 考
地帯間購入電力料	地帯間購入電源費	料金計	15, 407, 239	15, 272, 114	14, 621, 327	45, 300, 680		
	地帯間購入送電費	料金計	84, 520	84, 520	84, 520	253, 560		
	電力量(10 ⁶ kWh)		359	359	359	1, 077		
他社購入電力料	他社購入電源費(再エネ特措法 交付金相当額を除く。)	料金計	169, 040, 872 (29, 975, 686)	149, 246, 609 (40, 397, 988)	141, 535, 921 (50, 073, 084)	459, 823, 402 (120, 446, 758)		
	他社購入送電費	料金計	204, 290	197, 613	197, 613	599, 516		
	電力量(10 ⁶ kWh)		14, 794	12, 897	12, 179	39, 870		

(記載注意)
他社購入電源費の（ ）内には，新エネルギー等電源費(再エネ特措法交付金相当額を除く。)に係る費用を内数として記載すること。

(9)第3条第2項第9号関係

[建設分担関連費振替額(貸方)，附帯事業営業費用分担関連費振替額(貸方)]

項 目		至近実績				平成25年度 (実績見込み)	平成26年度	平成27年度	平成28年度	原価算定期間計	(単位：千円)	備 考
		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平均振替率 (%)							
建設分担関連費振替額 (貸方)	総工事資金	233, 753, 000	236, 058, 000	297, 230, 000	0. 1965%	274, 510, 000	304, 864, 000	284, 602, 000	286, 371, 000	875, 837, 000		建設分担関連費振替 額の算定に用いた振 替率:0. 1948%
	振替額	△420, 129	△473, 969	△613, 381		△393, 628	△593, 834	△566, 813	△571, 164	△1, 731, 811		
附帯事業営業費用分担 関連費振替額(貸方)	附帯事業営業費用	37, 464, 493	48, 259, 233	57, 470, 624	1. 3871%	83, 666, 887	98, 390, 629	96, 970, 352	98, 575, 252	293, 936, 233		
	振替額	△727, 912	△643, 046	△615, 242		△910, 750	△1, 097, 185	△1, 100, 432	△1, 152, 686	△3, 350, 303		

(10)第3条第2項第10号関係

[株式交付費償却，社債発行費償却]

項 目	対象交付(発 行)費用	平成26年度	平成27年度	平成28年度	原価算定期間計	(単位：千円)	備 考
株式交付費償却	—	—	—	—	—		
社債発行費償却	—	—	—	—	—		
合計	—	—	—	—	—		

(11)第3条第2項第11号関係

[法人税等]

項 目		平成26年度	平成27年度	平成28年度	原価算定期間計	(単位：千円)	備 考
法人税等	法人税	13, 857, 798	13, 857, 881	13, 857, 742	41, 573, 421		
	法人税割	2, 628, 838	2, 628, 854	2, 628, 828	7, 886, 520		
合 計		16, 486, 636	16, 486, 735	16, 486, 570	49, 459, 941		

第2表

事業報酬明細表

(単位：千円)

項 目		平成26年度	平成27年度	平成28年度	原価算定期間計	備考
電 気 事 業 報 酬	特定固定資産	3,358,715,070	3,418,462,764	3,382,425,889	10,159,603,723	電気事業報酬は、各年毎に左記合計額から剰余金残高相当額（別途積立金及び繰越利益剰余金から繰延税金資産を控除した額）316,304,000千円を控除した額に報酬率2.9%を乗じて算定。
	建設中の資産	119,297,344	91,228,180	106,743,734	317,269,258	
	核燃料資産	240,798,932	242,648,233	249,768,583	733,215,748	
	特定投資	71,782,585	71,812,117	71,841,649	215,436,351	
	運転資本	営業資本	250,923,261	247,106,755	230,099,707	
		貯蔵品	165,508,237	161,176,883	145,655,269	
		小 計	416,431,498	408,283,638	375,754,976	
	繰延償却資産	－	－	－	－	
	合 計	4,207,025,429	4,232,434,932	4,186,534,831	12,625,995,192	
	報酬率（％）	2.9	2.9	2.9	2.9	
	電気事業報酬額	112,830,921	113,567,797	112,236,694	338,635,412	

《項目別明細表》
 (1) 第4条第3項関係
 [特定固定資産]

(単位：千円)

項 目			平成26年度	平成27年度	平成28年度	原価算定期間計	備考
水力発電設備	期首残高	帳簿原価	965,072,358	1,045,081,701	1,075,678,672	3,085,832,731	
		工事費負担金等	4,510,069	5,052,294	5,274,900	14,837,263	
		減価償却累計額	714,688,406	721,780,831	731,383,002	2,167,852,239	
		差引帳簿価額	245,873,883	318,248,576	339,020,770	903,143,229	
	期中増減額	帳簿原価増加額	92,018,900	40,801,000	8,784,000	141,603,900	
		工事費負担金等増加額	589,062	263,296	61,822	914,180	
		減価償却累計額増加額	17,607,801	18,602,108	18,054,080	54,263,989	
		帳簿原価減少額	12,009,557	10,204,029	8,516,877	30,730,463	
	期末残高	工事費負担金等減少額	46,837	40,690	33,215	120,742	
		減価償却累計額減少額	10,515,376	8,999,937	7,457,241	26,972,554	
		帳簿原価	1,045,081,701	1,075,678,672	1,075,945,795	3,196,706,168	
		工事費負担金等	5,052,294	5,274,900	5,303,507	15,630,701	
		減価償却累計額	721,780,831	731,383,002	741,979,841	2,195,143,674	
		差引帳簿価額	318,248,576	339,020,770	328,662,447	985,931,793	
	平均	帳簿価額	309,211,053	339,148,717	334,202,338	982,562,108	
火力発電設備	期首残高	帳簿原価	3,527,443,405	3,591,754,480	3,590,935,582	10,710,133,467	
		工事費負担金等	1,936,973	1,925,956	1,911,452	5,774,381	
		減価償却累計額	2,867,270,076	2,930,098,775	2,973,181,409	8,770,550,260	
		差引帳簿価額	658,236,356	659,729,749	615,842,721	1,933,808,826	
	期中増減額	帳簿原価増加額	86,649,211	28,595,823	62,891,898	178,136,932	
		工事費負担金等増加額	237	315	489	1,041	
		減価償却累計額増加額	83,092,438	69,765,923	65,139,735	217,998,096	
		帳簿原価減少額	22,338,136	29,414,721	44,811,622	96,564,479	
	期末残高	工事費負担金等減少額	11,254	14,819	22,577	48,650	
		減価償却累計額減少額	20,263,739	26,683,289	40,650,155	87,597,183	
		帳簿原価	3,591,754,480	3,590,935,582	3,609,015,858	10,791,705,920	
		工事費負担金等	1,925,956	1,911,452	1,889,364	5,726,772	
		減価償却累計額	2,930,098,775	2,973,181,409	2,997,670,989	8,900,951,173	
		差引帳簿価額	659,729,749	615,842,721	609,455,505	1,885,027,975	
	平均	帳簿価額	689,934,260	642,609,325	611,299,398	1,943,842,983	

(単位：千円)

項 目			平成26年度	平成27年度	平成28年度	原価算定期間計	備考
原子力発電設備	期首 残高	帳簿原価	1, 272, 104, 652	1, 361, 141, 470	1, 410, 579, 947	4, 043, 826, 069	
		工事費負担金等	100, 615	100, 615	100, 615	301, 845	
		減価償却累計額	1, 083, 729, 655	1, 082, 990, 276	1, 098, 663, 929	3, 265, 383, 860	
		差引帳簿価額	188, 274, 382	278, 050, 579	311, 815, 403	778, 140, 364	
	期中 増減額	帳簿原価増加額	117, 993, 980	69, 725, 013	52, 621, 000	240, 339, 993	
		工事費負担金等増加額	—	—	—	—	
		減価償却累計額増加額	25, 044, 078	33, 736, 785	37, 360, 841	96, 141, 704	
		帳簿原価減少額	28, 957, 162	20, 286, 536	15, 676, 443	64, 920, 141	
	期末 残高	工事費負担金等減少額	—	—	—	—	
		減価償却累計額減少額	25, 783, 457	18, 063, 132	13, 958, 304	57, 804, 893	
		帳簿原価	1, 361, 141, 470	1, 410, 579, 947	1, 447, 524, 504	4, 219, 245, 921	
		工事費負担金等	100, 615	100, 615	100, 615	301, 845	
	平均	減価償却累計額	1, 082, 990, 276	1, 098, 663, 929	1, 122, 066, 466	3, 303, 720, 671	
		差引帳簿価額	278, 050, 579	311, 815, 403	325, 357, 423	915, 223, 405	
		帳簿原価	196, 870, 364	296, 033, 063	319, 977, 635	812, 881, 062	
帳簿価額							
新エネルギー等発電設備	期首 残高	帳簿原価	13, 001, 682	20, 195, 551	20, 195, 551	53, 392, 784	
		工事費負担金等	3, 375, 676	3, 375, 676	3, 375, 676	10, 127, 028	
		減価償却累計額	3, 420, 203	4, 236, 500	5, 267, 859	12, 924, 562	
		差引帳簿価額	6, 205, 803	12, 583, 375	11, 552, 016	30, 341, 194	
	期中 増減額	帳簿原価増加額	7, 193, 951	—	—	7, 193, 951	
		工事費負担金等増加額	—	—	—	—	
		減価償却累計額増加額	816, 304	1, 031, 359	893, 244	2, 740, 907	
		帳簿原価減少額	82	—	—	82	
	期末 残高	工事費負担金等減少額	—	—	—	—	
		減価償却累計額減少額	7	—	—	7	
		帳簿原価	20, 195, 551	20, 195, 551	20, 195, 551	60, 586, 653	
		工事費負担金等	3, 375, 676	3, 375, 676	3, 375, 676	10, 127, 028	
	平均	減価償却累計額	4, 236, 500	5, 267, 859	6, 161, 103	15, 665, 462	
		差引帳簿価額	12, 583, 375	11, 552, 016	10, 658, 772	34, 794, 163	
		帳簿原価	7, 009, 112	12, 067, 693	11, 105, 391	30, 182, 196	
帳簿価額							
送電設備	期首 残高	帳簿原価	2, 829, 261, 419	2, 849, 821, 954	2, 869, 028, 725	8, 548, 112, 098	
		工事費負担金等	83, 373, 042	83, 622, 605	83, 847, 694	250, 843, 341	
		減価償却累計額	1, 921, 182, 839	1, 973, 801, 280	2, 024, 050, 948	5, 919, 035, 067	
		差引帳簿価額	824, 705, 538	792, 398, 069	761, 130, 083	2, 378, 233, 690	
	期中 増減額	帳簿原価増加額	27, 219, 691	25, 980, 704	28, 019, 692	81, 220, 087	
		工事費負担金等増加額	772, 978	757, 526	815, 442	2, 345, 946	
		減価償却累計額増加額	57, 231, 038	54, 941, 769	52, 818, 722	164, 991, 529	
		帳簿原価減少額	6, 659, 156	6, 773, 933	7, 411, 261	20, 844, 350	
	期末 残高	工事費負担金等減少額	523, 415	532, 437	582, 531	1, 638, 383	
		減価償却累計額減少額	4, 612, 597	4, 692, 101	5, 133, 560	14, 438, 258	
		帳簿原価	2, 849, 821, 954	2, 869, 028, 725	2, 889, 637, 156	8, 608, 487, 835	
		工事費負担金等	83, 622, 605	83, 847, 694	84, 080, 605	251, 550, 904	
	平均	減価償却累計額	1, 973, 801, 280	2, 024, 050, 948	2, 071, 736, 110	6, 069, 588, 338	
		差引帳簿価額	792, 398, 069	761, 130, 083	733, 820, 441	2, 287, 348, 593	
		帳簿原価	809, 320, 590	777, 289, 641	747, 371, 195	2, 333, 981, 426	
帳簿価額							

(単位：千円)

項 目		平成26年度	平成27年度	平成28年度	原価算定期間計	備考
変電設備	期首残高	帳簿原価	1,567,524,662	1,583,022,009	1,597,357,950	4,747,904,621
		工事費負担金等	15,970,099	15,958,921	15,946,354	47,875,374
		減価償却累計額	1,131,328,892	1,144,861,860	1,157,963,342	3,434,154,094
		差引帳簿価額	420,225,671	422,201,228	423,448,254	1,265,875,153
	期中増減額	帳簿原価増加額	40,328,000	39,575,000	50,056,000	129,959,000
		工事費負担金等増加額	60,831	60,626	77,571	199,028
		減価償却累計額増加額	34,335,636	34,246,306	34,780,113	103,362,055
		帳簿原価減少額	24,830,653	25,239,059	31,940,118	82,009,830
		工事費負担金等減少額	72,009	73,193	92,626	237,828
		減価償却累計額減少額	20,802,668	21,144,824	26,758,849	68,706,341
	期末残高	帳簿原価	1,583,022,009	1,597,357,950	1,615,473,832	4,795,853,791
		工事費負担金等	15,958,921	15,946,354	15,931,299	47,836,574
		減価償却累計額	1,144,861,860	1,157,963,342	1,165,984,606	3,468,809,808
		差引帳簿価額	422,201,228	423,448,254	433,557,927	1,279,207,409
	平均	帳簿価額	420,572,789	421,391,362	428,564,224	1,270,528,375
配電設備	期首残高	帳簿原価	2,084,491,548	2,112,319,492	2,140,065,198	6,336,876,238
		工事費負担金等	24,052,428	24,705,545	25,356,946	74,114,919
		減価償却累計額	1,246,409,912	1,271,685,669	1,296,665,683	3,814,761,264
		差引帳簿価額	814,029,208	815,928,278	818,042,569	2,448,000,055
	期中増減額	帳簿原価増加額	38,810,467	38,699,364	32,992,649	110,502,480
		工事費負担金等増加額	732,194	730,270	653,275	2,115,739
		減価償却累計額増加額	34,233,966	33,914,678	32,099,991	100,248,635
		帳簿原価減少額	10,982,523	10,953,658	9,798,725	31,734,906
		工事費負担金等減少額	79,077	78,869	70,554	228,500
		減価償却累計額減少額	8,958,209	8,934,664	7,992,610	25,885,483
	期末残高	帳簿原価	2,112,319,492	2,140,065,198	2,163,259,122	6,415,643,812
		工事費負担金等	24,705,545	25,356,946	25,939,667	76,002,158
		減価償却累計額	1,271,685,669	1,296,665,683	1,320,773,064	3,889,124,416
		差引帳簿価額	815,928,278	818,042,569	816,546,391	2,450,517,238
	平均	帳簿価額	814,351,802	816,360,045	816,083,136	2,446,794,983
業務設備	期首残高	帳簿原価	382,643,376	370,291,868	355,664,454	1,108,599,698
		工事費負担金等	8,887,245	8,827,540	8,760,425	26,475,210
		減価償却累計額	262,822,059	248,061,647	231,585,469	742,469,175
		差引帳簿価額	110,934,072	113,402,681	115,318,560	339,655,313
	期中増減額	帳簿原価増加額	15,760,000	16,016,000	12,829,448	44,605,448
		工事費負担金等増加額	52,923	55,459	44,705	153,087
		減価償却累計額増加額	11,444,774	12,043,186	12,296,363	35,784,323
		帳簿原価減少額	28,111,508	30,643,414	25,235,460	83,990,382
		工事費負担金等減少額	112,628	122,574	100,942	336,144
		減価償却累計額減少額	26,205,186	28,519,364	23,486,261	78,210,811
	期末残高	帳簿原価	370,291,868	355,664,454	343,258,442	1,069,214,764
		工事費負担金等	8,827,540	8,760,425	8,704,188	26,292,153
		減価償却累計額	248,061,647	231,585,469	220,395,571	700,042,687
		差引帳簿価額	113,402,681	115,318,560	114,158,683	342,879,924
	平均	帳簿価額	111,445,100	113,562,918	113,822,572	338,830,590
レートベース			3,358,715,070	3,418,462,764	3,382,425,889	10,159,603,723

[建設中の資産]

(単位：千円)

項 目		平成26年度	平成27年度	平成28年度	原価算定期間計	備考
水力発電設備	期首帳簿価額	84,479,159	15,534,545	1,647,845	101,661,549	
	期中増加額	23,034,467	27,208,885	9,111,954	59,355,306	
	期中減少額	91,979,081	41,095,585	8,886,000	141,960,666	
	期末帳簿価額	15,534,545	1,647,845	1,873,799	19,056,189	
	平均帳簿価額	29,752,159	7,788,080	3,645,071	41,185,310	
火力発電設備	期首帳簿価額	58,847,718	43,255,164	86,274,164	188,377,046	
	期中増加額	66,272,292	71,798,000	94,006,830	232,077,122	
	期中減少額	81,864,846	28,779,000	63,291,000	173,934,846	
	期末帳簿価額	43,255,164	86,274,164	116,989,994	246,519,322	
	平均帳簿価額	44,631,264	72,440,497	118,835,283	235,907,044	
原子力発電設備	期首帳簿価額	67,352,446	28,457,450	10,991,450	106,801,346	
	期中増加額	79,306,494	52,061,507	43,184,000	174,552,001	
	期中減少額	118,201,490	69,527,507	52,621,000	240,349,997	
	期末帳簿価額	28,457,450	10,991,450	1,554,450	41,003,350	
	平均帳簿価額	89,399,045	30,936,058	16,563,077	136,898,180	
新エネルギー等発電設備	期首帳簿価額	4,118,951	—	—	4,118,951	
	期中増加額	3,075,000	—	—	3,075,000	
	期中減少額	7,193,951	—	—	7,193,951	
	期末帳簿価額	—	—	—	—	
	平均帳簿価額	4,721,042	—	—	4,721,042	
送電設備	期首帳簿価額	30,193,532	30,732,653	32,307,732	93,233,917	
	期中増加額	27,759,121	27,556,079	30,301,414	85,616,614	
	期中減少額	27,220,000	25,981,000	28,020,000	81,221,000	
	期末帳簿価額	30,732,653	32,307,732	34,589,146	97,629,531	
	平均帳簿価額	35,471,342	36,355,859	39,333,981	111,161,182	
変電設備	期首帳簿価額	6,901,956	6,885,675	7,344,973	21,132,604	
	期中増加額	40,309,000	40,034,298	49,711,000	130,054,298	
	期中減少額	40,325,281	39,575,000	50,006,630	129,906,911	
	期末帳簿価額	6,885,675	7,344,973	7,049,343	21,279,991	
	平均帳簿価額	15,788,856	16,533,033	17,921,822	50,243,711	
配電設備	期首帳簿価額	4,015,383	3,489,941	2,793,588	10,298,912	
	期中増加額	38,286,076	38,004,064	34,347,772	110,637,912	
	期中減少額	38,811,518	38,700,417	32,993,629	110,505,564	
	期末帳簿価額	3,489,941	2,793,588	4,147,731	10,431,260	
	平均帳簿価額	13,455,542	12,816,868	12,687,761	38,960,171	
業務設備	期首帳簿価額	1,497,964	1,428,661	1,749,103	4,675,728	
	期中増加額	15,678,497	16,336,442	11,866,971	43,881,910	
	期中減少額	15,747,800	16,016,000	12,829,448	44,593,248	
	期末帳簿価額	1,428,661	1,749,103	786,626	3,964,390	
	平均帳簿価額	5,375,438	5,585,965	4,500,473	15,461,876	
レートベース		119,297,344	91,228,180	106,743,734	317,269,258	

[核燃料資産]

(単位：千円)

項 目		平成26年度	平成27年度	平成28年度	原価算定期間計	備考
装荷以前の核燃料資産	期首帳簿価額	194,868,340	199,951,840	212,088,411	606,908,591	
	期中増加額	5,083,500	13,399,544	20,306,886	38,789,930	
	期中減少額	—	1,262,973	4,681,050	5,944,023	
	期末帳簿価額	199,951,840	212,088,411	227,714,247	639,754,498	
	平均帳簿価額	197,410,090	206,020,126	219,901,329	623,331,545	
再処理関係核燃料資産	期首帳簿価額	46,769,175	40,008,508	33,247,705	120,025,388	
	期中増加額	—	36	—	36	
	期中減少額	6,760,667	6,760,839	6,760,902	20,282,408	
	期末帳簿価額	40,008,508	33,247,705	26,486,803	99,743,016	
	平均帳簿価額	43,388,842	36,628,107	29,867,254	109,884,203	
レートベース		240,798,932	242,648,233	249,768,583	733,215,748	

[特定投資]

(単位：千円)

項 目		平成26年度	平成27年度	平成28年度	原価算定期間計	備考
石炭資源開発	期首帳簿価額	615,909	603,096	590,283	1,809,288	
	期中増加額	△12,813	△12,813	△12,813	△38,439	
	期末帳簿価額	603,096	590,283	577,470	1,770,849	
	平均帳簿価額	609,503	596,690	583,877	1,790,070	
日本原子力研究 開発機構	期首帳簿価額	1,807,824	1,807,824	1,807,824	5,423,472	
	期中増加額	—	—	—	—	
	期末帳簿価額	1,807,824	1,807,824	1,807,824	5,423,472	
	平均帳簿価額	1,807,824	1,807,824	1,807,824	5,423,472	
日本原燃	期首帳簿価額	60,260,380	60,260,380	60,260,380	180,781,140	
	期中増加額	—	—	—	—	
	期末帳簿価額	60,260,380	60,260,380	60,260,380	180,781,140	
	平均帳簿価額	60,260,380	60,260,380	60,260,380	180,781,140	
原子力損害賠償 支援機構	期首帳簿価額	622,000	622,000	622,000	1,866,000	
	期中増加額	—	—	—	—	
	期末帳簿価額	622,000	622,000	622,000	1,866,000	
	平均帳簿価額	622,000	622,000	622,000	1,866,000	
ウラン鉱山プロジェクト 〔ハラサン・プロジェクト〕	期首帳簿価額	8,461,706	8,504,050	8,546,395	25,512,151	
	期中増加額	42,344	42,345	42,345	127,034	
	期末帳簿価額	8,504,050	8,546,395	8,588,740	25,639,185	
	平均帳簿価額	8,482,878	8,525,223	8,567,568	25,575,669	
レートベース		71,782,585	71,812,117	71,841,649	215,436,351	

(記載注意)

(何) の欄には、長期投資について投資先ごとに整理すること。

〔運転資本（営業資本）〕

(単位：千円)

項 目		平成26年度	平成27年度	平成28年度	原価算定期間計	備考
営業費項目	役員給与	262,800	262,800	262,800	788,400	
	給料手当	118,923,578	120,262,456	121,328,647	360,514,681	
	給料手当振替額(貸方)	△1,992,963	△2,015,302	△2,033,092	△6,041,357	
	退職給与金	12,072,566	13,797,965	14,381,252	40,251,783	
	厚生費	21,895,078	23,223,679	23,593,343	68,712,100	
	委託検針費	6,301,963	6,373,094	5,631,527	18,306,584	
	委託集金費	1,643	1,643	1,643	4,929	
	雑給	5,692,769	5,692,769	5,688,769	17,074,307	
	燃料費	1,288,068,295	1,252,939,765	1,128,342,379	3,669,350,439	
	使用済燃料再処理等発電費	647,133	2,554,627	9,142,261	12,344,021	
	使用済燃料再処理等既発電費	8,248,479	8,248,479	8,248,479	24,745,437	
	廃棄物処理費	15,678,679	15,934,621	16,544,232	48,157,532	
	特定放射性廃棄物処分費	—	—	1,339,939	1,339,939	
	消耗品費	8,756,290	8,875,591	8,751,172	26,383,053	
	修繕費	201,017,326	219,428,614	223,329,611	643,775,551	
	水利使用料	3,054,746	3,154,394	3,154,793	9,363,933	
	補償費	1,924,678	1,935,172	2,215,580	6,075,430	
	賃借料	20,018,014	20,260,166	20,265,931	60,544,111	
	託送料	7,058,437	6,663,625	5,716,350	19,438,412	
	事業者間精算費	840,652	837,313	839,937	2,517,902	
	委託費	91,470,782	91,453,286	81,416,511	264,340,579	
	損害保険料	1,141,515	1,627,095	1,772,628	4,541,238	
	原子力損害賠償支援機構一般負担金	12,420,600	12,420,600	12,420,600	37,261,800	
	普及開発関係費	1,342,735	1,297,112	1,360,829	4,000,676	
	養成費	1,566,225	2,679,121	1,552,894	5,798,240	
	研究費	8,225,636	8,671,867	8,743,217	25,640,720	
	諸費	13,766,184	14,491,099	13,482,345	41,739,628	
	電気料貸倒損	1,079,345	1,049,236	943,576	3,072,157	
	減価償却費	2,833,879	3,654,345	3,534,909	10,023,133	
	固定資産除却費	14,980,532	14,566,861	15,099,421	44,646,814	
	原子力発電施設解体費	4,474,910	4,474,910	4,474,910	13,424,730	
	共有設備費等分担額	925,828	893,208	1,948,974	3,768,010	
	共有設備費等分担額(貸方)	△10,669	△10,669	△10,669	△32,007	
	地帯間購入電源費	15,407,239	15,272,114	14,621,327	45,300,680	
	地帯間購入送電費	84,520	84,520	84,520	253,560	
	他社購入電源費	169,040,872	149,246,609	141,535,921	459,823,402	
	他社購入送電費	204,290	197,613	197,613	599,516	
	建設分担関連費振替額(貸方)	△593,834	△566,813	△571,164	△1,731,811	
	附帯事業営業費用分担関連費振替額(貸方)	△1,097,185	△1,100,432	△1,152,686	△3,350,303	
	開発費	—	—	—	—	
	電力費振替勘定(貸方)	△380,744	△106,325	△106,323	△593,392	
	株式交付費	—	—	—	—	
	社債発行費	478,173	478,173	645,135	1,601,481	
	小 計	2,055,830,996	2,029,205,001	1,898,740,041	5,983,776,038	
控除収益項目	遅収加算料金	—	—	—	—	
	地帯間販売電源料	1,023,002	997,754	997,754	3,018,510	
	地帯間販売送電料	19,550	19,550	19,550	58,650	
	他社販売電源料	22,314,769	27,514,346	33,604,299	83,433,414	
	他社販売送電料	—	—	—	—	
	託送収益	2,481,185	2,180,264	2,212,998	6,874,447	
	事業者間精算収益	126,909	126,909	126,909	380,727	
	電気事業雑収益	22,456,935	21,489,830	20,959,778	64,906,543	
	預金利息	22,558	22,311	21,098	65,967	
	小 計	48,444,908	52,350,964	57,942,386	158,738,258	
合 計		2,007,386,088	1,976,854,037	1,840,797,655	5,825,037,780	
レートベース		250,923,261	247,106,755	230,099,707	728,129,723	

(記載注意)

(何) の欄には、営業費項目及び控除収益項目についてそれぞれ期間原価等項目ごとに整理すること。

[運転資本（貯蔵品）]

(単位：千円)

項 目			平成26年度	平成27年度	平成28年度	原価算定期間計	備考
火力燃料貯蔵品	石炭費	消費金額	123,395,391	127,842,654	126,712,620	377,950,665	
		平均月数	1.5	1.5	1.5	1.5	
		計	15,424,424	15,980,332	15,839,078	47,243,834	
	燃料油費	消費金額	33,868,004	27,965,965	11,893,451	73,727,420	
		平均月数	1.5	1.5	1.5	1.5	
		計	4,233,501	3,495,746	1,486,681	9,215,928	
	ガス費	消費金額	1,129,326,219	1,095,453,676	987,969,497	3,212,749,392	
		平均月数	1.5	1.5	1.5	1.5	
		計	141,165,777	136,931,710	123,496,187	401,593,674	
	助燃費	消費金額	902,604	1,097,712	1,195,032	3,195,348	
		平均月数	1.5	1.5	1.5	1.5	
		計	112,826	137,214	149,379	399,419	
	運炭費	消費金額	576,077	579,758	571,779	1,727,614	
平均月数		1.5	1.5	1.5	1.5		
計		72,010	72,470	71,472	215,952		
小 計		161,008,538	156,617,472	141,042,797	458,668,807		
新エネルギー等貯蔵品	－	消費金額	－	－	－	－	
		平均月数	－	－	－	－	
		計	－	－	－	－	
	小 計		－	－	－	－	
その他貯蔵品	配電平均帳簿原価		2,101,435,415	2,129,321,876	2,154,102,420	6,384,859,711	
	一般貯蔵品払出率		1.713%	1.713%	1.713%	1.713%	
	一般貯蔵品在庫率		12.50%	12.50%	12.50%	12.50%	
	小 計		4,499,699	4,559,411	4,612,472	13,671,582	
合 計			165,508,237	161,176,883	145,655,269	472,340,389	
レートベース			165,508,237	161,176,883	145,655,269	472,340,389	

(記載注意)

(何)の欄には、火力燃料貯蔵品及び新エネルギー等貯蔵品について燃料種別ごとに整理すること。

〔繰延償却資産〕

(単位：千円)

項 目		平成26年度	平成27年度	平成28年度	原価算定期間計	備考
株式交付費	期首帳簿価額	—	—	—	—	
	増加額	—	—	—	—	
	償却額	—	—	—	—	
	期末帳簿価額	—	—	—	—	
	平均帳簿価額	—	—	—	—	
社債発行費	期首帳簿価額	—	—	—	—	
	増加額	—	—	—	—	
	償却額	—	—	—	—	
	期末帳簿価額	—	—	—	—	
	平均帳簿価額	—	—	—	—	
開発費	期首帳簿価額	—	—	—	—	
	増加額	—	—	—	—	
	償却額	—	—	—	—	
	期末帳簿価額	—	—	—	—	
	平均帳簿価額	—	—	—	—	
レートベース		—	—	—	—	

(2) 第4条第4項関係
〔報酬率〕

(単位：％)

項 目		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	適用率	備考
自己資本報酬率	すべての一般電気事業者を除く全産業の自己資本利益率の実績率に相当する率	8.00	7.99	8.44	4.70	4.77	6.95	5.88	—	6.47	
	国債，地方債等公社債の利回りの実績率	1.43	1.85	1.69	1.55	1.41	1.18	1.08	—		
他人資本報酬率	すべての一般電気事業者の有利子負債額の実績額に応じて当該有利子負債額の実績額に係る利率の実績率を加重平均して算定した率	—	—	—	—	—	—	—	1.44	1.44	
事業報酬率		—	—	—	—	—	—	—	—	2.9	

(記載注意)

報酬率の算定期間に応じて年度別の欄を設け記載すること。

第3表

控除収益明細表

(単位：千円)					
項 目	平成26年度	平成27年度	平成28年度	原価算定期間計	備 考
遅収加算料金	—	—	—	—	
地帯間販売電源料	1,023,002	997,754	997,754	3,018,510	
地帯間販売送電料	19,550	19,550	19,550	58,650	
他社販売電源料	22,314,769	27,514,346	33,604,299	83,433,414	
他社販売送電料	—	—	—	—	
託送収益	2,481,185	2,180,264	2,212,998	6,874,447	
事業者間精算収益	126,909	126,909	126,909	380,727	
電気事業雑収益	22,456,935	21,489,830	20,959,778	64,906,543	
預金利息	22,558	22,311	21,098	65,967	
合計	48,444,908	52,350,964	57,942,386	158,738,258	

《項目別明細表》
(1)第5条第2項関係
[遅収加算料金]

(単位：千円)										
項 目	至近実績				平成25年度 (実績見込み)	平成26年度	平成27年度	平成28年度	原価算定期間計	備 考
	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平均遅収率(%)						
遅収加算料金	2,290,749	2,259,108	2,348,983	0.1067%	2,357,906	—	—	—	—	平成26年度より 延滞利息制度に移行
電灯・電力料収入	2,090,887,933	2,152,058,283	2,221,675,514	—	2,307,930,866	—	—	—	—	

[地帯間販売電源料，地帯間販売送電料，他社販売電源料，他社販売送電料]

(単位：千円)						
項 目			平成26年度	平成27年度	平成28年度	原価算定期間計
地帯間販売 電力料	地帯間販売電源料	料金計	1,023,002	997,754	997,754	3,018,510
	地帯間販売送電料	料金計	19,550	19,550	19,550	58,650
	電力量(10 ⁶ kWh)		115	115	115	345
他社販売電 力料	他社販売電源料	料金計	22,314,769	27,514,346	33,604,299	83,433,414
	他社販売送電料	料金計	—	—	—	—
	電力量(10 ⁶ kWh)		1,449	1,711	2,054	5,214

[託送収益]

(単位：千円)					
項 目	平成26年度	平成27年度	平成28年度	原価算定期間計	備 考
その他託送収益	2,481,185	2,180,264	2,212,998	6,874,447	

[事業者間精算収益]

(単位：千円)										
項 目	至近実績				平成25年度 (実績見込み)	平成26年度	平成27年度	平成28年度	原価算定期間計	備 考
	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平均						
事業者間精算 収益	電力量(10 ⁶ kWh)	844	568	626	679	603	649	649	649	1,947
	料金計	214,977	167,760	154,506	179,081	146,941	126,909	126,909	126,909	380,727

[電気事業雑収益]

(単位：千円)

項 目	至近実績				平成25年度 (実績見込み)	平成26年度	平成27年度	平成28年度	原価算定期間計	備 考
	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平均						
契約超過金	982,531	553,914	669,334	735,260	653,979	862,606	853,095	806,350	2,522,051	
違約金	8,666	11,015	11,929	10,537	9,708	12,362	12,226	11,556	36,144	
諸貸付料	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
受託運転益	2,099	2,107	2,105	2,103	2,126	2,104	2,104	2,104	6,312	
器具販売益	54	39	23	39	60	39	39	39	117	
受託工事益	29,374	28,027	30,165	29,189	23,897	29,189	29,189	29,189	87,567	
広告料	107,955	122,833	117,324	116,037	111,567	107,422	102,207	96,991	306,620	
供給雑収	1,651,664	1,651,371	1,797,079	1,700,038	1,791,949	2,259,426	2,216,056	2,171,630	6,647,112	
雑口	19,233,672	19,037,258	19,562,380	19,277,770	19,356,874	19,183,787	18,274,914	17,841,919	55,300,620	
合 計	22,016,018	21,406,567	22,190,341	21,870,975	21,950,160	22,456,935	21,489,830	20,959,778	64,906,543	

[預金利息]

(単位：千円)

項 目	至近実績				平成25年度 (実績見込み)	適用金利 (%)	平成26年度	適用金利 (%)	平成27年度	適用金利 (%)	平成28年度	適用金利 (%)	原価算定期間計	備 考
	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平均残高率(%)										
普通預金利息	9,346	10,375	10,605	3.9154%	11,102	0.020%	19,872	0.020%	19,654	0.020%	18,577	0.020%	58,103	
定期預金利息	—	—	4,010	0.0462%	2,315	0.150%	1,760	0.150%	1,740	0.150%	1,645	0.150%	5,145	
その他預金利息	845	114	660	—	180	—	926	—	917	—	876	—	2,719	
合 計	10,191	10,490	15,276		13,597		22,558		22,311		21,098		65,967	
電灯・電力料収入	2,090,887,933	2,152,058,283	2,221,675,514		2,307,930,866		2,537,781,562		2,509,802,429		2,372,277,332		7,419,861,323	

(記載注意)

(何)の欄には、預金について種類ごとに記載すること。

注 様式第1の注1から3までと同様とすること。

8部門整理表 (1)

(単位:千円)

	水力発電費			火力発電費			原子力発電費			新エネルギー等発電費		
	計	一般		計	一般		計	一般		計	一般	
		固有	一般		固有	一般		固有	一般		固有	一般
役員給与	49,577	0	49,577	86,013	0	86,013	57,179	0	57,179	652	0	652
給料手当	22,541,519	18,582,690	3,958,829	39,355,659	33,119,977	6,235,682	25,878,353	21,017,362	4,860,991	270,517	166,251	104,266
給料手当振替額(貸方)	△379,903	△292,404	△87,499	△658,976	△521,148	△137,828	△438,110	△330,673	△107,437	△4,919	△2,615	△2,304
退職給与金	2,799,957	0	2,799,957	4,857,758	0	4,857,758	3,229,305	0	3,229,305	36,801	0	36,801
厚生費	4,316,326	3,250,411	1,065,915	7,534,414	5,855,478	1,678,936	5,114,296	3,805,464	1,308,832	57,075	29,000	28,075
委託検針費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
委託集金費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
雑給	238,146	127,018	111,128	724,524	531,724	192,800	479,636	351,468	128,168	1,461	0	1,461
燃料費	0	0	0	3,669,350,439	3,669,350,439	0	5,944,023	5,944,023	0	0	0	0
使用済燃料再処理等発電費	0	0	0	0	0	0	12,344,021	12,344,021	0	0	0	0
廃棄物処理費	0	0	0	41,819,389	41,819,389	0	6,338,143	6,338,143	0	0	0	0
特定放射性廃棄物処分費	0	0	0	0	0	0	1,339,939	1,339,939	0	0	0	0
消耗品費	398,204	203,975	194,229	14,603,831	14,297,891	305,940	2,294,647	2,056,158	238,489	7,643	2,528	5,115
修繕費	26,358,943	25,865,697	493,246	183,795,401	183,124,336	671,065	55,647,957	55,215,464	432,493	211,027	199,188	11,839
水利使用料	9,363,933	9,363,933	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
補償費	726,582	721,092	5,490	2,228,141	2,211,305	16,836	6,463	6,414	49	638	633	5
減価料	1,460,280	569,008	891,272	4,020,993	2,479,302	1,541,691	2,579,562	1,068,666	1,510,896	8,271	5,325	2,946
託送料	534,451	534,451	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(534,451)	(534,451)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
事業者間精算費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
委託費	12,062,787	8,783,591	3,279,196	44,469,490	39,097,400	5,372,090	41,906,978	37,917,241	3,989,737	187,552	135,906	51,646
損害保険料	0	0	0	2,045,483	2,022,610	22,873	2,495,755	2,467,847	27,908	0	0	0
原子力損害賠償支援機構一般負担金	0	0	0	0	0	0	37,261,800	37,261,800	0	0	0	0
管及開発関係費	48,981	0	48,981	1,277,347	0	1,277,347	1,751,665	0	1,751,665	1,057	0	1,057
養成費	310,949	0	310,949	641,704	0	641,704	504,063	0	504,063	3,814	0	3,814
研究費	1,144,331	0	1,144,331	5,290,473	0	5,290,473	8,826,586	0	8,826,586	657,293	0	657,293
諸費	1,722,220	946,287	775,933	6,712,036	5,378,027	1,334,009	4,926,419	2,361,514	2,564,905	27,857	16,652	11,205
電気料貸倒損	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
固定資産税	12,790,199	12,603,710	186,489	31,335,965	31,082,246	253,719	12,144,241	11,980,722	163,519	417,160	412,684	4,476
雑税	38,870	25,524	13,346	1,294,342	849,941	444,401	1,789,658	1,175,194	614,464	154,750	101,618	53,132
減価償却費	57,941,979	56,556,641	1,385,338	232,180,523	230,295,760	1,884,763	107,418,041	106,203,335	1,214,706	2,800,128	2,766,877	33,251
	(2,255,560)	(2,255,560)	(0)	(15,809,994)	(15,809,994)	(0)	(3,400,669)	(3,400,669)	(0)	(25,970)	(25,970)	(0)
固定資産除却費	6,172,693	5,906,376	266,317	13,288,895	12,926,569	362,326	10,109,574	9,876,059	233,515	6,392	0	6,392
原子力発電施設解体費	0	0	0	0	0	0	13,424,730	13,424,730	0	0	0	0
共有設備費等分担額	3,351,208	3,351,208	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
共有設備費等分担額(貸方)	△31,995	△31,995	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
建設分担関連費振替額(貸方)	△143,706	0	△143,706	△491,816	0	△491,816	△190,870	0	△190,870	△2,607	0	△2,607
附帯事業営業費用分担関連費振替額(貸方)	△91,314	0	△91,314	△2,232,072	△155,769	△2,076,303	△195,822	0	△195,822	△2,911	0	△2,911
開発費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
開発費償却	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
株式交付費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
株式交付費償却	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
社債発行費	159,699	0	159,699	315,948	0	315,948	137,000	0	137,000	4,905	0	4,905
社債発行費償却	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
法人税等	1,413,783	0	1,413,783	32,146,752	0	32,146,752	3,031,844	0	3,031,844	45,069	0	45,069
電気事業報酬	29,275,901	0	29,275,901	88,272,573	0	88,272,573	52,752,836	0	52,752,836	1,312,594	0	1,312,594
	(894,543)	(0)	(894,543)	(5,053,542)	(0)	(5,053,542)	(1,756,148)	(0)	(1,756,148)	(8,729)	(0)	(8,729)
合計	194,574,600	147,067,213	47,507,387	4,424,265,229	4,273,765,477	150,499,752	418,909,912	331,824,891	87,085,021	6,202,219	3,834,047	2,368,172

(記載注意)

- 1 固有の欄には第6条第1項で9部門(一般管理費等を除く。)に整理された金額を, 一般の欄には第6条第2項又は第5項で一般管理費等から整理された金額を記載すること。
- 2 託送料, 減価償却費及び電気事業報酬の()内には, 電源線に係る費用を内数として記載すること。
- 3 その他は, 様式第1の注1から3までと同様とすること。

8部門整理表 (2)

(単位:千円)

	送電費			変電費			配電費			販売費			合計
	計	固有	一般	計	固有	一般	計	固有	一般	計	固有	一般	
役員給与	66,736	0	66,736	80,474	0	80,474	219,703	0	219,703	228,066	0	228,066	788,400
給料手当	30,129,182	24,250,922	5,878,260	36,537,829	29,971,850	6,565,979	100,897,212	85,825,481	15,071,731	104,904,410	89,701,016	15,203,394	360,514,681
給料手当振替額(貸方)	△511,528	△381,609	△129,919	△616,768	△471,646	△145,122	△1,683,632	△1,350,494	△333,138	△1,747,521	△1,411,469	△336,052	△6,041,357
退職給与金	3,769,056	0	3,769,056	4,544,947	0	4,544,947	12,408,136	0	12,408,136	12,880,417	0	12,880,417	44,526,377
厚生費	5,824,421	4,241,681	1,582,740	7,010,978	5,243,084	1,767,894	19,071,306	15,013,327	4,057,979	19,783,284	15,689,873	4,093,411	68,712,100
委託検針費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	18,306,584	18,306,584	0	18,306,584
委託集金費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4,929	4,929	0	4,929
雑給	310,176	160,585	149,591	425,485	245,100	180,385	1,735,119	1,242,650	492,469	13,159,760	12,648,546	511,214	17,074,307
燃料費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3,675,294,462
使用済燃料再処理等経電費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	12,344,021
廃棄物処理費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	48,157,532
特定放射性廃棄物処分費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,339,939
消耗品費	479,837	191,440	288,397	647,657	325,517	322,140	2,810,660	2,071,194	739,466	5,140,574	4,394,645	745,929	26,383,053
修繕費	29,321,862	28,464,913	856,949	39,242,021	38,359,687	882,334	303,455,239	299,127,208	4,328,031	5,743,101	0	5,743,101	643,775,551
水利使用料	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	9,363,933
補償費	2,531,162	2,512,035	19,127	58,483	58,041	442	478,733	475,115	3,618	45,228	44,763	465	6,075,430
賃借料	8,292,572	7,258,013	1,034,559	2,102,731	1,180,421	922,310	34,329,944	31,235,081	3,094,863	7,749,758	0	7,749,758	60,544,111
託送料	15,417,530	15,417,530	0	3,483,863	3,483,863	0	2,568	2,568	0	0	0	0	19,438,412
													(534,451)
事業者間精算費	2,517,902	2,517,902	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,517,902
委託費	17,545,443	12,947,097	4,598,346	14,041,159	8,710,521	5,330,638	73,769,979	54,311,296	19,458,683	60,357,191	33,013,055	27,344,136	264,340,579
損害保険料	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4,541,238
原子力損害賠償支援機構一般負担金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	37,261,800
普及開発関係費	61,984	0	61,984	50,310	0	50,310	138,106	0	138,106	671,226	620,883	50,343	4,000,676
養成費	441,561	0	441,561	563,653	0	563,653	1,537,553	0	1,537,553	1,794,943	0	1,794,943	5,798,240
研究費	2,043,382	0	2,043,382	1,933,044	0	1,933,044	4,036,266	0	4,036,266	1,709,345	0	1,709,345	25,640,720
諸費	1,534,922	476,825	1,058,097	3,452,560	2,190,353	1,262,207	9,206,455	3,456,257	5,750,198	14,157,159	10,362,243	3,794,916	41,739,628
電気料貸倒損	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3,165,681	3,165,681	0	3,165,681
固定資産税	25,815,322	25,491,323	323,999	16,871,120	16,537,523	333,597	37,035,388	35,399,027	1,636,361	2,171,376	0	2,171,376	138,580,771
雑税	201,053	132,023	69,030	1,122,976	737,412	385,564	52,971	34,784	18,187	3,490,333	2,291,957	1,198,376	8,144,953
減価償却費	145,985,779	143,578,940	2,406,839	105,924,426	103,446,290	2,478,136	113,595,065	101,439,295	12,155,770	16,130,154	0	16,130,154	781,976,095
													(21,492,193)
固定資産除却費	9,997,650	9,534,960	462,690	19,393,600	18,917,204	476,396	20,993,238	18,656,418	2,336,820	3,100,853	0	3,100,853	83,062,895
原子力発電施設解体費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	13,424,730
共有設備費等分担額	416,802	416,802	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3,768,010
共有設備費等分担額(貸方)	△12	△12	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	△32,007
建設分担関連費振替額(貸方)	△392,419	0	△392,419	△218,319	0	△218,319	△292,074	0	△292,074	0	0	0	△1,731,811
附帯事業営業費用分担関連費振替額(貸方)	△170,691	0	△170,691	△138,543	0	△138,543	△380,316	0	△380,316	△138,634	0	△138,634	△3,350,303
開発費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
開発費償却	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
株式交付費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
株式交付費償却	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
社債発行費	379,331	0	379,331	206,531	0	206,531	398,067	0	398,067	0	0	0	1,601,481
社債発行費償却	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
法人税等	2,642,749	0	2,642,749	2,145,009	0	2,145,009	5,888,312	0	5,888,312	2,146,423	0	2,146,423	49,459,941
電気事業報酬	59,031,917	0	59,031,917	36,321,747	0	36,321,747	70,620,102	0	70,620,102	1,047,742	0	1,047,742	338,635,412
													(7,712,962)
合計	363,683,681	277,211,370	86,472,311	295,186,973	228,935,220	66,251,753	810,324,100	646,939,207	163,384,893	296,002,382	188,832,706	107,169,676	6,809,149,096

(記載注意)

1 固有の欄には第6条第1項で9部門(一般管理費等を除く。)に整理された金額を, 一般の欄には第6条第2項又は第5項で一般管理費等から整理された金額を記載すること。

2 託送料, 減価償却費及び電気事業報酬の()内には, 電源線に係る費用を内数として記載すること。

3 その他は, 様式第1の注1から3までと同様とすること。

様式第4(第6条第4項, 第19条の3第4項関係)

配電費・販売費整理表

(単位:千円)

	高压配電費	低压配電費	需要家費	給電費		一般販売費	合計
				ネットワーク給電費	非ネットワーク給電費		
役員給与	124,752	73,860	63,807	38,078	2,691	144,581	447,769
給料手当	57,291,404	33,919,676	29,334,309	17,514,796	1,237,888	66,503,549	205,801,622
給料手当振替額(貸方)	△955,999	△566,004	△488,933	△291,765	△20,621	△1,107,831	△3,431,153
退職給与金	7,045,582	4,171,373	3,603,632	2,150,509	151,991	8,165,466	25,288,553
厚生費	10,829,060	6,411,401	5,536,175	3,303,008	233,446	12,541,500	38,854,590
委託検針費	0	0	18,306,584	0	0	0	18,306,584
委託集金費	0	0	4,929	0	0	0	4,929
雑給	985,235	583,313	11,329,932	410,134	28,987	1,557,278	14,894,879
燃料費	0	0	0	0	0	0	0
使用済燃料再処理等発電費	0	0	0	0	0	0	0
廃棄物処理費	0	0	0	0	0	0	0
特定放射性廃棄物処分費	0	0	0	0	0	0	0
消耗品費	1,595,948	944,889	1,232,632	858,268	60,660	3,258,837	7,951,234
修繕費	130,440,671	77,228,082	96,630,495	1,935,381	106,975	2,856,736	309,198,340
水利使用料	0	0	0	0	0	0	0
補償費	300,701	178,032	8,448	7,654	532	28,594	523,961
賃借料	21,563,287	12,766,657	2,054,989	1,246,935	67,083	4,380,751	42,079,702
託送料	1,613	955	0	0	0	0	2,568
事業者間精算費	0	0	0	0	0	0	0
委託費	36,024,803	21,328,673	32,355,223	17,247,139	838,529	26,332,803	134,127,170
損害保険料	0	0	0	0	0	0	0
原子力損害賠償支援機構一般負担金	0	0	0	0	0	0	0
普及開発関係費	78,419	46,429	13,258	0	0	671,226	809,332
養成費	873,053	516,895	359,808	797,923	54,289	730,528	3,332,496
研究費	2,291,870	1,356,914	428,141	1,467,204	63,863	137,619	5,745,611
諸費	5,227,604	3,095,031	7,348,669	1,439,347	101,445	6,151,518	23,363,614
電気料貸倒損	0	0	0	0	0	3,165,681	3,165,681
固定資産税	21,315,546	12,619,980	3,418,969	731,737	40,446	1,080,086	39,206,764
雑税	30,078	17,808	2,491,453	206,252	14,577	783,136	3,543,304
減価償却費	65,379,112	38,708,046	11,878,405	5,435,736	300,453	8,023,467	129,725,219
固定資産除却費	12,082,561	7,153,543	2,212,837	1,044,963	57,759	1,542,428	24,094,091
原子力発電施設解体費	0	0	0	0	0	0	0
共有設備費等分担額	0	0	0	0	0	0	0
共有設備費等分担額(貸方)	0	0	0	0	0	0	0
建設分担関連費振替額(貸方)	△183,457	△108,617	0	0	0	0	△292,074
附属事業営業費用分担関連費振替額(貸方)	△238,884	△141,432	△25,966	△23,146	△1,636	△87,886	△518,950
開発費	0	0	0	0	0	0	0
開発費償却	0	0	0	0	0	0	0
株式交付費	0	0	0	0	0	0	0
株式交付費償却	0	0	0	0	0	0	0
社債発行費	229,106	135,643	33,318	0	0	0	398,067
社債発行費償却	0	0	0	0	0	0	0
法人税等	3,388,990	2,006,470	894,868	358,366	25,328	1,360,713	8,034,735
電気事業報酬	40,645,071	24,064,128	6,026,675	504,460	35,654	391,856	71,667,844
合計	416,366,126	246,511,745	235,052,657	56,382,979	3,400,339	148,612,636	1,106,326,482

(記載注意)

様式第1の注1及び2と同様とすること。

様式第5(第8条第1項, 第2項関係)
第1表

送電・高圧配電関連費明細表(1)

(単位:千円)

	水力発電費のうちのアンシラリーサービス費			火力発電費のうちのアンシラリーサービス費			総送電費		
	計	固定	可変	計	固定	可変	計	固定	可変
役員給与	1,432	1,432	0	3,862	3,862	0	66,736	66,736	0
給料手当	651,295	651,295	0	1,767,069	1,767,069	0	30,129,182	30,129,182	0
給料手当振替額(貸方)	△10,977	△10,977	0	△29,588	△29,588	0	△511,528	△511,528	0
退職給与金	80,900	80,900	0	218,113	218,113	0	3,769,056	3,769,056	0
厚生費	124,712	124,712	0	338,295	338,295	0	5,824,421	5,824,421	0
委託検針費	0	0	0	0	0	0	0	0	0
委託集金費	0	0	0	0	0	0	0	0	0
雑給	6,881	6,881	0	32,531	32,531	0	310,176	310,176	0
燃料費	0	0	0	0	0	0	0	0	0
使用済燃料再処理等発電費	0	0	0	0	0	0	0	0	0
廃棄物処理費	0	0	0	0	0	0	0	0	0
特定放射性廃棄物処分費	0	0	0	0	0	0	0	0	0
消耗品費	5,753	5,753	0	327,856	327,856	0	479,837	239,919	239,918
修繕費	761,593	761,593	0	8,252,414	8,252,414	0	29,321,862	29,321,862	0
水利使用料	270,554	270,554	0	0	0	0	0	0	0
補償費	20,993	20,993	0	100,044	100,044	0	2,531,162	2,531,162	0
賃借料	42,192	42,192	0	180,543	180,543	0	8,292,572	8,292,572	0
託送料	0	0	0	0	0	0	15,417,530	13,101,765	2,315,765
事業者間精算費	0	0	0	0	0	0	2,517,902	0	2,517,902
委託費	348,532	348,532	0	1,996,680	1,996,680	0	17,545,443	17,545,443	0
損害保険料	0	0	0	91,842	91,842	0	0	0	0
原子力損害賠償支援機構一般負担金	0	0	0	0	0	0	0	0	0
普及開発関係費	1,415	1,415	0	57,353	57,353	0	61,984	61,984	0
養成費	8,984	8,984	0	28,813	28,813	0	441,561	441,561	0
研究費	33,063	33,063	0	237,542	237,542	0	2,043,382	2,043,382	0
諸費	49,760	49,760	0	301,370	301,370	0	1,534,922	1,534,922	0
電気料貸倒損	0	0	0	0	0	0	0	0	0
固定資産税	369,549	369,549	0	1,406,985	1,406,985	0	25,815,322	25,815,322	0
雑税	1,123	1,123	0	58,116	58,116	0	201,053	201,053	0
減価償却費	1,671,706	1,671,706	0	10,418,346	10,418,346	0	145,985,779	145,985,779	0
固定資産除却費	178,349	178,349	0	596,671	596,671	0	9,997,650	9,997,650	0
原子力発電施設解体費	0	0	0	0	0	0	0	0	0
共有設備費等分担額	96,827	96,827	0	0	0	0	416,802	416,802	0
共有設備費等分担額(貸方)	△924	△924	0	0	0	0	△12	△12	0
地帯間購入送電費(電源線に係る費用を除く。)	0	0	0	0	0	0	253,560	0	253,560
他社購入送電費(電源線に係る費用を除く。)	0	0	0	0	0	0	529,618	529,618	0
建設分担関連連費振替額(貸方)	△4,152	△4,152	0	△22,083	△22,083	0	△392,419	△392,419	0
附帯事業営業費用分担関連連費振替額(貸方)	△2,638	△2,638	0	△100,220	△100,220	0	△170,691	△170,691	0
開発費	0	0	0	0	0	0	0	0	0
開発費償却	0	0	0	0	0	0	0	0	0
株式交付費	0	0	0	0	0	0	0	0	0
株式交付費償却	0	0	0	0	0	0	0	0	0
社債発行費	4,614	4,614	0	14,186	14,186	0	379,331	379,331	0
社債発行費償却	0	0	0	0	0	0	0	0	0
法人税等	40,849	40,849	0	1,443,389	1,443,389	0	2,642,749	2,642,749	0
電気事業報酬	844,979	844,979	0	3,961,535	3,961,535	0	59,031,917	59,031,917	0
地帯間販売送電料(電源線に係る収益を除く。)	0	0	0	0	0	0	△58,650	0	△58,650
他社販売送電料(電源線に係る収益を除く。)	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	5,597,364	5,597,364	0	31,681,664	31,681,664	0	364,408,209	359,139,714	5,268,495

(記載注意)
様式第1の注1から3までと同様とすること。

様式第5(第8条第1項, 第2項関係)
第1表

送電・高圧配電関連費明細表(2)

(単位:千円)

	受電用変電サービス費			配電用変電サービス費			高圧配電費		
	計	固定	可変	計	固定	可変	計	固定	可変
役員給与	52,236	52,236	0	28,238	28,238	0	124,752	124,752	0
給料手当	23,717,013	23,717,013	0	12,820,816	12,820,816	0	57,291,404	57,291,404	0
給料手当振替額(貸方)	△400,349	△400,349	0	△216,419	△216,419	0	△955,999	△955,999	0
退職給与金	2,950,163	2,950,163	0	1,594,784	1,594,784	0	7,045,582	7,045,582	0
厚生費	4,550,885	4,550,885	0	2,460,093	2,460,093	0	10,829,060	10,829,060	0
委託検針費	0	0	0	0	0	0	0	0	0
委託集金費	0	0	0	0	0	0	0	0	0
雑給	276,186	276,186	0	149,299	149,299	0	985,235	985,235	0
燃料費	0	0	0	0	0	0	0	0	0
使用済燃料再処理等発電費	0	0	0	0	0	0	0	0	0
廃棄物処理費	0	0	0	0	0	0	0	0	0
特定放射性廃棄物処分費	0	0	0	0	0	0	0	0	0
消耗品費	420,400	210,200	210,200	227,257	113,629	113,628	1,595,948	797,974	797,974
修繕費	28,320,869	28,320,869	0	10,921,152	10,921,152	0	130,440,671	130,440,671	0
水利使用料	0	0	0	0	0	0	0	0	0
補償費	7,292	7,292	0	51,191	51,191	0	300,701	300,701	0
賃借料	1,518,225	1,518,225	0	584,506	584,506	0	21,563,287	21,563,287	0
託送料	2,514,295	2,514,295	0	969,568	969,568	0	1,613	1,613	0
事業者間精算費	0	0	0	0	0	0	0	0	0
委託費	10,133,469	10,133,469	0	3,907,690	3,907,690	0	36,024,803	36,024,803	0
損害保険料	0	0	0	0	0	0	0	0	0
原子力損害賠償支援機構一般負担金	0	0	0	0	0	0	0	0	0
普及開発関係費	32,657	32,657	0	17,653	17,653	0	78,419	78,419	0
養成費	365,720	365,720	0	197,933	197,933	0	873,053	873,053	0
研究費	974,353	974,353	0	958,691	958,691	0	2,291,870	2,291,870	0
諸費	2,241,086	2,241,086	0	1,211,474	1,211,474	0	5,227,604	5,227,604	0
電気料貸倒損	0	0	0	0	0	0	0	0	0
固定資産税	10,951,186	10,951,186	0	5,919,934	5,919,934	0	21,315,546	21,315,546	0
雑税	728,933	728,933	0	394,043	394,043	0	30,078	30,078	0
減価償却費	68,756,437	68,756,437	0	37,167,989	37,167,989	0	65,379,112	65,379,112	0
固定資産除却費	12,588,549	12,588,549	0	6,805,051	6,805,051	0	12,082,561	12,082,561	0
原子力発電施設解体費	0	0	0	0	0	0	0	0	0
共有設備費等分担額	0	0	0	0	0	0	0	0	0
共有設備費等分担額(貸方)	0	0	0	0	0	0	0	0	0
地帯間購入送電費(電源線に係る費用を除く。)	0	0	0	0	0	0	0	0	0
他社購入送電費(電源線に係る費用を除く。)	0	0	0	0	0	0	0	0	0
建設分担関連費振替額(貸方)	△141,713	△141,713	0	△76,606	△76,606	0	△183,457	△183,457	0
附帯事業営業費用分担関連費振替額(貸方)	△89,929	△89,929	0	△48,614	△48,614	0	△238,884	△238,884	0
開発費	0	0	0	0	0	0	0	0	0
開発費償却	0	0	0	0	0	0	0	0	0
株式交付費	0	0	0	0	0	0	0	0	0
株式交付費償却	0	0	0	0	0	0	0	0	0
社債発行費	129,686	129,686	0	76,845	76,845	0	229,106	229,106	0
社債発行費償却	0	0	0	0	0	0	0	0	0
法人税等	1,392,343	1,392,343	0	752,666	752,666	0	3,388,990	3,388,990	0
電気事業報酬	22,807,252	22,807,252	0	13,514,495	13,514,495	0	40,645,071	40,645,071	0
地帯間販売送電料(電源線に係る収益を除く。)	0	0	0	0	0	0	0	0	0
他社販売送電料(電源線に係る収益を除く。)	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	194,797,244	194,587,044	210,200	100,389,729	100,276,101	113,628	416,366,126	415,568,152	797,974

(記載注意)
様式第1の注1から3までと同様とすること。

様式第5(第8条第1項, 第2項関係)
第1表

送電・高圧配電関連費明細表(3)

	ネットワーク給電費			計			需要家費	合計
	計	固定	可変	計	固定	可変		
役員給与	38,078	38,078	0	315,334	315,334	0	63,807	379,141
給料手当	17,514,796	17,514,796	0	143,891,575	143,891,575	0	29,334,309	173,225,884
給料手当振替額(貸方)	△291,765	△291,765	0	△2,416,625	△2,416,625	0	△488,933	△2,905,558
退職給与金	2,150,509	2,150,509	0	17,809,107	17,809,107	0	3,603,632	21,412,739
厚生費	3,303,008	3,303,008	0	27,430,474	27,430,474	0	5,536,175	32,966,649
委託検針費	0	0	0	0	0	0	18,306,584	18,306,584
委託集金費	0	0	0	0	0	0	4,929	4,929
雑給	410,134	410,134	0	2,170,442	2,170,442	0	11,329,932	13,500,374
燃料費	0	0	0	0	0	0	0	0
使用済燃料再処理等発電費	0	0	0	0	0	0	0	0
廃棄物処理費	0	0	0	0	0	0	0	0
特定放射性廃棄物処分費	0	0	0	0	0	0	0	0
消耗品費	858,268	429,134	429,134	3,915,319	2,124,465	1,790,854	1,232,632	5,147,951
修繕費	1,935,381	1,935,381	0	209,953,942	209,953,942	0	96,630,495	306,584,437
水利使用料	0	0	0	270,554	270,554	0	0	270,554
補償費	7,654	7,654	0	3,019,037	3,019,037	0	8,448	3,027,485
賃借料	1,246,935	1,246,935	0	33,428,260	33,428,260	0	2,054,989	35,483,249
託送料	0	0	0	18,903,006	16,587,241	2,315,765	0	18,903,006
事業者間精算費	0	0	0	2,517,902	0	2,517,902	0	2,517,902
委託費	17,247,139	17,247,139	0	87,203,756	87,203,756	0	32,355,223	119,558,979
損害保険料	0	0	0	91,842	91,842	0	0	91,842
原子力損害賠償支援機構一般負担金	0	0	0	0	0	0	0	0
普及開発関係費	0	0	0	249,481	249,481	0	13,258	262,739
養成費	797,923	797,923	0	2,713,987	2,713,987	0	359,808	3,073,795
研究費	1,467,204	1,467,204	0	8,006,105	8,006,105	0	428,141	8,434,246
諸費	1,439,347	1,439,347	0	12,005,563	12,005,563	0	7,348,669	19,354,232
電気料貸倒損	0	0	0	0	0	0	0	0
固定資産税	731,737	731,737	0	66,510,259	66,510,259	0	3,418,969	69,929,228
雑税	206,252	206,252	0	1,619,598	1,619,598	0	2,491,453	4,111,051
減価償却費	5,435,736	5,435,736	0	334,815,105	334,815,105	0	11,878,405	346,693,510
固定資産除却費	1,044,963	1,044,963	0	43,293,794	43,293,794	0	2,212,837	45,506,631
原子力発電施設解体費	0	0	0	0	0	0	0	0
共有設備費等分担額	0	0	0	513,629	513,629	0	0	513,629
共有設備費等分担額(貸方)	0	0	0	△936	△936	0	0	△936
地帯間購入送電費(電源線に係る費用を除く。)	0	0	0	253,560	0	253,560	0	253,560
他社購入送電費(電源線に係る費用を除く。)	0	0	0	529,618	529,618	0	0	529,618
建設分担関連費振替額(貸方)	0	0	0	△820,430	△820,430	0	0	△820,430
附帯事業営業費用分担関連費振替額(貸方)	△23,146	△23,146	0	△674,122	△674,122	0	△25,966	△700,088
開発費	0	0	0	0	0	0	0	0
開発費償却	0	0	0	0	0	0	0	0
株式交付費	0	0	0	0	0	0	0	0
株式交付費償却	0	0	0	0	0	0	0	0
社債発行費	0	0	0	833,768	833,768	0	33,318	867,086
社債発行費償却	0	0	0	0	0	0	0	0
法人税等	358,366	358,366	0	10,019,352	10,019,352	0	894,868	10,914,220
電気事業報酬	504,460	504,460	0	141,309,709	141,309,709	0	6,026,675	147,336,384
地帯間販売送電料(電源線に係る収益を除く。)	0	0	0	△58,650	0	△58,650	0	△58,650
他社販売送電料(電源線に係る収益を除く。)	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	56,382,979	55,953,845	429,134	1,169,623,315	1,162,803,884	6,819,431	235,052,657	1,404,675,972

(記載注意)
様式第1の注1から3までと同様とすること。

様式第5(第8条第1項, 第2項関係)
第2表

送電・高圧配電非関連費明細表(1)

(単位:千円)

	水力発電費のうちの 総非アンシラリーサービス費			火力発電費のうちの 総非アンシラリーサービス費			総原子力発電費		
	計	固定	可変	計	固定	可変	計	固定	可変
役員給与	48,145	48,145	0	82,151	74,174	7,977	57,179	57,179	0
給料手当	21,890,224	21,890,224	0	37,588,590	33,938,738	3,649,852	25,878,353	25,878,353	0
給料手当振替額(貸方)	△368,926	△368,926	0	△629,388	△568,274	△61,114	△438,110	△438,110	0
退職給与金	2,719,057	2,719,057	0	4,639,645	4,189,135	450,510	3,229,305	3,229,305	0
厚生費	4,191,614	4,191,614	0	7,196,119	6,497,376	698,743	5,114,296	5,114,296	0
委託検針費	0	0	0	0	0	0	0	0	0
委託集金費	0	0	0	0	0	0	0	0	0
雑給	231,265	231,265	0	691,993	624,800	67,193	479,636	479,636	0
燃料費	0	0	0	3,669,350,439	0	3,669,350,439	5,944,023	0	5,944,023
使用済燃料再処理等発電費	0	0	0	0	0	0	12,344,021	0	12,344,021
廃棄物処理費	0	0	0	41,819,389	0	41,819,389	6,338,143	0	6,338,143
特定放射性廃棄物処分費	0	0	0	0	0	0	1,339,939	0	1,339,939
消耗品費	392,451	193,349	199,102	14,275,975	6,296,879	7,979,096	2,294,647	1,147,324	1,147,323
修繕費	25,597,350	25,597,350	0	175,542,987	158,497,763	17,045,224	55,647,957	55,647,957	0
水利使用料	9,093,379	9,093,379	0	0	0	0	0	0	0
補償費	705,589	705,589	0	2,128,097	1,921,459	206,638	6,463	6,463	0
賃借料	1,418,088	1,418,088	0	3,840,450	3,467,542	372,908	2,579,562	2,579,562	0
託送料	534,451	534,451	0	0	0	0	0	0	0
	(534,451)	(534,451)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
事業者間精算費	0	0	0	0	0	0	0	0	0
委託費	11,714,255	11,714,255	0	42,472,810	38,348,700	4,124,110	41,906,978	41,906,978	0
損害保険料	0	0	0	1,953,641	1,763,942	189,699	2,495,755	2,495,755	0
原子力損害賠償支援機構一般負担金	0	0	0	0	0	0	37,261,800	37,261,800	0
普及開発関係費	47,566	47,566	0	1,219,994	1,101,533	118,461	1,751,665	1,751,665	0
養成費	301,965	301,965	0	612,891	553,379	59,512	504,063	504,063	0
研究費	1,111,268	1,111,268	0	5,052,931	4,562,291	490,640	8,826,586	8,826,586	0
諸費	1,672,460	1,672,460	0	6,410,666	5,788,190	622,476	4,926,419	4,926,419	0
電気料貸倒損	0	0	0	0	0	0	0	0	0
固定資産税	12,420,650	12,420,650	0	29,928,980	27,022,876	2,906,104	12,144,241	12,144,241	0
雑税	37,747	37,747	0	1,236,226	1,116,188	120,038	1,789,658	1,789,658	0
減価償却費	56,270,273	56,270,273	0	221,762,177	201,695,929	20,066,248	107,418,041	107,418,041	0
	(2,192,810)	(2,192,810)	(0)	(15,106,685)	(15,106,685)	(0)	(3,400,669)	(3,400,669)	(0)
固定資産除却費	5,994,344	5,994,344	0	12,692,224	11,459,809	1,232,415	10,109,574	10,109,574	0
原子力発電施設解体費	0	0	0	0	0	0	13,424,730	13,424,730	0
共有設備費等分担額	3,254,381	3,254,381	0	0	0	0	0	0	0
共有設備費等分担額(貸方)	△31,071	△31,071	0	0	0	0	0	0	0
地帯間購入電源費(過去の使用済燃料に係る費用を除く。)	12,667,575	764,445	11,903,130	0	0	0	32,633,105	32,633,105	0
地帯間購入送電費(電源線に係る費用に限る。)	0	0	0	0	0	0	0	0	0
他社購入電源費	68,217,714	52,497,155	15,720,559	195,617,640	46,049,483	149,568,157	72,732,066	72,732,066	0
(過去の使用済燃料に係る費用及び再エネ特措法交付金相当額を除く。)									
他社購入送電費(電源線に係る費用に限る。)	69,898	69,898	0	0	0	0	0	0	0
建設分担関連費振替額(貸方)	△139,554	△139,554	0	△469,733	△424,122	△45,611	△190,870	△190,870	0
附属事業営業費用分担関連費振替額(貸方)	△88,676	△88,676	0	△2,131,852	△1,924,849	△207,003	△195,822	△195,822	0
開発費	0	0	0	0	0	0	0	0	0
開発費償却	0	0	0	0	0	0	0	0	0
株式交付費	0	0	0	0	0	0	0	0	0
株式交付費償却	0	0	0	0	0	0	0	0	0
社債発行費	155,085	155,085	0	301,762	272,461	29,301	137,000	137,000	0
社債発行費償却	0	0	0	0	0	0	0	0	0
法人税等	1,372,934	1,372,934	0	30,703,363	27,722,066	2,981,297	3,031,844	3,031,844	0
電気事業報酬	28,430,922	28,430,922	0	84,311,038	76,593,288	7,717,750	52,752,836	52,752,836	0
(869,590)	(869,590)		(0)	(4,828,541)	(4,828,541)	(0)	(1,756,148)	(1,756,148)	(0)
地帯間販売電源料(過去の使用済燃料に係る収益を除く。)	△3,018,510	△1,973,586	△1,044,924	0	0	0	0	0	0
地帯間販売送電料(電源線に係る収益に限る。)	0	0	0	0	0	0	0	0	0
他社販売電源料(過去の使用済燃料に係る収益を除く。)	0	0	0	△83,433,414	△7,067,520	△76,365,894	0	0	0
他社販売送電料(電源線に係る収益に限る。)	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	266,913,913	240,136,046	26,777,867	4,504,767,791	649,573,236	3,855,194,555	524,275,083	497,161,634	27,113,449

(記載注意)

1 託送料, 減価償却費及び電気事業報酬の()内には, 電源線に係る費用を内数として記載すること。

2 その他は, 様式第1の注1から3までと同様とすること。

様式第5(第8条第1項、第2項関係)
第2表

送電・高圧配電非関連費明細表(2)

(単位:千円)

	総新エネルギー等発電費			低圧配電費			非ネットワーク給電費			合計		
	計	固定	可変	計	固定	可変	計	固定	可変	計	固定	可変
役員給与	652	652	0	73,860	73,860	0	2,691	2,691	0	264,678	256,701	7,977
給料手当	270,517	270,517	0	33,919,676	33,919,676	0	1,237,888	1,237,888	0	120,785,248	117,135,396	3,649,852
給料手当振替額(貸方)	△4,919	△4,919	0	△566,004	△566,004	0	△20,621	△20,621	0	△2,027,968	△1,966,854	△61,114
退職給与金	36,801	36,801	0	4,171,373	4,171,373	0	151,991	151,991	0	14,948,172	14,497,662	450,510
厚生費	57,075	57,075	0	6,411,401	6,411,401	0	233,446	233,446	0	23,203,951	22,505,208	698,743
委託検針費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
委託集金費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
雑給	1,461	1,461	0	583,313	583,313	0	28,987	28,987	0	2,016,655	1,949,462	67,193
燃料費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3,675,294,462	0	3,675,294,462
使用済燃料再処理等発電費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	12,344,021	0	12,344,021
廃棄物処理費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	48,157,532	0	48,157,532
特定放射性廃棄物処分費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,339,939	0	1,339,939
消耗品費	7,643	3,822	3,821	944,889	472,445	472,444	60,660	30,330	30,330	17,976,265	8,144,149	9,832,116
修繕費	211,027	211,027	0	77,228,082	77,228,082	0	106,975	106,975	0	334,334,378	317,289,154	17,045,224
水利使用料	0	0	0	0	0	0	0	0	0	9,093,379	9,093,379	0
補償費	638	638	0	178,032	178,032	0	532	532	0	3,019,351	2,812,713	206,638
賃借料	8,271	8,271	0	12,766,657	12,766,657	0	67,083	67,083	0	20,680,111	20,307,203	372,908
託送料	0	0	0	955	955	0	0	0	0	535,406	535,406	0
	(0)	(0)	(0)							(534,451)	(534,451)	(0)
事業者間精算費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
委託費	187,552	187,552	0	21,328,673	21,328,673	0	838,529	838,529	0	118,448,797	114,324,687	4,124,110
損害保険料	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4,449,396	4,259,697	189,699
原子力損害賠償支援機構一般負担金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	37,261,800	37,261,800	0
普及開発関係費	1,057	1,057	0	46,429	46,429	0	3,066,711	2,948,250	0	3,066,711	2,948,250	118,461
養成費	3,814	3,814	0	516,895	516,895	0	54,289	54,289	0	1,993,917	1,934,405	59,512
研究費	657,293	657,293	0	1,356,914	1,356,914	0	63,863	63,863	0	17,068,855	16,578,215	490,640
諸費	27,857	27,857	0	3,095,031	3,095,031	0	101,445	101,445	0	16,233,878	15,611,402	622,476
電気料貸倒損	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
固定資産税	417,160	417,160	0	12,619,980	12,619,980	0	40,448	40,448	0	67,571,457	64,665,353	2,906,104
雑税	154,750	154,750	0	17,808	17,808	0	14,577	14,577	0	3,250,766	3,130,728	120,038
減価償却費	2,800,128	2,800,128	0	38,708,046	38,708,046	0	300,453	300,453	0	427,259,118	407,192,870	20,066,248
	(25,970)	(25,970)	(0)							(20,726,134)	(20,726,134)	(0)
固定資産除却費	6,392	6,392	0	7,153,543	7,153,543	0	57,759	57,759	0	36,013,836	34,781,421	1,232,415
原子力発電施設解体費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	13,424,730	13,424,730	0
共有設備費等分担額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3,254,381	3,254,381	0
共有設備費等分担額(貸方)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	△31,071	△31,071	0
地帯間購入電源費(過去の使用済燃料に係る費用を除く。)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	45,300,680	33,397,550	11,903,130
地帯間購入送電費(電源線に係る費用に限る。)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
他社購入電源費	120,446,758	0	120,446,758	0	0	0	0	0	0	457,014,178	171,278,704	285,735,474
(過去の使用済燃料に係る費用及び再エネ特措法交付金相当額を除く。)												
他社購入送電費(電源線に係る費用に限る。)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	69,898	69,898	0
建設分担関連費振替額(貸方)	△2,607	△2,607	0	△108,617	△108,617	0	0	0	0	△911,381	△865,770	△45,611
附帯事業営業費用分担関連費振替額(貸方)	△2,911	△2,911	0	△141,432	△141,432	0	△1,636	△1,636	0	△2,562,329	△2,355,326	△207,003
開発費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
開発費償却	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
株式交付費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
株式交付費償却	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
社債発行費	4,905	4,905	0	135,643	135,643	0	0	0	0	734,395	705,094	29,301
社債発行費償却	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
法人税等	45,069	45,069	0	2,006,470	2,006,470	0	25,328	25,328	0	37,185,008	34,203,711	2,981,297
電気事業報酬	1,312,594	1,312,594	0	24,064,128	24,064,128	0	35,654	35,654	0	190,907,172	183,189,422	7,717,750
	(8,729)	(8,729)	(0)							(7,463,008)	(7,463,008)	(0)
地帯間販売電源料(過去の使用済燃料に係る収益を除く。)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	△3,018,510	△1,973,586	△1,044,924
地帯間販売送電料(電源線に係る収益に限る。)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
他社販売電源料(過去の使用済燃料に係る収益を除く。)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	△83,433,414	△7,067,520	△76,365,894
他社販売送電料(電源線に係る収益に限る。)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	126,648,977	6,198,398	120,450,579	246,511,745	246,039,301	472,444	3,400,339	3,370,009	30,330	5,672,517,848	1,642,478,624	4,030,039,224

(記載注意)

- 1 託送料、減価償却費及び電気事業報酬の()内には、電源線に係る費用を内数として記載すること。
- 2 その他は、様式第1の注1から3までと同様とすること。

送電・高圧配電関連需要明細表

	最大電力 (10 ³ kW)	延契約電力 (10 ³ kW)	尖頭時責任電力(10 ³ kW)		発受電量 (10 ⁶ kWh)	口数 (口)	販売電力量 (10 ⁶ kWh)
			夏期	冬期			
特別高圧需要	6,249	—	6,105	5,682	40,931	15,000	40,013
高 圧 需 要	10,084	205,824	10,084	8,941	49,475	1,394,000	47,597
低 圧 需 要	10,611	576,526	8,595	8,031	44,244	127,236,000	40,694
合 計	26,944	782,350	24,784	22,654	134,650	128,645,000	128,304

(注) 上記はいずれも原価算定期間における各年度の平均値。なお、販売電力量について、原価算定期間の合計値は、特別高圧需要120,038百万kWh、高圧需要142,788百万kWh、低圧需要122,083百万kWh。

様式第6の2(第9条の2第3項関係)

送電・高圧配電非関連需要明細表

	最大電力 (10^3 kW)	尖頭時責任電力 (10^3 kW)		発受電量 (10^6 kWh)
		夏期	冬期	
特別高圧・高圧需要	15,669	15,669	14,219	88,196
低 圧 需 要	10,611	8,595	8,031	44,244
合 計	26,280	24,264	22,250	132,440

様式第6の4（第14条の3関係）

第1表

追加事業報酬総括表

（単位：千円）

項 目	金 額	備 考
連 系 設 備 特 別 報 酬 額 (1)	1,660	送配電部門電気事業報酬額 166,593,998
還 元 額 (2)	—	
内 部 留 保 相 当 額 控 除 額 (3)	—	
追 加 事 業 報 酬 額 (4)=(1)-(2)-(3)	1,660	

原価算定期間を、平成26年4月から平成29年3月までの3年として算定した。

（記載注意）

送配電部門電気事業報酬額を、備考欄に記載すること。

第2表

連系設備特別報酬対象額明細表

（単位：千円）

	連 系 設 備			関連周辺設備		合 計
	名 称	区間又は 所在地	金 額	名 称	金 額	
特定 固定 資産	—	—	—	—	—	—
	—	—	—	—	—	—
	—	—	—	—	—	—
	—	—	—	—	—	—
	—	—	—	—	—	—
建設 中の 資産	東京中部間 連系変換所 (仮称)	岐阜県飛騨地方	114,500	—	—	114,500
	—	—	—	—	—	—
	—	—	—	—	—	—
	—	—	—	—	—	—
	—	—	—	—	—	—
連系設備特別報酬対象額						114,500

（記載注意）

建設中の資産の欄には、第14条の3第3項(沖縄電力にあっては、第19条の14第3項)の建設中のものについて記載すること。

様式第7(第17条, 第18条関係)
第1表

送電・高圧配電関連費及び送電・高圧配電非関連費計算表

(単位:千円)

	固定費			可変費			需要家費			合計		
	固有	追加	計	固有	追加	計	固有	追加	計	固有	追加	計
送電・高圧配電関連費	571,849,312	31,320	571,880,632	2,371,586	55,292,184	57,663,770	216,764,694	891,161	217,655,855	790,985,592	56,214,665	847,200,257
送電・高圧配電非関連費	769,420,799	23,407,382	792,828,181	1,349,843,193	40,357,714	1,390,200,907	—	—	—	2,119,263,992	63,765,096	2,183,029,088

(記載注意)
固有の欄には第10条第1項第1号又は第2号で整理された固有固定費, 固有可変費及び固有需要家費を, 追加の欄には第16条で整理された総追加固定費, 総追加可変費及び総追加需要家費を, 記載すること。

様式第7(第17条, 第18条関係)
第2表

原価等集計表

(単位:千円)

	固定費			可変費			需要家費			合計		
	固有	追加	計	固有	追加	計	固有	追加	計	固有	追加	計
低 圧 需 要	1,341,270,111	23,438,702	1,364,708,813	1,352,214,779	95,649,898	1,447,864,677	216,764,694	891,161	217,655,855	2,910,249,584	119,979,761	3,030,229,345

(記載注意)
第1表で整理された金額の合計額を記載すること。

注 様式第1の注1及び2と同様とすること。

様式第8 (第19条第6項関係)
第1表

低圧需要原価等と料金収入の比較表

(単位:千円)							
	固定費	可変費	需要家費	合計	販売電力量 (10 ⁶ kWh)	単価 (円/kWh)	想定料金収入
低 圧 需 要	1,364,708,813	1,447,864,677	217,655,855	3,030,229,345	122,083	24.82	3,030,227,800

(記載注意)
様式第1の注1及び2と同様とすること。